

古寺朝

あさ日かけ、いつるやいかに、高野山、  
まつあかつきは、すきぬものから。

この歌高野山参詣のをりの、歌にてもあるへし。下の句は高野山中の風情なるへし。  
以下かゝる歌は、永正三年五月廿三日の、奥書ある百首歌にして、三月四月の餘閑の  
所詠。題は文集五言。去年二月水無瀬宮御法樂の歌の、勅題となりしものなりと。  
なほ風体の卑劣をかへり見す、叙覽に供へ、勅點を乞ひしに裏紙に宸筆して、點を加へ  
たまひきといへり。家の爲珍重秘藏すへきよしを記せり。

春歸日復暮

くれにけり。春よいつくに、ゆく鳥の、  
入相のかねの、蜂のしら雲。

初句にて切れ、二句の三言に、よの感動詞を用ひたるは、西行の好むてもちひし修辭な  
り。三句より四句へのかゝりは、當時の格なり。

新樹葉成陰

あさみどり、春みし色に、引かへて、

かへてかしたのは、露のすしさを。

下の句によりて、ありふれたる上の句も、あたらしうきいゆ。その頃にしては、清新の  
作なるへし。

日有歸山情

思ひたつ、心なしとや、みねの雲、

しれかじふかく、ちさるころを。

四の句を四三の調へにしたるは、全くその頃の格調也。

また詠百首和歌といへるに、牡丹花は左のとき、評を下せり。

愚墨五十五首 牡丹花上

百篇御詠拜讀數返、不堪嗟嘆、可弁雌雄今更註不相當、依匡默止之、仰双々花實刈其楚  
段々錦繡擇其奇也。應殿命耳、前法外之所作無及是非。

およふへき、かけにもあらぬ、老の浪、

かけしちさきりよ、和歌の浦松。

牡丹花拜

就中

名所爲 初花 嶋花 残花 納涼 浦月

不逢戀 閑居戀夕顔の面影無類候

橋三笑之事 珍重々々 寄木雑甘棠其興之

その歌は、

名所爲

誰きげと、なかき日あかす、高圓の、

をのへの宮の、うくひすの聲。

この歌のおもしろきは上の句にあり。萬葉集の名所、高圓をとりいたされたる、いとめつらし。

初花

年々に、おとろかれぬる、春の花、

ささめし世を、いかみつらむ。

下の句、ささめし世といへるところに、餘情なきこもれるか。

嶋花

いつの世の、新守嶋か、うへたきて、

かゝるところも、花はさくらん。

我こそは、新嶋守よ、沖の海の、あら浪風、いころしてふけ。このたはん古事を、かひまくもかしこく、思ひてのすさひなるか。さりとはいとあはれふかき歌ならすや。二句目のか文字、初の句のいつにかゝりたりとすれば、清みてよむべきこと。

残花

ありてうき世をしる花の、中に又、

いころなかきも、あはれならすや。

上三句、なに等巧妙の詞を、二句の終りより、三句目入のかゝり、そのつかひさまの、如何によりては、随分俗にきこえ、當時の連歌の口つきにもなるべきを、これは上手のてきは、格別幽にきこゆ。

納涼

涼しさの、音をくらへは、わたたきつ、

松の嵐と、いつれたかけん。

古今の風調をうつして、しかも失敗にをはりたる歌也。牡丹花のみところはいつこなりしか。二の句語格たかへり。

浦月

いつはあれど、松を秋風、ふくたとも。

いさよふ月に、すみよしの浦。

みえにのみか、はりて、まごころをうしなへる。當時のしらへ、ぬえ草のめしき歌なり。

これはたゞ三句と四句とのつゞきによりて、しかまごめるなり。

不逢戀

あはしとよ、いはてすまじや、つれなさの、

みさほなるへき、はじめ也けん。

つれなさのみさほとは、いとめつらしき詞なり。

閑居戀

まれにきて、はらふもかなし、蟲の音に、

さほへる露の、とこなつの花。

さりかけたつものに、いと青やかなる露の、心地よけに憂ひかゝれるに、白き花ぞ、たの

れひとりゑみの眉ひらけたる」などある風情を、思ひよせられたるを、牡丹花はめてた

るなるへし。閑居のこころ、一首にみちわたれり。

橋

谷ふかみ、橋をすましの、誓ひたに、

あれはある世を、なごかわすれん。

牡丹花かいへるやうに、三笑のことをいはれたるか思考なるへし。下の句は時世にた  
くへたる、公が述懐ならん。

寄木雜

やどりけん、あとなつかしみ、世々へても、

まごころなしの、かけあふくなり。

昔わすれぬなさはあらはるれとも、歌としては今一いきなり。

なほ百首和歌、文明六年秋、飛鳥井雅康の點十六首あり。その頃は右中將のをりなり。

「雅康は雅經の後、雅世の二男にして、官は權中納言、位は正二位にのほり、文明十四年

二月剃髮して、二樂軒といひぬ。明應八年小夜の中山にいたり、富士を見て十首の詠歌

あり。當時この道につきて、名望ありし人なり。山のかすみ、關東海道記などの著あり。

次には明應の度、獨吟定家卿四季題百首といふものあり。その頃はすてに權大納言に

なれりしをりなり。」

飛鳥井雅  
康

横雲の、ひくまの  
里を、へたてきて、  
またたくひなき、  
不二の障。ひなき、  
こわはそのをり、  
吉美妙立寺にて、  
露の味をみて、秋  
めりしもの也とい  
へり。

次には永正三年後五月十八日、家着到百首といふものあり。  
 次には永正四年四月廿日已來、家着到百首といふものあり。  
 次には三百卅首題、内卅四首といふものあり。  
 次には永正六年九月已來、禁中御著到百首といふものあり。  
 次には永正六年十一月十二月、一夜百首といふものあり。  
 次には永正九年二月、戸部禪門點、堯孝法印撰、編題獨吟百首といふものあり。其内廿五  
 首を点せり。その一二をあくれは、

巖上躑躅

中にふる、思ひをたねと、うちいで、

岩につつしの、色こがるらん。

瀧下歎冬

瀧みつ、よへとこたへぬ、心をも、

いろにやいつる、山ふきの花。

寢覺水鶏

ゆめちより、ほのかにききて、驚けは、

たごころにしも、水鶏なく聲。

嶺上鹿

さをしかの、聲ほのかなる、恨をも、

みねのくすはの、風にみよとや。

松上雪

つもるとで、拂ひつくせは、ふかみどり、

まつこそ雪の、うへになりぬれ。

閑居埋火

今は身の、心は寒き、灰となりて、

よの春しらぬ、埋火のもと。

神社

あらはれし、菫の八百合の、いくへとも、

しらぬちかひや、住吉の神。

温泉

わさかへり、岩もる水よ、いつのよの、

思ひのいろに、いでゆなるらん。

揚貴妃

まほろしに、みえしもはかな、身をかへし、

此世の外の、山なしの花。右は廿五首のうち也

いつれも皆その世の調へ、ことには堯孝か風体をもしるへき歌ともなり。しかしてそのおくに次の贈答あり。

色もかも、木ふかき百の、梅か枝に、

わかぬ心や、老のうくひす。

返歌

うくひすの、あはれかけたる、心をそ、

いろなきむめの、にほひともせん。

次には建保題百首といふものなり。さてこの建保百首といふは、順徳院御集に、建保三年十月廿四日、名所百首人々つかうまつりし時と見えて、そのをりよみてたまひし御歌にて、春にては、音羽川、玉島川、高砂、春日野、三輪山、葛木山、手向山、伊勢海、志賀浦、三島江、鹽籠浦、宇津山、芦屋里、吹上濱、湯等三崎、忍山、水無瀬川、大淀浦、田籠浦、末松

順徳院御集、一に紫禁和歌草と號す刊本にて三卷あり

山をよみ、夏にては、大井川、篠田杜、猪名野、御裳瀬川、伊香保沼、天香久山、大江山、難波江、美豆御牧をよみ、秋にては、松浦山、泊瀬山、立田山、須磨浦、宮城野、水葦岡、小倉山、宇治川、常盤杜、三室山、高圓野、伊駒山、生田池、清見關、武藏野、伊吹山、佐良之野里、白川關、野島崎、明石浦、阿武隈川をよみ、冬にては、清瀧川、小鹽山、住吉浦、交野、田養島、有乳山、浮島原、安達原、因幡山、鏡山をよみ、戀にては、伏見里、霞浦、石瀬杜、筑波山、袖浦、益田池、高師濱、阿波手杜、志賀須賀渡、濱名橋、磯間浦、守山、佐野々布奈橋、安積沼、松島、緒繩橋、三熊野浦、鳴海浦、二見浦、名取川をよみ、雜にては、芳野川、鈴鹿川、不盡山、還山、天橋立、明日香川、鳥羽、辰市、吹飯浦、布引瀧、長柄橋、玉河里、生浦、佐夜中山、嵯峨野、角田川、志賀摩市、若浦、相坂關、御津濱をよみたまへり。公はこの御題によりて、そのあとをつきしものなり。然れども公か詠歌における、用意の謙遜なるはこの詠草のおくに、

此百首題依難得風情、往來末詠之。

とある、いとゆかしきことなり。その風情を得かたしとあるは、たゞその風景を、居ながらにしての想像なれば、十分に見るものをして感動せしむべき、情景をよむことのかたきのみならず、甚たじきは題詠に、まぬかるへからざる缺陷、即實景にたかるへものを、

のこさむことのいとくちをしぐてそのことなるへし。

次に又この歌をよみいでし由來を。

爰去年冬比道賢法師、爲聖廟法樂一夜詠之、忽有神感之子細云々。伴詠草一見不堪吟興、試經連之早卒初一念同類等、不能引勘之風体言語頗狂忽、不可他見而已。

永正十年正月廿日

有判

しからはこは五十八歳の時の歌としらる。しかしていつこまでもこの謙退の詞、ますくその人格までも、想像せらるゝなり。

名所の歌につきて

さてこの名所を、わざと歌によむこと、即題詠としたることは、すでに陳述したるかごとく、古今集時代にはしまりて、おひくゝにその流行を來したり。寛平菊合に、その名所十所をよみしかことき、紀貫之、凡河内躬恒、平兼盛、中務などか、屏風の歌をよみたるかことき、古今集をはしめ、そか家々の集にも、記されたるかことし。鎌倉時代にいたりては、土御門帝建永二年、最勝四天王院をたてられし時、その障子にかきつけられたる、春日野以下四十六の名所を題にして、當時の名匠、定家、家隆、雅經、慈圓、通光、有家、具親、秀能、俊成の女などの、詠進したることあり。明月記を見れば、建仁三年九月九日、良經定家に御願寺御障子名所等のことを、おはせられしことあり。また時の御門

百首歌につきて

は、名所五十首を、四季戀に分ちて、各十首つゝ詠みてたまひしこと、その御集に見ゆ。次に後堀河帝貞永元年八月十五日に、名所の題にて、月の歌をよませられしことあり。伏見帝永仁三年には、伊勢の神職等、八十番の新名所繪歌合を、おこなひしことあり。當時爲家も名所五十首をよみしこと、明題部類抄にしるせり。

なほこの百首歌といへることも、かの定家の百人一首といへるに始まりて、永久、久安、正治、弘長の百首などもあらはれて、おのかしゝ、きはひて百首和歌といふを、詠みいつるやうになりしなり。これらのひゞきをうけて、公もその百首和歌といへるを、いとおほくよまれしなり。されどもこの名所和歌といへるにいたりては、その風情を得かたしとて、久しくよみいでられさりしこと、おもはる。そのうちの三つよつ。

音羽川

きけはけさ、氷なかるゝ、音羽川。

よはにやよきし春の初風。

この歌巻頭のものなり。上の句の三句へのつゞき、よほど苦心の作とおほゆ。下二句又思考あり。當時の調へとしては、まづ成効の作なるへし。

篠田社

おりはへて、しの田の杜の、千枝より、  
あまる思ひを、なくほとんぎす。

四の句を文字の使用法いとあたらし。當時のしらへよりぬけいて、一きはめたちた  
る歌なるへし。

水莖岡

くすの葉の、うらみなれにし、秋風や、

なにいまさらの、水莖のをか。

上の句のや文字より、下の句のなに、か、れるしらへ、いとくう力あり。これも上  
のにおなじき仕なるへし。

鳥羽

はるくと、都の南、秋の田の、

いろに句ふや、鳥羽の山風。

いとたけあるか上に、風情眼前にあらはれたる歌也。されとも四句のや文字は、時調た  
るをまぬかれす。

次は春日社法樂の百首和歌。大永五年二月七十歳のものなり。これは春十八首、夏十二

首、秋十八首、冬十二首、戀十首、雜三十首をならへたり。

次は百首の詠歌にして、これも春、夏、秋、冬、戀、雜の六部にわけたり。そのおくに、

享祿四年七十六歳三月、以春日祭勅使御次、逍遙院法樂也。三月四日より至八月五日間

詠之云々。以自筆書寫之同校合。同年五月十日。

としるせり。

次は内裏着到百首といふものにて、永正八年三月三日以來のものと記るせり。五十七  
歳の時なり。この十三年、即六十二歳にて剃髪せられたりとおもはる。

次は永正十年九月日、謀獨詠題堀川院初百首といへるものにて、即五十九歳のときのも  
のなり。そのおくに、

右重陽以來之日課也。老眼早覺忘相難謝、每曉吟一首以爲九品觀念助業。凡百首和歌  
者、堀河院聖代爲濫觴歟。高祖康和大納言殿觀發云々。此題爲初學入門諸家古來詠  
之。何況後衛尤可追慕者乎。予自少年、數度雖綴之、其草志紛失畢。老後之餘習、偶  
終百篇之功。雖然不及切磋、無一首可取之。只以述早懷爲餘。更不可他見而已。

永正十年臘月十九日

槐陰逃康子

さて其題といへるは、春にては二十、

立春 子日 霞 鶯 若菜 殘雪 梅 柳 早蕨 櫻 春雨 春駒 歸雁 呼子鳥  
苗代 雀 杜若 藤 欸冬 暮春

夏にては、十五、

更衣 卯花 葵 郭公 菖蒲 早苗 照射 五月雨 蘆橘 笠 蚊遣火 蓮 氷室  
泉 六月秋

秋にては、二十、

立秋 七夕 萩 女郎花 薄 刈萱 蘭 萩 雁 鹿 露 霧 檜 駒 迎 月 擗  
衣 蟲 菊 紅葉 九月盡

冬にては、十五、

初冬 時雨 霜 霰 雪 寒蘆 千鳥 氷 水鳥 網代 神樂 鷹狩 炭籠 爐火  
歳暮

戀にては、十、

初戀 忍戀 不逢戀 逢戀 後朝戀 遇不逢戀 旅戀 思 片思 恨思  
雜にては、二十、  
曉 松 竹 苔 鶴 山川 野 關 橋 海路 旅 別 山家 田家 懷舊 夢

公の歌に  
かいら

公の歌に  
かいら

公の歌に  
かいら

無常 述懐 祝

なり。こは右のおくかきにあるかごとく、堀河院の御時かの百首濫觴をなしてより、初  
學のこの道に入れるものは、必一たひは、この題を詠まざるへからざる、規定をなした  
り。されば公も少年より、數度之をつくりつといはれしなり。

なほ本集の歌にては、細江漁叟卅首和歌、報贈細江漁唱三十首和歌、百首春日社奉納春  
夏秋冬、入道中納言宋世點百首、それには「よしあしと、いかてわか身に、和歌の浦。や  
さるもすむも、玉の光を」の宋世の歌をしるせり。文明十五年癸卯將軍家着到和歌、自  
九月二日、至十月廿二日、毎日二首詠進之云々。百首延徳年冬獨吟定家卿文治二年仙洞  
初夏百首題、春十五首點者姉小路基綱卿四十九首、明應五年獨吟定家卿建保三年九月十  
三日、文龜三年亥三月三日以來、内裏着到百首、同年九月十九日以來、禁御着到百首、永  
正元年三月三日以來、家著到百首、同二年三月三日已來、内裏着到百首なり。

かくて思ふに、本集に、宋雅、宋世、基綱、牡丹花、戸部禪門、雅康、堯孝などの點ある、そ  
の點者どもは公かこの道における無上の友たりしことをしると共に、またこの人々等  
の當時の歌壇における位置も、しらるべきなり。公はかくのごとく、この道に鍛錬の功  
者たりしをもて、そののちには公條をいたし、明星抄の著者、三光院實澄をいたしぬ。實



澄又古今集源氏物語の秘書口譯をうけて、一を後水尾院に傳へ奉り、一を細川幽齋に傳へたり。その秘書口譯といふもの、今よりこれを見れば、學者の云謂するに足らざるものなりといへども、とにかくにこの道の繼續、この道の研究のかたはしとして、當時の人々をして、多少こをうちすてしめさりし、獎勵ともなりしは、やかてそのものゝ効果なりと、思ひあたれりしことそ多かる。この門流よりいてし幽齋の、織豊時代におけるこの道に貢獻の大なりしこと、ついでには林羅山をして、元和假武の後にわたける學界にいはは斯道頽廢、戦後荒涼の社會より、文藝將に復古せむとする時代に向ひて、人の望むべく、人のあふくへき曙光を、はなたしめたるにつきては、まづ幽齋を稱揚するは、いはすものことなれども、さかのほりて、公の一世に及ほし、その斯道に盡瘁せられしことを、わするへからざるなり。なほしも公の末流は、その四代にあたる實條の子、公種にいたりて、武者小路の一家をたて、その子實陰は、終に徳川時代におきて、堂上の歌學者として又歌人として、謂はゆる武者小路なる一風を、ひらくにいたりしも、なごかは多少の默契なくやは。

なほ公の餘枝としては、入木道の蘊奥をきはめ、開香の家元となつとはれたり。入木道にては尊鎮流をよくして、別に三條殿の流といふをはしめられたり。尊鎮親王は、遠く

公の末流

公の餘枝  
公の入木  
道の香道

勅筆流の祖とあふかれたまへる、後圓融院の筆法をうけたまひし、後柏原院の弟君に、わたらせられたる君なり。かくてこの流をつきて、世に名ありしは、西三條公條、中院通勝、九條植道なり。香道にいたりては、當時義政の同朋志野宗信、珠光より真台子の傳をうけ、かたはら香道をよくし、組香の枝を、つくりいてし時にあたりて、公もまたこの一道において、いたくその枝をあらはし、終に香道の家元として、あふかるゝにいたり。これらの次第、小著茶道史にのへたるを見てしるへし。

公か墓は、壁巖野二尊院にあり。この院は永正中、公の父公保か、閑居のところなりしを、法然上人を開基として、終に寺となしたるものにて、その二尊院といへるは、後奈良院の下したまひし、勅額によりてなり。天文六年八十三歳にて、夢せられし時、遺骸をここに葬りしなり。

その年の四月はしりつつかた、朝早くおきて、壁巖の二尊院をこひ、三條西實隆公の墓にまうつ。墓は本堂のうらての山にありて、肉つきやせて、しがらみ苦むしたる五輪一基、はつかにその上のおもかけを、思ひうがはしむ。それならびて、公條、實枝、兩公の墓もあり。香華にかへたりこにはあられど、

しら川の、石の五輪は、いけむして、

春やむかし、おもかけもなし。

なご、二つ三つ口すまみたるを手肉け、水にかへたる涙も、例のはよりおつるにまかせたり。

茶道史

公の墓

六十餘年昔昨非  
伽黎奪得換朝衣  
一身林下已知足

何向君王尤焚悴  
黑髮のあかぬ  
こまなし今は

身  
をばり

亂れぬれ

かひ

はかり楚

右近衛院入道

前内大臣肖像

本堂にがへりて、なにくれとつゝあるに、あるしの法師の、いこれと  
ろにあるはかたり、あるは見せなとしけるいこうれし。そのうち公が  
肖像といへるを見るに、法鉢にして、白衣二枚をかまれ、袈裟、ころも  
もに纏そめて、右手槍扇をもち、左手念珠をつまくりて、高麗へりの  
疊台に座せり。その船まつ六句にあまれるなるへし。御かたの上には三  
葉の色紙あり。二葉は白、一葉は褐色にて、そこに賛あり。後奈良院の  
御成輪なりといへり。

「部の朝夕の一節」

かくておのれは、三玉和歌集時代を代表すへき、雪玉集を  
わけて、その時調を示し、その時代の棟梁たる、作者三條  
西實隆を紹介して、その前後の歌壇を略述したなり。讀者  
先以て、當時の梗概に通したるなるへし。

御日並の和歌をかゝけて、堂上風の作例を示すへし。

後柏原院御日並、結題、

夏八日、鵜船廻島

しまかけの、そなたになりぬ。川上の、

永正元年宣

あはれいかに、あけやすきよの、うかひふね、

しまかくれゆぐ、ほどやなからむ。

心をや、この瀬ひとつに、引しまの、

ゆきめぐりても、うふねさすらむ。

篝火の、かけそきえゆく、鵜飼舟、

いままよしまかけ、こめくるらむ。

世と共に、さすや鵜舟の、かゝり火は、

やみにあけゆく、島かけもなし。

うかひ舟、月もあまさり、あくる夜に、

なほしまかくれ、思ひゆくらむ。

川嶋の、ながれを遠る、鵜かひふね、

めぐりもはてす、あけぬこの夜は、

うかひ舟、水の川島、行きめぐり、

大津川、かけもかくれぬ、夜のがり火。

公 前 條  
實 隆  
雅 綱  
政 爲  
和 長  
元 長  
濟 繼

大井川、見よやうふねに、ともす火の、

あかしもさそと、島かくれゆく。

川島の、こなたかなたの、鶴飼舟、

月によころも、かけやありけむ。

めくり來む、闇も幾夜そ、うかひふね、

くらきよりなほ、くらき島かけ。

川島や、めくるも早き、うかひふね、

たもへ、むくひの、かたりけるよを。

うかひふね、のほれば下る、川しまの、

こなたかなたの、かたり火のかけ。

川しまの、めくる鶴舟に、なす罪の、

むくひもかくや、なほなからまし。

河上や、くたすうふねの、島かくれ、

くらき島の、かけそあなま。

おなし瀬に、しけき簀や、川島の、

○	守	公	爲	伊	重	康	季
	光	音	孝	長	治	親	種

へたつる波の、うふねなるらむ。

これは永正六巳巳年九月九日より始めて、同年十二月廿日に終りしものにて、歌數千六百首なり。題は春廿首、夏十五首、秋廿首、冬十五首、戀十五首、雜十五首なり。作者は後柏原院、西三條實隆、同公條、冷泉政爲、同爲孝、飛鳥井雅綱、甘露寺元長、同伊長、廣橋守光、中山康親、東坊城和長、四辻公音、姉小路濟繼、高倉永宣、小倉季種、田向重治の十六人にて、いつれもその頃、この道の達人として、きこえたる人々なりき。そのうち後柏原院は、柏玉集の著者にましまし、西三條實隆は雪玉集の著者、冷泉政爲は碧玉集の著者にして、いつれもこの三玉集時代の棟梁として、世にあふかれたり。實隆のことはすてにいひぬ。後柏原院は後土御門院第一の皇子をもて、大統をつきたまひしかとも、時まさに戦亂錯綜の代とて、朝夕この道にのみ、かゝはりたまふこともかなはざりしかとも、天才の器には、人工の彫琢を用せず。渾然としてそのかたちをなすかごとく、時の名匠とならひて、すこしもその遜色なし。その五つ六つをあくれは

海邊霞

いそ山や、いはほのこらす、こすしほは、

松よりくもる、霞なりけり。

永正和歌  
結題の作  
者

後柏原院

柏玉集の  
歌

山居秋夕

山深み、我をいは木になしてみは、

あきの夕も、思ひわかしを。

残月越關

こねやらて、我そせきもる、不破の山、

横立山に、ありあけの月。

文龜元年九月廿八日、後土御門院御一回忌御製、彌陀名號を上におきて、

なかむれば、千々のたもひも、何ならて、

この一きはを、月はしるらん。

むらくもの、はれくもる月の、しはしたに、

光かくるゝ、おもひやはなき。

あけぬよの、ゆめの中より、めくりさぬ、

去年見し月の、今日のおもかけ。

みをしれば、なへての秋の、涙かは、

いかにやささん、袖のたもかけ。

たまのうてなはちすのうへに住かへて、

ごことはにこそ月もみるらめ。

ふたよまで、名高き秋の、月もみつ、

その世の光、よにのこさはや。

不堪待戀

たのめつる、心にふくる、よひのまを、

またるゝとしも、人はおもはし。

別戀

までしはし、かたらひおきて、いつるよの、

心もしらぬ、月そかたふく。

名立戀

身よいかに、たふる日多き、ならはしも、

しらてたつ名の、田子のうら波。

こは御製の白眉を、あけたりといふにあらす。たゞわか記憶にある二三を、しるし奉りたるにすぎす。全集を朗吟詠味し奉れば、絶唱またたはからむかし。

鳥丸光雄か口授に、こころまかせに。一部とりきはめて見ならふへきは草菴集。雪玉集又柏玉集なりとあり。一部とりきはめてとは我詠歌の標準とたつへきのいひなるへし。二水記に、永正十七年二月廿二日辛巳、水無瀬社法樂會を修したまひしをり、天皇の懷舊御製、

あちきなく、世を思ふ故の、こののは、

及はぬもの、たなし心を。

の歌を、講師披講に造ひし時、左右の親臣、流涕歎歎したりしことをしるせり。もとより寂慮のほどをかしこみてのことなれども、一はその詞調によりての感動や涙の種なりけむかし。「及はぬもの、たなし心を」時の調へにはあれど、なむそれ幽艶痛切なる。

冷泉政爲は定家の孫爲相の、ち、下冷泉祖持爲の子なり。位は正二位にのほり、官は權大納言にいたれり。晩覺といへるはその法號なり。大永三年身まかりぬ。實隆の逝去にさきたつと十四年なり。

いよその家集碧玉集より、二三の歌をか、けつ。

無題

一とせを、いかにをくれと、春は又

けふたちかへる、こころなるらん

毎家有春

たれもよに、戸さしわすれて、住人の、

心や春の、やとりなるらん。

暮春鶯

春とのみ、をのれつけこし、鶯も、

くるころらみそ、しらすかほなる。

枕上時雨

名こり思ふ、袖をばしらす、すきぬらん。

まくら時雨て、ゆめかへる空。

炭竈烟

絶々に、炭やくみねの、白雲は、

けふりの、外のいろもさひしき。

爐邊閑談

うつみひの、かけよりも猶、かすかなる。

わかよかたりは、きかれむもうし。

閑

すめはかく、いつくも、おなし柴の、戸を、

もどめし山も、あさき心よ。

諸法實相

末の世に、たえぬ御法の、さまくを、

わくるもたなし、道としらすや。

當時の人も、家の人とあかめ、みつからもしか思ひて、専らその家風をみたさす、その規矩に則りたらむと思はるれど、代々にうつりこし風調は、この頃にいなりては、殆むと異風なりと言ふも、不可なきまてになりぬ。家の祖、俊成、定家のよみ口は、しはらくおき、その孫為家のよみたるものと、たくらへ見ても、そのかたはしを、うかふにたりぬへし。

これよりさき、後花園、後土御門の御代にかけて、世をまつりこちたる義政、義尚、文雅の志ありければにや、をりには一條兼良、小槻雅元、卜部兼俱、藤原宣胤等をめして、講

紅塵火集本一巻  
後土御門院の御集  
なり

東山義政

常徳院義  
尚

學の道をひらかむといとつたり。されども時いまたいたらさりければ、一は東山に隠遁し、一は天札して、その志をさけさりこそ、口をしかりしか。

義政、慈照院といひて、ことに藝術の趣味に富み、古書書古器物を鑑賞品評し、茶道香道に、精通したるほどの人なりければ、従つてこの道にもうとからさりけり。その歌を集めたるものに、慈照院義政公集あり。今寫本にて、銀閣寺につたはれり。群書一覽に、本書の手蹟室町殿公方義昭云々あり。いま銀閣寺に所藏する寫本、そのものとも思はえず。あはれそのふみいつかたにかはふれむ。

義尚又その子として、文學ひの道には、いとく心ありけり。長享元年佐々木高頼征討の陣中にたに、ひまあれは孝經をはしめ、春秋左氏傳を講せしめしほの人なりければ、詠歌のことも、をさく意らすして、隨分の堪能なりき。塵塚物語に、常徳院殿依御秀歌、炎天曇事などをしるしたるも、あなからならぬこととおもはる。いま常徳院義尚公集一卷外に新百人一首一巻つたはれり。

なほこのみかどの御時、東常縁古今集の秘訣をしれるよしをもて、文明の頃召しいたされて、この道につくしたり、かれ都にとまること三年ばかり、その間入門の弟子、また妙なからさりき。そか高足に宗祇といへるものありき。中々にこの道に堪能なりけれ

宗祇法師

秘事口傳  
は時代の  
要求

古今の秘  
事口傳

物語の秘  
事口傳

は、文明三年といふに、古今集の秘訣をさづけられたり。古今傳授を唱道したるは、この時やはしめなるべき。

しかしてその秘訣とはなに、傳授とはいかなるものか。いまよりしてこれをみれば、たゞその道を神秘にせむとて、牽強附會の説を、たてたるのみにして、學説としてとるに足るべきものなし。尙いはく、自からの糊口のために、門戸をはるべき必用の上より、思ひつきしことなりけむかし。されども、當時の歌壇における趨勢、時代の要求なりとも、いはゞ言ふへかりじなり。かくてそかゝる戦亂の世にも、その序をおほひ、その師につき、その道をきはめて、一首の歌も、よみてむとの人も、いてきにけらし。されはこの秘訣の傳授、今の世の物學ひの頭腦より付度して、たゞに一笑に附するも、又時代思潮をわきまへざることをいふべきか。

古今の秘事口傳といへるは、まづ三鳥三木一艸の事なり。その三鳥とは、百千鳥、呼子鳥、稻負鳥。三木一艸とはをかたまの木、かむなぐさ、めと、けつり花を秘事口傳として解説したるものなり。これに古としの巻、初はなの巻、七首の秘事、七ヶ條の大事まで三たりの翁の傳、二聖の傳などのことをもそへたり。この外源氏物語にては、揚名介、みつか一つ、このゐものゝ袋を、三箇の秘傳といひ、これに十五ヶ條の大事を加へ、伊勢

相傳の目  
録

傳授切紙  
の寸法

物語にては、しほしりの傳、都鳥の傳をいひ、つれく草にては三箇の大事、七箇條の習事をいひて、此等も相傳の大事となしたり。かくてこれを目錄として、その人に與へたるものなり。古今集といふ書にのせたる目錄左のごとし。

目錄

一奉授	一通	一三鳥の大事	一通
一三ヶ之大事	一通	一口傳の事	一通
一作傳之事	一通	一風体の事	一通
一重之重	一通	一短歌の事	一通
一稽古方	一通	一三人翁之事	一通
一傳授帖 <small>裏書に傳授人之次第あり。</small>	一通	一系圖	一通
已上十四通 <small>モトノ</small>			

年號月日

切紙の寸法

二條家のもの、

切紙の寸法 横十一寸 横九寸七分 横九寸三分 竪十一寸五分 又竪九寸八分

又堅九寸六分 口傳

東家のものは、すこし短せはき也。

此切紙、明應三年八月二日に相傳云々。

次にこの傳授の次第は、これより以前、一條禪閣の、冷泉持爲より、この秘訣を授けられしことありきといへども、あきらかに古今集の傳授と、名のりいて、傳へたりしは、この常縁よりはしまれるなり。さて常縁の傳は、御子左爲世の、頼阿につたへたるものなり。

今古今典の系圖をかゝれば、左のことし。

系圖 表書傳受次

紀氏女説口傳

左金吾 左衛門佐基俊。古今傳授之儀自此人始。四條大納言公任弟子也。云々。

五條三品 俊成

源俊頼

京極黃門 定家禰之居在京極通而上冷泉通下。二條通故名。

中院 爲家

二條 眞藤在之。爲氏。貞藤本。

冷泉 阿佛子、爲相後撰、嘉祿本。

御子左 爲世。御子左は所名也。

頼阿

經賢

堯尊

堯孝

常縁 千葉下野守、世々號野州。

宗祇

實隆 近衛院。西三條法名覺空。

實條 稱名院。「實澄の子公條なるへし」

公條 三光院。「公條の子實澄（實枝）なるへし」

藤孝 細川幽齋支旨

知仁

政仁 信尋—昌吉—忠方 寛文二年、壬寅五月廿五日



系古方之  
種圖

良仁
基熙
通茂
宗真

近衛殿

又稽古方之系圖

融覺 爲家類法名 素還 平常縁之祖

行氏 時常 氏村

常顯 師氏 素明

氏數 常縁

又

宗祇 肖柏 宗珀 等惠 宗柳 日守 常信 宗閻 立卜

なほ和歌相傳系圖には、頼阿より女子下萌少將にも傳へ、常光院義孝より、その子堯憲にもつたへたりとしるせり。

三光院實澄より、その門下源直朝にもつたへたり。後水尾院も西三條家よりこの傳をうけさせらる。

この外に堺傳授、奈良傳授あり。堺傳授は、宗祇より肖柏、宗長につたへ、宗珀にいたれるもの、奈良傳授とは、肖柏より林宗二につたへたるものなり。

堺傳授

宗祇
肖柏
宗伯
宗長

因にいふ宗祇の肖柏につたへたるは、その一部分なりといへり。

當時堺は外國貿易の中心として、この外なる商業の繁盛は、一市獨立の体裁をなし、謂はゆる司法行政の特權をもちて、戦亂の餘塵をも、蒙らざりければ、富豪軒をならへて、或は連歌を興行し、或は點茶の技を、たゞかはしたるかごとき、殆むと別世界の觀ありき。連師歌としては、坂本屋宗椿、下田屋宗柳、高屋壽玄、俵屋主銜、花田屋宗慶のごとき、茶人としては、北向道陳、法眼宗及、今井宗久、中倉屋紹滴、大宗善好のごときありて、まづは當時文藝の淵藪として、はちさる有さまなり也。

奈良傳授

肖柏——林宗二

即肖柏より、奈良の饅頭屋につたへたるものなり。饅頭屋とは、林宗二のことなり。かの

堺傳授

當時堺の  
繁盛

奈良傳授

家集に、  
山田庄押領せられ  
し後、よみてつか  
はしける十首、さ  
して下の歌をしる  
せり。  
かくて常縁は、  
言の葉に、君か心  
はみつくきの、跡は  
術をならは、跡は  
さかへしたり。次  
にまた、  
かくて山田の庄、  
もこのことくかへ  
して侍りける後、  
いひつのはしける  
さして、故郷の  
荒るをみて、先  
なるを思ふ、いか  
らすは、いかにわ

林逸抄節用集の著者にて、後世假頭屋本といへるものは、この家にて、板刻、淨寫したるものなり。

さて常縁は美濃の人にて、父を益之といへり。幕府の臣となりて、下野守となりぬ。身まかりしは、明應三年四月にて、年九十四歳なりき。東野州消息、同聞書などはその著述也。しかるにかの千葉退治のをり、下總國にゆきけるのち、都に大亂いてきたるまに、常縁か美濃國の領地、齋藤妙椿に押領せられたり。されは常縁は、祖先傳來の領地を、わか代になりて、人に押領せられなむは、まことにくちをしきことなりとて、そのころを、

あるか中に、かゝる世をしも、見さりけむ。

人の昔の、なほもこひしき。

など、十首の歌によみいて、おくりしに、妙椿も常縁のみやび心をめて、且は和歌の友たるのよしみを思ひて、いかて情なきふるまひに、及ふへきかどて、そをかへしたりといへり。このこと鎌倉大草帯に見たり。

こゝに祖先といへるは、代々みな歌人にして、八代の祖東六郎胤行は、爲家の門下とし、その歌勅撰に入り、續後撰集以下の作者となれり。それに素還とあるは法號なり。

けこん。  
忘念かへし。  
このころの、しる  
へなくとも、古里  
に、道ある人そ、  
やすくかへらむ。  
その贈答をしるし  
たり。  
しかして、このある  
か中の歌、十首  
のなかには見え  
さてその家集にみ  
えたる十首のひき  
つ。我世經人のむ  
か。美濃のむか  
かな。松の千年を

その子東六郎行氏は、法號を素道といひて、續拾遺集以下の作者也。その子時常は、法號を素阿といひて、續後拾遺集以下の作者也。その子東下野守氏村は、法號を語阿といひて、續千載集以下の作者也。その子東六郎師氏は、法號を素果といひて、新後拾遺集以下の作者也。その子東式部少輔胤綱又益之は、法號を素明といふ。その子東六郎氏數作者男部類と有り。は、法號を素欣といひて、新續古今集の作者也。しかして常縁はその後をつきし也。實は胤綱の子なりともいへり。この事常縁集の系圖に見ゆ。

先には實隆をして、驚歎無物干喩、周章無比類者也と其の死をかなしませ、後には芭蕉をして、「世の中を、さらに宗祇の、すまひかな」とその性行をしたはしめたる宗祇の一生、いまつまひらかに、こゝに記載するにあはされとも、東常縁に師事して、古今集の秘訣をうけ、前代よりの連歌道を起して、海内を風靡せしめ、朝廷より始めて、花の下の號を賜はりしかことき、その道に盡したる精神は、まつこれによりて、うかふことをうへし。壯年の時、猪苗代兼載につきて、和歌のことをとへりしに、連歌を學ばんには、二十年の修業を要す。しかるに君すてに壯年也。惜しむらくは、十年を後れじめたりと、その時、しからは十年の功を、晝夜につまひかにといへりしに、兼載いたく、賞賛したりとなり。このこゝに、かゝる結果を見ることを得たるなれ。かくてなほ、卜部

氏に、神書をまなひ、その蘊奥をきはめたり。一家をなしてのちは、常に四方に遊び、天下の名山、その足跡を、印せざるはなかりき。叡山に入りて、種玉菴を結ひしも、このをりのことなりき。身まかりしをりは、文龜二年七月晦日、處は函根湯本なりき。墓はいま、駿河國桃園にありといふ。年は八十二歳なりき。君姓は三善、飯尾氏、自然齋、見外齋はその號なり。家は紀の伎樂師にて、少年の頃には、律宗の僧なりきとなり。其着に宗祇集一卷、外に筑波集あり。

新研究

さてこの心に心ごむむへきことこそあれ。そはすてに、前陳のことく、専ら秘事口傳をたつとひ、詠み口は、二條冷泉の風骨を得されは、歌よみとして、その席につらなることを得さりし、をりからなりければ、一人として、新方面を開拓し批評して、研究の歩を、すゝめむとするものゝなかりしは、又止むを得さりしとなりけり。しかもその善惡邪正にかゝはらず、歌道にたきて、定家を難せん輩は、哀加もあるへからず。將を蒙るべきものなりと、盲信したる時代に、おいてをや。されども、物その極に達すれば即轉し、水器にみつれば即あふる。この道における兩家の尊信、その度に越えたるをりは、すてに他方面に、新研究の萌芽のあらはれそめたるも、又自然の趨勢か。

猪苗代兼裁

猪苗代兼裁は、宗祇の門下にして、かの實隆とは、同門の人なり。しかるにその著述のうち、歌道において、へつに秘事口傳あるへきものにあらす、わか心をみかきて、自からいたるへきものなるよしを言ひて、暗に當時歌壇の弊風を、罵倒したるは、ことに痛快なり。されどもこの人、その歌壇にそれほどの功績なかりしはいかに。されどもこれによりて、抱負せし意見のほどを、酌量すれば、又同情すへき點、決してすくなしとすへからざるか。當時の歌壇を去つて、連歌に力を盡したるも、又いはれなきにあらざるへし。

當代の歌人

源直朝

この紀元二千二百十餘年代より、二千二百五十餘年代、即足利氏の末葉より、織豊二氏の代にかけて、冷泉爲廣爲定の孫にて、爲富の子なり。義竹軒といへり。官は民部卿、兼權大納言にいたり。家風の書をよくせり。大永六年七月、年七十七にて薨す。同爲和、爲和家、山科言繼言繼家集、飛鳥井雅俊家集、國草、三條西公條稱名院公條、公集あり。同實澄三光院實澄、公集あり。、小路濟繼濟繼公集、源直朝など、皆この道の達人として、尊敬せられしなり。さて直朝か桂林集といへるは、その門下たるの故をもて、實澄の撰ひたるものにて、それに序文をかきくわへたり。その序に「やまと歌は、世をたすけ、國をさむることわざにして、色にそめ、香にほふ草木も、詞の種よりいて、聲にたて音になく鳥獸も、心のもとをあらはさすといふことなり。勅撰のこと行はねすなりてより、この道の準繩も、いかにとおもはるゝをりから、この序によりて、なほいまた詠歌の効能の、

古今集當時と、ことならざるをせるなり。また「從五位下、源直朝朝臣は、征東柳屋下の股肱の臣たりしかと、功なり名とけて、かうふりをかけしより、風を吟し、月に嘯て、みづから月庵と稱す。とほくは暹昭かあとをたつね、ちかくは西行か風をしたよ。古今道へたゞれりといへとも、その心さしは、一致なり云々といへるに、直朝の身分をしり、直朝の歌風をしる。この人は實澄の門下、實澄は古今傳授の人、その薰陶をうけたる人の、俊成、定家のことをいはずして、當時すてに、その風体をこととしたる、暹昭、西行かことを取りいてたるは、いふかじき限りならずや。おもへは定家宗の功德も、すてに衰へたるものか。いはすてに自由研究のきましの、かゝるまはにまで、あらはれしものなりけらし。

かくてこの章を終るにあたりて、細川幽齋かこの古今の秘訣をうけつたへたればとて、一たび籠城の悲境に陥り、瀕死一刻の急をあらそへるをりしも、かしこくも勅命によりて、無事開城に及びきといへる、前代未聞の始終を述へて、この章の棹尾となさむと思ふ。

さて幽齋の實澄より、古今の秘訣をうつけられしことは、前條すてにのへぬ。慶長五年七月田邊籠城のことあるや、其師弟の由をもて、智仁親王は家臣大石甚助を丹後につか

頃者著者藤園主人よりおくりたる、細川幽齋に引ける、桂宮所藏幽齋自筆の目錄といふもの、に、左のこゝに記せりあり。  
 禁裏樓進上  
 一、代集櫛子一八條殿進上  
 一、古今相傳箱一同、文箱古今証明狀並歌一首  
 一、源氏物語抄櫛子、堀江入徳、烏丸辨殿、草紙箱一十二帖、徳壽院  
 一、六家集箱一十八帖以上  
 慶長五年七月二十九日  
 幽齋玄旨判

はして、叙慮の旨をつたへ、道のため速に城をいつへしとことしたまふ。されども故なく和を乞ひて城をいつるかこときは、武士の本意にあらずとして、古今相傳の箱に、その證明狀をそへ、

古へも、今もかはらぬ、よの中に、

心のたねを、のこす言の葉。

といふ一首の歌をかきて、わたされたり。なほ歌學の門下たる烏丸光廣には、草子十二帖に、

もしほ草、かきあつめたる、跡とめて、

むかしにかへせ。わかぬ浦なみ。

この歌をそへておくり、その使をかへしたりとなり。その日は七月廿九日なりけり。世に學者といへは、生存中苦心の書物、稿本の類を、或は焼き、或は破りすつるすねものゝ多きかなかに、わか死にての後をさへ思ひやりて、かゝるふるまひに及びける幽齋こそ、まことに道の爲に、心盡したる人と、崇敬の念も、一入に高めらるゝなり。

かくて寄手の將、小野木勝重の、尤も烈しく攻めたてしは、望八月十五日の頃りき。

皆人の、生るをはなつ、鐵砲の、

たまきはりぬる、けふにもあるかな。

とは、その日城中にて、放生會を行ひければ、幽齋のよめりし歌なり。

こんをさして、打つ鐵砲の、玉きはる。

命にむかふ、道その道。

とは、そのをり烈しく、彈丸の來りければ、かくよみてけるものなり。かゝるをりにたに、この道のことをわすれず、その思ひをこんに馳せしめたる、文雅の心、いともく感すへきことにあらずや。

茲に朝廷、いよ心をいためたまひて、三條西實條、中院通勝を大坂につかはし、鳥丸光廣に前田義勝をつけて、丹後につかはし、叙慮の旨をささしめ給ひければ、幽齋もいまはいなみ奉ること叶はず。九月十三日といふに、城を義勝にわたし、十八日といふに城をいて、望十九日龜山の城にしりそけりといへり。この籠城七月十八日より、凡六十餘日をへたりとなり。

一説に、鳥丸光廣、前田玄以を大阪に遣したまひて、田邊城の圍みをとかしむ。されは秀頼は田邊へ早馬をたて、勅掟を傳へしかとも、兩方共に受けひくへくも見えさうければ、天皇また、藤原光宣、藤原實條を田邊城につかはしたまひけりといへり。

田邊城への勅使

田邊城開

中長 松民 殿一兩日以前從八條 内者相添下候刻 狀一古相傳箱、證明 いかはしへも、世の 中、心のたれな 短冊地源氏抄箱一 廿一代集、禁裏權 へ進上候、此外知 音衆に候、草紙生 思、事無之、箱足 候、只全く手前之 儀、候間、見角之 被、御申候、速に 事、御奉行候、可 給、候、此、不具候 給、候、此、不具候 支旨

徳川時代に於ける古今相傳の箱

幽齋の傳

洞院時慶卿記によればこの時田邊城への使は、九月三日にして、日野大納言、中院富小路、下國の由見えたり。

次手にいふ。この御傳授の箱の、このうち徳川の代にいたりて、益々大事にせられし、一例をいは、武者小路實陰の、似雲法師に、「此中火事の節は、早速かけつけ、一入淺からぬ心さしと感心、過分に存する也。夫につけて、そなたへも苦勞なから、頼みたきことあり。古今御相傳の箱もし火事といふ時、いかすへきやうなし。尤藏へも入申すべく候へとも、若自然くらへ火など入候へは、何ともすへきやうなきにつき、誰にても外へ、取のき候やうにと存すれども、たしかなる人なし。此方は御所の女中かたを頼り、立のく役になり居候へは、先火事といふと、内の事は少しもかまはず、御所へ右の役にまゐり、子ともは兩人共に、又その役にあたりて、あからねはならぬ故、むつかしなから、そなた荷ひて、いつかたへなりとも立のき、火難しのきたり候へは、且はこの道の冥加にも、なり申すへきものなり」と言ひたるは、さながら當時のこと、目に見、耳にきくかことし。

さて幽齋は、右馬助元常の養子。まことは、伊賀守三淵晴貞の子なり。幼名萬吉、與一郎といへり。從四位侍従より、從二位法印にいたれり。はしめは將軍義晴に仕ふ。義藤

將軍の時、その一字をたまひて、藤孝と名のりぬ。永祿八年正月、義輝の弑せらるゝや、その弟慶覺を奉して、近江に奔り、歸俗せしめて、名を義昭と號せしめ、自から使者となりて、美濃にゆき、織田信長をとき、義昭に歸せしむ。爲に義昭入洛することを得たり。かの長岡の姓をとなへたるは、信長の桂川以西の地を、藤孝に封したるをもつてなり。そは元龜四年、七月のことなりき。義昭事にくらくして、世を治むること能はざるに、信長をほろぼさむと計り、事ならずして、河内に放たる。これより幽齋信長に従ひ、或は一向の徒を大阪に攻め、或は信忠に屬して、片岡城を抜くなど、戦功すくなしとせさりき。その幽齋といひ、支旨と稱したるは、天正十年六月、信長の弑せられたるを、かなしみてのはてなりき。十三年三月秀吉に従ひ、紀州積善寺を攻むるなど、戦功またすくなからざりき。徳川の代となりては、又召しいたされて、この道の師表たりしのみならず、有職故實のことをさへつたへたり。かの家傳禮式三卷は、家康の命によりて、獻したるもの也。かくて慶長十五年八月、七十七歳にて身まかりぬ。

幽齋好學

幽齋は實に好學の士なりき。その一例といは、天正十八年小田原征伐のをり、陣中に名歌名寄四冊を、寫したるかことき一事にてもしられなむ。又人の、世の中に便となるべき書はなに、歌學成就の書はなにことへるに、源氏物語にしくはなしと答へ、しか

座右の書

著書

して百遍こまかによみたらむには、必歌學は成就すなといへるかこときにて、その氣根のほどもたしはからるゝにあらすや。また近代秀歌、正風体抄、京極黃門庭訓抄、八雲口傳、四條房口傳、近來風体抄などは、つねに座右におかれたる書籍なりといへり。著書には、闕疑抄、百人一首抄、詠歌大概抄、九州道の記、等あり。この外にては、耳底記春樹顯秘抄、小倉山莊色紙形和歌講述、三十六歌仙難解抄、連歌聞書、耳底記別錄、源氏物語辨、新古今鈔、名所題字和歌集、座右記、幽齋聞書、衆妙集など、門人等の筆記にのりたるものなり。

幽齋の歌に志したる源因

かほとこの道に堪能の幽齋なれども、生得の歌人にはあらざりき。はしめは歌をもて、たゞ公家官女の技として、武士のもてあそぶべきものにあらずとて、かへりみるることなかりき。然るにいつの頃の戦にかありけむ。敵をおひかけて、なかはより引きかへさむとせしに、かたへなる侍の、敵の乗りすてたる馬の鞍の、なほいまたあたゝかければ、遠くは逃げのひさるへし。そは古き歌に、

君はまた、遠くはゆかし、我そとの、

なみたもいまた、かわきはてねは。

ごらへんこともあればと、申しければ、幽齋きつて、おもしるべきことなりとて、馬をかへし

て、おつかければ、果して途にその敵におひしき、そをどらへて思はぬ功名をあらはしぬ。それよりこの道に志し、途にはかゝるきはにいたられけりとなり。かの慕京集の著者太田道灌か、少女のさしいたしたる一枝の款冬に、翻然としてこの道に入り、其蘊奥をきはめ、あるは古歌の意を軍略にほどこして、その効果をあらはしたると、好一對の佳話といふべし。

千代の古道 帝國歌學史 上巻をばり  
第一篇

# 千代の古道 文一編

## 帝國歌學史 上巻

神谷保胤著

附連歌の沿革

### 第一章 連歌の起源

茲に連歌てふものゝ起源をたつぬるに、くさくさの説ありて一定せず。論者いへらく、これを筑波の道といふからは、かの日本武尊の御東征のかへるる、常陸國筑波をすきたまひ、甲斐國酒折の宮にとまりたまへるに、

新はり、つくはをすきて、幾夜かねつる。

とうたひたまひしに、かたへなる火ともしの翁の、

かゝなへて、夜には九よ、日には十日を、

連歌の起  
源  
日本武尊  
と翁との  
贈答

尼の家持  
との贈答

伊須氣余  
理比賣命  
大久米命  
との贈答

上古の連歌  
と萬葉集  
以後の連歌

萬葉集時代  
の連歌  
と鎌倉時代  
以後の連歌

余がいへ  
る連歌の  
起源

さてこの歌をもて、連歌の起源なりとの論はさておき、六句三十八字の双本歌、即旋頭歌と、つけ奉りたるなることをしらすへからす。このこと旋頭歌評釋にあげつらへるを見て知るべくなむ。を、そか起源なりといひ、答の説 又萬葉集中、大伴家持の、佐保川にて、一人の尼とうたひ交はしたる。

尼

さは川の、水をせきあけて、うるしたを、

家持

かるはつひひは、ひとりなるへし。

この歌を、そか起源なりと雖とも、八雲御抄の御説 己れはいつれにも、うちかたふく事能はず。

石上私叔言に、「また贈答したることは、同じ御時に、伊須氣余理比賣命の御歌に、

あめつゝ千鳥まじと、なとさけるため。

大久米命のかへし。

をとめに、たゝにあはむと、わかさけるため。

これ等あれば、日本武尊のを始といふへからす。例の日本紀はかりを見て、古事記をしらぬ人の、云出せることなりとは、ともかくもあれ。上古の連歌は片歌を以て問ひ、片歌を以て答へ、やかてその上下二つを合せて、一つの旋頭歌となしたりしことをしる

へし。然るに萬葉集よりこのかたは、短歌の上の句を唱へ、下の句これに應じて、一つの短歌をへくりしことは、いたくそのおもむきを、異にしたりしをしるへし。即記紀時代の連歌と萬葉集時代の連歌との、相違ありしことを思はざるへからざる也。然して萬葉集時代の連歌は、又鎌倉時代よりその形を變したることをも、しらすへからす。かくて記紀時代の連歌は、すでにその時代にかけてをやをさめけむ。その後には一向にあらはれさりしにかへて、その二つの一つとなれる形したる旋頭歌、いとうさかえて、萬葉集時代にあらはれたるも、をかき現象ならずや。かの後世に發達したる、五十韻、百韻の連歌は、この萬葉集時代の連歌の、發達したるものに、外ならざる也。旋頭歌の辨参照すへし。

なほこの大人の説をすゝめて、連歌のみなもとは、かの那岐那美二命の、天の御柱のもとにて、うたひ上げ給ひしをもて、そか起源とすへし。かくいへは人は、今の歌、今の連歌にくらへて、字句の足らされは、さにはあらしといふめれど、たゞちに字句の足らざるをもて、いなといふは、そもく究めざるの論也。凡歌てふものは、字句の多少、長短には、よるへからす。長く、短かく、その詞に、ふさはじき、ふしはかせをつけて、うたひしものなれば、今日の歌の体より押しあてゝ、あけつらふことの非なることは、已に歌



連歌ま  
まに連句  
といふ  
へし

の條に、陳述したるかごとくなればなり。かくて連歌は、二人以上によりて、喜怒哀樂の情をうたひいたして、一つの歌となしたるものをいへるにて、これをしも連歌なりといへる名稱の、ふさはしからぬは、學者のすてに承認するところなるへし。余はこの連歌を體裁よりみて、連句といふ方の、寧適切なるへしと、思考するものなり。短歌長歌に論なく、よみかけ、詠み起したるあとにつづけたる歌。即甲の歌に答へたる乙の歌。その言ひかけ、とひかけたる多くの歌。それに答へたる多くの歌。それらをひとまとめにしたるを、連歌とこそ言はめ。獨立せざる上の句下の句を、つなぎ合せたるを、なにごにしかよひ來りしものか。それを又作品の上よりなかも、一つの歌を、二人三人してよみたりとて、何條完全なるものを、得ることあらむや。飛驒の匠の技も、巨勢の筆も、おのれひとりの力をこめて、全き一つの像も、一ひらの繪も、ものしえらるゝものなる。連歌もなごかは、このことわりにはつるゝことやはあるべき。

如上説き來りしかごとく、この技かの二柱の神よりいて來たりとして、そかあとを考ふるに、ごにもかくにも平安朝の末葉より、稍たしなむ人もいてきたりけむ。それより鎌倉時代をへ、南北朝時代にいたりて、その基礎をかため、足利時代に大成して織豊時代に傳へたるものなり。徳川時代にいたりては、形勢俄然として一變し、終に俳諧なる一

袋草紙に  
いへる連  
歌

くさくさ  
の香箱に  
のせられ  
たる連歌

体を、この連歌道より發現せしむるにいたれり。

紀元千八百年代の著書、袋草紙には、萬葉集の、

佐保川の、水をせき入れて、うるし田を、

後撰集の、

白露の、おくにあまたの、聲するは、

伊勢物語の、

かち人の、わたれどぬれぬ、えにしあれば、

おく山に、船こくおとの、きこゆるは、

など、これ等を皆、古き連歌なりといへり。又延喜の御集に、菊の宴之時、中務宮庭におりて、かさしの花ををりて、奉りたまふに、たゞにはと、おほせられければ、

野邊にゆきて、おりつるごとは、

とて、末はなくて、奉りたまへりければ、

霜の中に、うつらぬ花を、あはれとや見る、

となん云々としるせり。

作り物語ながら、今より九百餘年前、冷泉院のころのものなりといへる、落久保物語に

見えたる連歌。

何事を、おもへるさまの、袖ならむ。

藏人少將

このたまへは、

身をこる雨の、しづくなるへし。

落久保女君

蜻蛉日記にあるもの、

うら山し、駒のあしとく、はしり井の、

といひければ、

清水に、かけのよとむものとは、

檜垣姫家集に見えたるもの、

わたつみの、なかにそたてる、さを鹿は、

といひて、末を乞ふものあるに、

秋の山へそ、そこに見ゆらむ。

枕草紙に見えたるもの、

したわらひこそ、戀しかりけれ。

ほとくす、たつねてきし、聲よりも。

定子皇后

清少納言

拾遺集に見えたるもの、

人こころ、うしみつ今は、たのまじよ。

よみ人しらす

ゆめに見ゆやと、ねそすきにける。

宗 貞

なほ、

流俗の、色にはあらず、梅の花。

右大將實資

珍重すへき、物とこそ見れ。

致方朝臣

流俗、珍重は、ともに當時の、日常語なりしなるへし。袋草紙に奈良華林院歌合、

基俊云大津無下に俗流也。俗にいふ心歎としたり。

相摸家集に見えたるもの、

ねまらの月を、ふして見るかな。

いさよひも、たちまちにやは、いつるまで。

金葉集に見えたるもの、

和泉式部か、かにもまわりけるに、わらうつに、あしをくはれて、かみをまきたり

けるを見て、

千早振、かみをはあしに、まくものか。

神主忠頼

和泉式部

これをそしもの、やしうとはいふ。

源頼光か、但馬守にて、のほりける時、館の前にけた川といふ川あり。かみより舟のくたりけるを、都あくるさふらひして、とほせければ、夢と申すものかりて、まかるなりといふをききて、口すさひにいひける。

たてかるふねの、すくるなりけり。

源頼光朝臣

これを連歌にきくなして。

朝またき、からろの音の、きこゆるは、

相摸母

これを連歌にきくなしてとある詞こそ、尤あちはふへき詞なれ。これによりて思へは、その連歌といふものは、必問答の体になして、勿論俳諧の意をいひふくめ、今の地口かる口のさまに、言ひなしたるものなりと、そのよの人は、考へたるものなるへし。

堀河帝の御時、ある人の、

雲の上に、くもの上人、のほり居ぬ。

といひければ、

下侍ひに、侍ひもせて。

俊頼朝臣

とあるを、當時の人は、「詞とくこほりたりときこゆれと、心はせもあることと、聞ゆゆ

り。歌の風情、いたつらに失する事なりとて連歌は大かたせられさりけりと、きこえ侍りしに、金葉集にそ、いとしもなき、多く集められたる、いたつらにいてきたるを、惜まれ侍るなるへし。基俊の君か連歌は、「つぎ草の、うつしのもとの、くつわ蟲」などしたるをいふなり。又「から門や、この御かとも、たゞくかな。など侍りけり。木工頭俊頼も高陽院の大殿の、ひめ君と聞え給ひし時、つくりて奉りたまへりとか聞ゆる。和歌のよむへきやうなど、侍るふみには、道信の中將の連歌、伊勢大輔か、「こはえもいはぬ花のいろかな。とつけたる事など、いというなることこそ、侍るなれば、連歌をもうけぬことに、ひとへにしたまふとも聞こえず。ねはかたは、見る事聞くことにつけて、かねてそよみまうけられける云々と、今かゝみにのせられたるによりて考ふれば、當時歌に堪能のきこえたかゝりし人々の、大やうにこの道に志したりしは、疑ふへからさること、且はかゝる人々の仕業に、この評ありきとすれば、この道のいまだ獨立したるものとして、たしなへて研究せられもてあそはれさりしことをしるにたるへきか。

今鏡菊の宴後冷泉院の御代なり。永承六年二月十日、后にたちたまふ。皇后宮と申しき。頼通の女寛も子なり。との後は、皇太后宮にあかり給ひき。さつき五日、殿上のあやめ根あはせ、せさせ給ひき。その歌とも、歌合の中に侍るらん。後の宮さとにおはしましける時、良暹法師もみ

ち葉のこかれて見ゆる、御ふねかな」といふ連歌、殿上人の付けさりけるをも、御かどの御耻にたはしめしたりけるも、いとなさけ多くおはしましけるにこそとあり。良選は西行法師同時の人にして、しかもそのしたしみありし人なりけり。つねに愛宕の大原にすみて、勤行のかたはら、詠歌に心をやり、その蘊奥をきはめたり。俊頼朝臣も嘗ては、その舊房をすくるにあたりて、わざと下馬しけるにても、そのかたはしは、うかふにたるへくや。

當時この道の名匠、定家爲家なども、連歌に執し、宮中にもをりくその興行もありければ、この法師もまた人なみにものしけるなるへし。

この書に、くさり連歌といふ名見えたり。

ふきそわつらふ、賤のさゝやを。

三條内大臣

月はもれ、時雨はとまれど、思ふにも、

中務少輔實重

あるとき又、

ならの都を、思ひこそやれ。

八重さくら、秋のもみちや、いかならむ。

大將殿

しくるゝたひに、色やかさなる。

越後の女のと

思ふにこれはしも、後世の五十韻、百韻をつけたる連歌の、因由にはあらざりしか。そのくさりといへるは、鎖のころろにして、たゞに上下二句言ひかけて、答へをもとめたる連歌にはあらずして、幾多の句の連続を、意味したる、純正連歌のことなりしなり。

### 第二章 純正連歌の起源

かくしつゝ純正連歌といふものや、起りけむ。筑波問答に、後鳥羽院建保のころより、しろ、くろ、また色々のよしものゝ、ひとり連歌を、定家、家隆卿などに、めされ侍りしより、百韻なども侍るにや。またさまくの懸物などいたされて、おひたしき、御會なども侍りき。よき連歌をば柿本のしゆと名付られ、わるきをば栗のものと衆とて、別座につきてそし侍し。有心無心とて、うるはしき連歌と狂句とを、ませくにせられし事もつねに侍り。土御門院、順徳院などの御製は、ことに比類なく、承おき侍し云々。即柿本衆とは、在來の歌の趣味をもてつくれるもの、栗本衆とは、俳諧の趣味をもてつくれるものなり。さうめ言につらぬる言のほも、萬に書き集めし末、世々に朽ちせず、其末水無瀬川より流れいて、敷をつらぬる事とそなり侍るとなし。ひとり言に、近くは後鳥羽院の御比よりもていて、百韻五十韻などになれり。千句は爲家卿壁紙にて、獨

申玉へるより、世に其後滿はへりといへり。この外八雲御抄、梵灯庵主返答書などにも見ゆるかごとく、後鳥羽院の時代となすをもて、當れりとすへし。

また筑波問答に、承元二年の頃かごとく、後鳥羽院三條坊門殿とて、管絃の御遊所にて侍りき。後の嵯峨の御時は、此泉殿にて、御連歌年ごとに、庚申日にはかならず侍しなり。辨内侍、少將内侍等いふ女房、連歌師はみすの内より、紅のはかま、衣の妻口を出して、かほりみちて、心も及はぬ句とも、申出され侍りしかは、人々感にたへず、高聲に吟詠せられき。又御腹取の尼とて、七八十になる連歌師も侍りき。それは京極中納言入道殿などおなし時の人にてや侍しやらむといへり。あるは辨内侍日記に、有明の月くまなきをり、御直廬にて、御連歌ありしことなど思ひ合はすれば、いかにこのわさの、さかりに、宮中にて、もてあそはるゝやうになりしかを、しるに足るへきにあらすや。

明月記に、其事畢又出御馬場殿、各應召參入、無心宗之輩在東、有心宗在西云々。先立隔屏風、各宗連歌折紙一枚訖、撤屏風寄合、賦魚鳥云々。其物不覺悟、太不堪、東御所定通卿、予、家隆朝臣、賴資(執筆)家長撤屏風、後清範書之、西光親卿、顯俊卿、宗行朝臣、定高朝臣、重輔、仲家、家綱、清範、(執筆)子二剋入御、折紙六枚、御句如流云々。

十二月十八日早旦、家長奉書、今夜可有無心、無心連歌云々。夜深月昇、出御馬場殿云々。仍

御腹取の  
尼  
辨内侍日  
記に見え  
たる連歌  
のこと

明月記に  
見えたる  
連歌のこ  
と

有心無心  
の座にて  
有名なる  
人々

連歌に賭  
物のこと

有催有心在西、源大納言、同中納言、予、雅經朝臣、家隆朝臣、賴資、家長、無心在東、兄弟兩卿光親兩辨宗行顯俊兩辨定高家綱、重輔、仲家、清範、上北面輩二人在無心方、五位殿上人、成實、基俊在有心方、每人出一句、取紙一帖、其前賦黑白、云々。下句了仰云、紙不盡、又々可會合、又算紙數御所後鳥羽院十四帖、予十一帖、雅經九帖、光親卿八帖、家長七帖以下云々など見ゆたり。有心に後京極、慈鎮和尚以下、其時秀逸の歌人。無心には光親卿、宗行卿、泰覺法眼等也。水無瀬和歌所に庭をへたて、無心座あり。庭に大なる松あり。風吹きて、殊におもしろき日、有心かたより、慈鎮和尚、

心あると、心なきとの、中にまた、

いかにさけとや、庭の松風。

と云歌をよみ、無心の方へたくらる。宗行卿、

こゝろなしと、人のたまへと、耳しあれば、

と返歌を詠しけり。耳しあればか、なまなかしきと、上皇勅定ありて、わらはせたま

ひけりと、井蛙抄にのせられぬ。しかして、其勝負を争ふにつけて、賭物さへするやう

になりぬ。すてに殿上百韻の行はれし時、定家の四十まで、そを得たることを記せり。文

賭物のし  
な

藝の道を娛樂とすることの、いかゞと思はるゝに、その賭物を争ふまでになりたること  
の、いかに見にくかりけむ。その明月記に、百十余句之間、事訖各退出、各裏之取之、退出  
之跡見苦、但上卿以下皆如斯、寧獨醒乎と慨歎せるも尤然るへきことと思はるゝ。況  
や以後この道の下々に及び、いよく俗野に流れたるか如き、察するにあまりあること  
なりけり。さてその賭物といへるは、まづ砂金、帛、錢などにて、甚たしきは領地までも  
かけしことありき。錢は普通百文より、二百文までなりき。

この頃までは、兩々相對して、その興行をつゞけしかとも、いつしか柿本衆は、栗本衆に  
かちて、ひとりその勢をたかめて、足利時代にいたれり。かの宗鑑守武のいつるに及び  
て、この道の勢ひは、栗本衆の獨占となるにいたれり。  
かく後鳥羽院、定家、家隆、西行をはじめて、土御門院、順徳院、爲家、爲氏、良實、實經、辨  
内侍、少將内侍、基家、良知、知家、行家、善阿、道生、寂忍、無生等にいたるまで、歌になく  
はしかりける人々の、この道に堪能にして、その執心も、ふかゞりければ、日をたひて、  
下さまにまで及びしなり。後宇多院の御代には、舊式目の定めもいて、花園院の御代、  
應長正和の頃には、善阿法師いて、この道の普及に勉めたり。かの救濟、周阿、良阿、  
順覺、信照の如きは、この門よりいてし人々也。

舊式目を  
撰定す。  
善阿法師

一萬句の  
連歌

大平記千早城攻の條に、花の下の連歌共を呼ひ下し、一萬句の連歌を始めたると記  
るじ、長崎九郎左衛門尉師宗を始めて、連歌したるなどみえたり。沙石集を見れば、又  
鎌倉關東における、この道のありさまもしらるゝなり。古今著聞集中の猫又のはなし、  
また参考とすへきにあらすや。

塵塚物語に、應長の頃より、世に連歌をもてあそぶことさかりになれりと、ある歌の抄  
に見えたり。就中文正の頃よりこの方、連歌の名師ありて、四海一同にもてあそひ來り  
て、今れんめんたりといへるは、如上のことをいひたるなり。これらの次第はなほ小夜  
の寐覺、さゝめ言にもしるしたり。

されども歌人の間にては、なほ和歌と匹敵せしむるものとまでは、思はざりけむ。冷泉  
爲相の連歌の座にて、よき句をはきしに、父爲家の、連歌はたゞ即興のものなれば、さほ  
どの句は、かゝるをりに、はくへきものにあらすといさめしこと、落書露顯に見えたり。  
されども「たゞ何となく長高くして、幽玄有心なる体、肝要候歎。連歌も歌の風情を、は  
なれまじき事に候へは」と吾妻問答にあるを見れば、まづは一首の歌をよみてむ心に  
て、それになつさはりしことは、いとあきらかなりしなり。かくしつゝ代はいつしかに  
交替して、新古今集時代の明星、その影ををさめて、再びその光芒をあぶることあたは

連歌の座  
にては、  
よき句を  
はくへか  
らす。

新古今集  
以後の連  
歌

す。歌道うたた衰運のささしあり。をりしもあれ、興起したる連歌、そのひまに乘したるも、また時代の要求なりしか。歌學者耕雲の口より、連歌また古來の一道なり、是をのそくにあらすといはしめしも、すてに連歌をもて、和歌の範圍中のもとの、思はしめたるによれる也。思へばこれもまた時勢なりしか。建武中二條河原の落書に、京鎌倉をこきませて、一坐そろはぬえせ連歌、在々所々の歌連歌、點者にならぬ人そなき」とありしは、當時この道の情態を、ことによく寫したるものなるへし。えせ連歌のそろはぬ席に、それとしもなきものとの、宗匠を氣取りて、點者になれるもの、津々浦々片田舎にまで、連歌の興行をなし、われこそつけ得たり、詠みねたりと、ほこりかほなるともからの姿、殆むとめに見ゆる心地す。これ等や實に、今日明治の歌壇にたける亂調錯綜と、すこしもことなることなき也。

二條良基このをりにたちいて、其向ふ處を示したり。これより以前、鎌倉の頃冷泉爲相、藤かやつの式目、北林といひて、世に公にし、新式とて、大納言爲世の作りしもの、ありきといへとも、以後、諸抄其説をひき、諸家そを論せさりしを見れば、一般に用ひられさりしかことし。良基の著はしたるは、まつ延文元年五月といへるに、救済等と計りて撰定せし菟玖波集二十卷なり。この集、望二年七月にいたりて、勅撰に準せられたり。こ

二條河原落書

二條良基この道の標準を示す

の道これより在來の詠歌と、對等の位置をしめ、連歌師も歌人と、其品位をひとしくするにいたれり。應安二年といふに、救済周阿と共に、連歌古來の法式を、増補校定して、連歌新式を著はしぬ。かの吾妻問答、さしめ言など、この道のものなきにしもあらざれども、主として本歌により、佛教によりて、説をたてたるものなれば、いかにそと、うちかたよかるゝことあれど、筑波問答と、この新式とは、専らこの學ひの直路を、解きあかしたれば、いとよき法典たるへし。かくてまた、筑波問答の述作となりて、いよくますますく連歌をして、我文壇に、確乎たる勢力を、樹立せしめ、斯界の錯綜、亂調をして、沈黙屏息せしむるにいたれり。

比叡住心院の心敬は、その老の操言に、新古今時代和歌の最盛は、即和歌の將に衰へむとする時季にして、連歌の發達せし時なりと論し、ついで二條良基の、この道につくされ、且その堪能なりしよしをのへたり。南方紀傳には、この頃應安十諸人連歌を翫ふ。取分二條殿勝れたまふ。其外祇公法師、周阿法師、眞鍋新左衛門佐渡天下に其名を顯はす。又嵯峨小倉殿南も、此道譽有と記るせり。かく古來、この道の人々の、かくたへしも、宜なりといふへし。

公は關白左大臣、藤原道平の子にて、後醍醐天皇に仕へ、のち光明、崇光、後光嚴、後圓融

良基の効たる諸家の説

良基のい

の四朝に及び、關白氏長者となれり。嘉曆二年元服、禁色をゆるさる。從五位下權中納言にいたり、遂に太政大臣從一位にいたれり。天授二年准三宮、弘和二年四月攝政、元中四年辭職、五年再々攝政、六月攝政をやめ、關白となり、即日職を辭して薨す。年六十九歳なりき。後普光園院といふは、その諡號なり。

公が詠歌文才にたけたりしことは、そが著書によりてうかふへし。當時この道の四天王などとして、堪能なりし人はわりしかとも、皆隱遁韜晦の人々なりければ、あなかに世にいて、こを國典の精華と押し立てて、世を益し、民を化するなどは、思ひもよらさりしなり。さるを公はその間にたちて、そのよろしきを得せしめたるは、いたくもたへつへきことなりけり。かの延文の新千載、貞治の新拾遺、永和の新後拾遺集などは、爲定、爲明、爲遠等の撰なりとはいへども、内には公の力あつかりて、大ならざるへからす。歌道末代の龜鑑、愚問賢註のいてきたるも、ゆるなきにあらざりしなり。

公の家には、奇書舊籍を藏む。又好みて諸家の秘書を寫したり。祖先師輔以來、攝政たるをもて、大部の家記あり。二條殿日並記といへるはこれなり。朝廷の儀式、武家の禮法、その頃みなこの家にたしぬといへり。御禊記、百寮訓要抄、神業日記、小島口すさひ、貞治御鞠記、諒闇記、大嘗會記、雲井御法、白鷹記、山鳥之慰、菟玖波集、魚鳥平家、小

夜寐覺、愚問賢註などは、みな公が著述なり。

公また建築作庭のことに通しけるにや。池に龍躍あり。橋に綠揚あり。また藏春、洗暑、聽松、御榻の諸閣、魚台、吉靈泉、梅香、水明等の樓榭ありしにてもしらる。その名稱より想像せは、景致風趣など、は、腦中に髣髴せしむることを得へし。その技倆趣味のこときは、まさに近世の遠州か。

さて右等の式目によれば、連歌はまづ百韻を常としたれども、その連続の多きを節約して、時には五十韻をも行ひたり。さてこれに韻の字を用ふることにつきて、筑波問答には、京極中納言も、連歌を百韻といへると然るへからず。聯句には韻字あれば、しかいふへけれど、連歌にては、たゞ百句など、有るへしとあるは、尤當れることなり。從つて協句を入韻といふことも、誤れるよしをのへたり。次にその歌仙といへるはなほそをつめて、三十六句となしたるものなり。半歌仙といへるは、その切半なり。又三つ物として、發句、脇、舉句のみにて、一聯となしたるものあり。正月歳旦に行ひしものなり。連歌の初句を、發句といふことは、早く八雲御抄に見えて、そは必言ひ切るか、又は休言にて、さゝむへしといへりあり。

百韻連歌の書式は、まづ懐帯のうら表にかきて、三枚を二のおもて、四枚を二のうら、五枚を三の表、六枚を三のうら、七枚を名殘のおもて、八枚を名こりのうらといふなり。

連歌の式  
百韻  
五十韻

歌仙  
半歌仙  
三つ物

百韻連歌  
の書式



かくて一枚の表には八句をかき、そのうらには十四句をかき、以下十四句つゝなり。なごりのうらは、一枚のおもて同様八句をかき、これにてその百韻を、したゝめをはる也。次に毎句その名稱あり。即一の初句を發句といひ、二つめを脇句、又入韻といふ。吾妻問答に、脇は發句のことく、月なき朝に、月のある様に仕はよろしからず候。發句になき山類、水邊よろしからず候。たゞ水などは無子細候とあり。次に三つめのを、第三といふ。以下別に名稱なく、たゞ平句といふなり。平句のうち、十七字のを長句、十四字のを短句といふ。さて舉句といへるは、八頁の終りの句のことなり。

一二三のことき、頁のうらおもてを、同懷帯、又一折といひ、二頁三頁を見渡しといひ、一頁のこときを、面といふ。

五十韻にては、四頁なり。表は八句、次は十四句、十四句とつゞくなり。歌仙にては四頁なり。おもては六句、うら十二句、なごりのうら六句にて、三十六句とはなれるなり。

次に應安の新式によれば、さしあひ、去、嫌ひといふことあり。これは一座興行の連歌一卷中に、一度より外、使用すへからざる材料、即、野邊、子規、侍戀のこときものにて、そは三句以上、五句以上の制限あること也。

五十韻の  
懷帯  
歌仙の懷  
帯

さしあひ、  
去、嫌ひ  
の事。

可嫌打越  
物

賦物

可嫌打越物とある、打越とは、句一つとひの事也。これは二句以上つゞくるを、ゆるさる也。岩屋、關戸、隱家、栖、住居など、居處にさらふなり。しひても使用せむとならば、二句以上を入たてざるへからず、又皇后の故郷に、居所、里と云字には、五句をへたつのだくひなり。賦物といふは、六儀の一也。賦の字はくはるとよめり。百韻の全體此一字より起る也。昔は一句二句にて、云捨たりしに、百韻に定まりしより、詩の聯句に等しく、韻字を賦るか如く、一句毎に取しを、今はたゞ舊儀を捨ざるのみにて、發句はかり、賦物をとる事とはなりぬ。尤口傳ある事なり。と菟玖波之桑にいへり。これに上賦下賦といふことあり。上賦の例をいへば、

賦何路連歌

天正十三年十月五日

玉篠の、野は風ませの、霞哉。

秀 孝

時雨をばらふ、そての寒けさ。

德 順

北野社御法樂、千句御連歌

第一何船

霞のみ、春の物なる、朝哉。

山は雪間に、出る日の影。

親王御方

式部卿宮

鶯は野へをやどりに先鳴て、  
何毛。

守 武

花よりも鼻にありける句哉。

下賦の例

白何

侍従大納言

初風に月の秋立、雲井哉。

朝何

生 阿

光をも、天に満てたる、月夜哉。

また歌にいへるかごとく、これにも物名あり。その例、

紅葉のちり迷ふ頃、

時雨なり、ひらの高根の、神無月。

宗牧獨吟名所百韻

波のおと、梢もせみの、小川哉。

夕風涼し、片岡の森。

白黒のよしものといふことあり。すてに後鳥羽院の御時、行はむと見ゆ。

白黒

少女子か、かつらき山の、春かけて、

かすめといまは、峯のしら雪。

筑波問答に、昔は二字三字の中略、物の名など、後鳥羽院御時は、ことさら賦物を御この  
みありき。とあるを見れば、すてにその頃より、さかりなりしことを思はる。  
一字露顯

日、火、蚊、香、名、菜、如此一字有「一字訓」之類といへり。

二字反音といふこと。

花の影、月に匂ひ、みつ夜哉。

即みつ夜のみつをかへして、つみとするなり。

三字中略とは、

竹の葉の、螢は星の、林哉。

はこのうちに、なを略したるなり。はなの「花野」といへるなり。あるは、霞に紙、菖蒲  
に雨、桂に唐のことく、いひたるを、いへる也。

四字上下略とは、

うくひす 露

たまつら 玉章

なはしろ 苗代

として、詠み入ることなり。

隠題とは、連歌提  
要下

籠の中の、つる、親子の、なく聲に。

一行の、かりなる此身、数ならて。

のことく、つる、かりを、かくしたるなり。

冠字とは、

い。をねぬ水の、最中の月の秋。

ろをおす舟か、初かりの聲。

はるかなる、霧間の山は、島に似て。

のことくにて、いろはを冠りにおきたるものにて、これも本歌に、例あることなり。は

やう古今著聞集、辨内侍日記、大平記にも、かゝけられたり。宜胤卿記永正十六年二月

十四日、春日社法樂連歌に、一句の頭に、南無春日大明神、慈悲萬行菩薩といふをおさ

て、行ひしこと見ゆ。

廻文連歌とは、四生歌合下、うをのうた合。

宗 砌

十五番、くわいふんのれんか、おもて八句。

なかき名や、たまのせのまた、やなきかな。

きゆるなかこの、のこかなるゆき。

てれはみな、はる日のひるは、なみはれて、

月ひとをさこ、ことをさひまじ。

きたかせや、くさはなはさく、やせかたき。

やごもごをさし、むしをさまご。

みなれなは、むらとりとらむ、はなれなみ、

なかくしはものせう

からころものなすい

いかのこころもん

くしめたるはきのすけ

こちたまへの助

さはらひやしの助

はなたらのたれ助

しけるはのまや、やまのはるけし。

春さめふりんほう

これもすてに、歌にためしあることなり。この外俳諧連歌といふものもあり。

後常恩寺殿連歌初學抄に、往古以賦物爲題、或百韻或五十韻、每句用其賦物、近代發句斗有賦物之沙汰、脇句以下一向不取之、仍誰以誰所詮聊不忌舊義、而已發句に取賦物之時、二に渡るをば不取之、假令山櫻といふ發句には、人字不可取之、人は山にも渡る故なり。自餘唯之又三に渡る賦物同、一字露顯賦物は、近代も百韻連歌に、每句悉用之云々であるは、まづ大要をえたるものなり。

このち後花園天皇享徳の度、一條兼良この道を梵灯に學びたり、宗砌君と宗証とは、同じく行と計りて、か助法親王に學びたりの新式を増補したり。これ即新式追加といふものなり。この外連歌初抄をも著はしぬ。新玉集といへるも、同時の著作にて、こは特に奏覽を経て、勅撰に準せられむとしたれども、應仁の兵火に、原稿焼けうせて、その連ひにいたらざりしは、いかばかりくちをしかりけむ。

當時また和漢聯句、漢和聯句と云ふものあり。何れは五山僧と、歌人との相會したるをりのすさひに、起因したるものならむ。和漢聯句は、その發句を和語にて始め、五句を

後常恩寺  
連歌初學  
抄

新式追加  
いつ

新玉集

和漢聯句  
漢和聯句

漢和の濫

和漢聯句  
の例

もて限りとなすものなり。漢和聯句は、その發句を漢語にて始め、發句出來の時、其内の平字、其韻の字を除て、入韻の字を定る也。面八句、漢四句、和四句なり。内に漢の對句一所あるへし。漢唱句なれば、八句して和なり。和の發句なれば、八句して漢句なり。フダク上句又此例也漢和法式といへり。

枕草紙に、頭中將の、

蘭省花時錦帳下 廬山雨夜草菴中

といふ白氏が詩をかきて、末はいかになどあるを、清少の、たどくしきまんなに、かきたらむも見くるしなと思ひて、すひつにきえのこりたるすみして、

草のいほりを、誰かたつねむ。

とかきつけてとらせしことをしるしたり。これや漢和の濫觴起源とも、いは言ふべくや。連歌辨義にはこれを長保の頃なりといへり。

和漢聯句空華日用工夫畧集

松ハタテ、ヌキハ紅葉ノ、錦カナ、

秋雨灑如絲

ケサミツル、花ハムカシニ、チリナシテ、

二條攝政

空華

府君

春遊跡易陳

國師

秋ノ田ノ、ミツホノ國モ、ヲサマリテ、

二條攝政

冤旒拜紫宸

大清

同寛正四年五月廿八日二百韻

すゑうちなひき、あくるさ、竹、

宗順

煙爐殘月淡

松雪

たゝ一すちの、はつかりのつら。

能阿

白河帶錦秋

龍澤

雪にけふ、炭やくみねの、うつもれて、

能阿

氷合水聲空

松雪

漢和聯句・雜話篇

難奈讀殘書

策彦

秋風に、飛行笠、吹たれて、

紹巴

沙濕履無聲

策彦

しのふ夜の、雨はなか／＼、便にて、

紹巴

漢和聯句の例

和漢聯句の起りし故よし。

聯詩と連歌

さて漢の方は、詩の句の末字に韻をふみ、和の方は、始めに平字をえらひいたして、和も漢もそをふむか例なりといへり。しかして漢には、舉句を和とし、和には、舉句を漢とすへしとなり。

これ等の法式は、大かた連歌の式目によれりとなり。されども一方、かの唐の代韓退之の頃にさかりなりし、聯句といへるもの、よれりしものか。我國にても、これの行はれしは、すてにかの兼實の玉海、文治三年の記にも見えたり。夫より鳥羽天皇の天永以後は、二十韻以上の聯詩行はれて、後鳥羽天皇の頃まで、凡八九十年間は、さかりに行はれしかことし。

そは吾妻問答にも、和漢連歌といひたるは、即普通連歌の一体として、取扱ひしことにもしらるゝなり。愚考するにこの一体たるや、平安朝時代において、もてはやされたる、和漢朗詠集などより思ひ起して、當時の五山僧と、堂上方と、詩歌の調和を計りて、詩の聯句と同様の趣味を得むとして、一つの聯作を試みしより、起りしものなるへし。この連歌をしも、五十句百句といはずして、韻といひしにても、その關係やしらねむ。さて聯詩は全体にて意味貫通し、連歌は一句つゝの意はあれども、全体にわたたりては、その意通せざるなり。ともかくもこは一種文苑の餘興として、甚たしく流行したるも

吾妻問答  
にのせら  
れたる連  
歌。

老のすま  
みにかた  
らに載せ  
るもの。

のなり。かくしつゝこの結果たる、よく和漢詩趣の調和において、如何なる現象をかあらはすらむと思ひてしに、當代の末葉より、これの衰廢に歸したりしは、尤をしむべきことなりしなり。

この後徳川時代にいたりても、たまさかには物すきなるものゝ、興行せしともありき。かの芭蕉、素堂、長胤、清溪、昌憶など、をりく興行したりしかことし。

吾妻問答にのせられたる連歌

山櫻、今日の青葉を、ひとり見て。  
 能 阿  
 いつゆきて、岩ふみなれむ、よしの山。  
 同 當  
 あさかほの、花のあたなる、身をもちて。  
 親 當  
 見ぬ花の、匂ひに向ふ、山こえて。  
 同 當  
 秋寒き、片山きしに、水おちて。  
 恩 誓  
 山本の、野を夕くれど、鹿なきて。  
 宗 砌  
 あさふちに、一本たてる、梅さきて。  
 専 順  
 月にちる、花はこのよの、ものならて。  
 心 敬  
 老のすまみに、載せられたるもの。

うらみし文に、又ぞむかへる。

若きよに、學はぬ道は、かひもなし。

そてにあまるや、我音羽川。

せき入れて、おとす瀬もかな、老のなみ。

ねぬ時なれや、曉の水。

わきてきけ、今夜はかのえ、さるの聲。

おもひやるにも、うきはのちのよ。

おろかなる、親にたに子は、まさらめや。

むくひおそろし、うくつらきはて。

老ぬれば、親をおもはぬ、身を佐て。

さひしくなりぬ、山かけの飛。中略

花さかぬ、わか木の春に、身は老て、

水枯れ草の青き葉もなし。

瓶にさす、花の盛りは、みじかくて、

つゆうちそそぐ、庭の草村。

心 敬  
 智 蓋  
 宗 砌  
 専 順  
 心 敬  
 宗 砌  
 能 阿

行 助

をのつから、蟲かふ宿と、あれはて、  
た、火しめれば、月そふけゆく。  
きりくす、秋の神樂を、うたふ夜に、  
しらの心を、我もたのむな。

賢 盛

かくしつゝ、宗祇法師いて、連歌道は、その最盛期に達したり。この期におきて、又すてに俳諧の趣味獨立、栗の本の衆の勢ひの、やうくあらはれそめたるをりなりき。

宗祇は常縁の門下として、古今傳授の人、しかしてまたそを、實際に傳へたる人にて、歌道を柴屋菴宗長、牡丹花宵柏にさつたり。しかして羈旅に一生をゆたね、自然の山水に憧憬して、ひそかに西行に私淑したり。さる経歴よりなかむれば、もとより歌人として、世にたつへき人なりしならむと思はるゝも、そは反つて當時の學界を、見透さるゝよりの判断に歸するものなりと言はさるへからす。されども和歌において、西行の吟調なく、連歌において、宗鑑の諧謔なかりしは、尤もをしむへきことなれども、當時の連歌の、すてに雕琢遊戲の境ひを離れむとし、もしくははなれたるの一部分をつくりたるは、多少宗祇か吟懐の感化の、しからしむるところなりといはさるへからす。當時連歌の流行、その頂點に達し、海内風靡して、皆宗祇の風流をあふけり。時の御かどより、花

宗祇の

花の木。

宗祇と兼

宗祇と芭蕉との著書

の本の號をたまはりしも、偶然のことにはあらざりけり。この號これより、連歌宗匠の棟梁たる、名譽の稱號となりぬ。さてこの詞すてに、十訓抄、沙石集、太平記などにも見えたることながら、改めて朝廷より、かゝる稱號を定めて、しかもこの道の人に下し賜はりしは、實に宗祇にはしまりしなり。思ふに、こは、後鳥羽院の御時、この道の人をしも、柿本衆、栗本衆と名つけられしことあれば、この際この道の、變遷と共に、かく改められしものなるへし。あるは宗祇の西行を私淑して、かの「ねかはくは、花のもとに、てわれ死なん」との歌にちなみて、つねに花のもととかきもし、いひもしたりしを思ひ召して、そをそのまゝに、下したまひしものにもやありけむかし。

宗祇はしめ連歌のことを兼裁にとふ。いはく、をしきは君かすてに十年後れたること也。連歌は二十年の功をつまされは、その妙境にいたるへからさるを答ふ。宗祇いはく、然らば十年の間、夜を日につきたらはいかにと、兼裁いたく其志を賞し、そをみちひきぬとか。近世の俳祖、芭蕉をして、「世の中は、更に宗祇の、すまひかな」としたはしめしも、故なきにはあらざりけり。かの新菟玖波集を撰ひたるは、良基か菟玖波集に對峙せしめたるもの、筑波問答、新式追加などは應安の新式とともに、動かすへからさるこの道の寶典たりき。塵塚物語に、宗祇は隨一にして、歌道の骨柱といひ、老人雜話に

は、連歌の式定まりて、盛んになりたるは、宗祇よりなり、其以前は、百句満ること稀にて、たゞ言ひ捨てのやうにて、ありしなりといへり。

この後八年を經たる永正七年といふに、猪苗代兼親は歿したり。

著書には、巨爾波大概抄之抄、愚句老葉初學抄、自讃歌註、老濃壽佐美、山口記、白髮集あり。宗祇姓は三善、飯尾氏にて、紀伊國の伎樂師の子なりといへり。自然齋、見外齋といふ。種玉庵といへり。しはし草履を、比叡の山にとゞめしをりの名なりき。わかしくして律僧となり、かたはら和歌を好みき。その師としたるは、猪苗代兼親、東常縁なりき。又卜部氏に就て、神書を學びたりともいへり。その身まかりしは、文龜二年七月晦日に年八十二才なりき。其墓駿河國桃園定輪寺にあり。この次第、三條實隆の條下に、のへたるかことし。

はかなしや、鶴の林の、煙にも。

たちおくれぬる、身こそうらむれ。

とは、そのをりの辭世なり。

我ために、拂子はかりは、ゆるせかし。

ちりの浮世を、すてはつるまで。

こは昔て山路に入れしとき、賊にあひ、はてはそのひげをさへもえむこのこと、思は

すもかくよみて、その書を蒙らざりきとなり。こもかれか逸話の一つなるへくや。さてこれら連歌師の素養として、愛讀したりし書は、吾妻問答に、「萬葉より己來、代々の勅撰集、其外家集といひ、これらは人によるへしとことわりたり。又世上の器にて侍らは、萬葉以下八代集、其外源氏物語、大和物語、さころも、うつほ、竹取などよむへし。三代集、千載集、新古今集、名所の抄などは、是非ともに、眼にかくへしといへり。これ等の書物は、當時の連歌師ならずとも、歌學者、歌詠みといはるべきは、多大なる研究を要する者なるに、ひとり連歌師のよむべきものなりなど、ことごとりいひていふは、いとよかきことにはあれど、當時の連歌は、和歌の趣味もて作られたる、堂上のもなりければ、かゝる書目の研究を、おこたらざりしなるへし。宗鑑、守武の徒のいつるやうになりて、この道の趣味、眼目にも、けちめいてきて、はしめて謠曲本などの、珍重せらるゝにいたりしなり。

#### 第四章 宗鑑守武時代

宗鑑守武の、斯界に位置をしむる様になりて、遂に一革進の時代は來りぬ。その革進とはいかに、即柿本良基一流の連歌衰へて、栗本の平民的につりてしことをいへる也。



翻りて思ふに、前條のごとく、さしもに連歌の、上下に隆盛を極めしは、當時和歌の秘事口傳の、餘りに繁雜にして、一句一言、種々なる形式にかゝはり、其發展に處なからしめて、手を截り、足をかゝめて、自から滅亡せざるのやむを得ざるに、至らしめたる故也。あゝ連歌の道、花の本の宗匠あるに至りてきはまれるか。このをりからにして、一方簡單なる規矩と、平易なる言語とによりて、その思想を發露せしむるなど、たやすく下流の嗜好にかなひたりしに、いつしかにこの道、また幾多の式目、新案に、からまるゝ様になりては、本歌と其の撰を、ことにすることなきにいたれり。かくて再びこの道の、一時の座興、平民的たらざるへからざるにいたれり。こゝにいたりて宗鑑いて、守武のあらはれたるも、偶然のことにはあらざりけり。

大筑波集

宗鑑の著大筑波集は、一にこの道の裏面を開き、遂に俳諧の權輿をなしたるを證し、また俳書の嚆矢をなしたるものなり。

大筑波集の連歌

恭盤のうへに、春は來にけり。  
うくひすの、巢こもりといふ、作り物。  
あなうれしやな。餅いはふ頃。  
梅か香の、まつ鼻へ入、春たちて。

大筑波集の發句

かすみのころも、裾はぬれけり。  
佐保姫の、春たちながら、尿をして、  
しうごのための、若菜なりけり。  
澤水に、つかりて洗ふ、よめか脛。  
うそをつきく、花をこそみれ。  
かくのごとく、かれか作品を見れば、良基以來、宗祇にいたるまで、大成せし規矩、法式のごときは、かれか眼中には、うつらさりしのみならず、反つてそれを破壊したりともいふべきなり。

またその發句として、あけたるもの。  
・正月七日庚申に。  
たゞけとて、寝ぬ夜にあたる、七日哉。  
わかなどいふ下女しかられければ。  
つまれては、またたゝかるゝ、若菜哉。  
二月十五日、嵐はけしければ。  
けふ日吉、つちのとひらけ、かき蕨。

衣川ちかき所にて。

辨慶も、たつやかすみみの、衣川。

その滑稽、諧謔は、その機智により、いつこのはてにも及び、和歌と全く、その趣きをこゝ  
どにしたる言語句調をもて、それを暴露しつつ、發句の成立を、よに公にしたるは、先以て  
かれか效に、歸せしむべし。

手をついて、歌申し上くる、蛙哉。

元日の、見るものにせん。不二の山。

苦々し、いつまであらし、ふきのたう。

花よりも、團子とたれか、いはつし。

榮ふるは、大めう竹の、子どもかな。

ぬす人を、とらへて見れば、わか子なり。

などを見れば、蕉風となり、貞徳風となり、蕪村調となり、あるは川柳、前句つけの風を  
なしたるなど、とりとりにそのをかしみのしらるゝにあらずや。

宗鑑は、本姓を支那、彌三郎といひ、範重と名つけたり。一に範光に作れり。近江の人  
にて、佐々木義清の裔なり。延徳中、將軍義尚、六角高頼を、甲賀山に討伐のをり、ゆゑ

りなくも、陣中に薙せらるゝにあひ、剃髪して、尼か崎にかくれぬ。時に年廿五才なり  
き。一休に師事せしは、このをりなりきといへど、當時すでに一休は、世になき人なり  
ければ、さるべき説は、いかゞと思はるゝ。かの草庵を山崎に結び、油筒を鬻ぎ、錢十  
孔をえて、その日をおくりしは、その後のことなりき。これより世の人は、山崎をもて、  
その名にかよらしめぬ。

上客はたちどころにかへれ。

中客は一日にてかへれ。

下客は一宿せよ。

とは、かれか草庵の片類に、かゝけし詞なりき。いつれそのをりの、すまひなりけむ。

當時宗祇を第一として、宗長肖柏など、連歌をもて世にまこえたれども、いまた滑稽、諧  
謔の趣味をもて、社會人心の裏面を、暴露したるを見すとて、宗鑑ひとりそを唱導して  
一方よくそれらに對抗せしめ、遂に俳諧の發句をもはしめたるは、前條すでにのへたる  
かごとし。

手にもてる、すかたを見れば、燕子花。

のまんとすれば、夏の澤水。

藤原實隆

宗長

宗鑑

くちなわに、おはれていつか、歸ららん。  
 こは時の内大臣實隆をとひ、燕子花をおくれるをりの句なり。かの一夜庵と言ひたるは、晩年西國におもむき、歸るさ讃岐國、琴彈山のふもとに、やとりてのことなりき。「つかれの岸の、草かくれ」と答へて、たちざりし風流は、ふる物語の、おもかけにして、末代までの佳話とすへく、居室たゞ一藥籠をもてたのしみしは、粟田口善輔かすきにもたふへきか。天文二十二年十月二日、灘をやみて身まかりぬ。年八十九才なりき。墓は讃岐國豊田郡坂本村興昌寺、一夜庵のかたへなりとか。

宗鑑は、いつくへゆく人とは、

ちと用ありて、あの世へといへ。

とはその辭世なりき。

宗鑑かことはすてに言ひぬ。これと相馳驅してその境にいたりしのみならず。よく當代文學の開拓者たりしは、荒木田守武なりき。守武は伊勢國內宮の神主にて、正四位に叙せられ、齒山長官として、渡會郡宇治にすみけり。されはたゞに伊勢守武、また伊勢神主といへり。この人宗鑑と生年月にたいて相違ありきといへども、宗鑑長命の故に、その終りにいたりて、互に氣脈を通し、この道につくしたり。すてに前述のことく當時こ

宗鑑の墓

宗鑑が歿年につき  
 四撰府志天文五年  
 正月廿四日七十二  
 滑稽太平記  
 天文廿一年八十五  
 天文廿一年八十五  
 伊家大系圖  
 天文廿一年八十九

荒木田守武

宗鑑守武  
 の後の俳  
 壇に及ぼ  
 したるは

の道の状態は、たゞ良基か、菟玖波集、宗祇か新菟玖波集を、その標準としたり。宗鑑犬筑波集を撰みて、俳諧体の連歌を公にしたるも、守武が飛梅千句をあらはしたるも、即その一體の羈絆を脱して、宗鑑守武か体をなしたるもの也。そのうち守武千句は、また犬筑波の滑稽粗豪の体に、對せしめたるものなり。守武かその千句の跋に、俳諧とてみたりに笑はせんとはかりはいかん、花實を供へ、風流にして、しかも一句たゞしく、さておかしくあらんやうに、世の好士の教也。といへりしは、すてに吾妻問答に、「たゞなにとなく、長高くして、幽玄有心なる体、肝要候歟。連歌も歌の風情を、はなれましきとに候へはとある心を心にしめたればなり。かの伊勢論語即世の中百首をあらはして、童子教訓の一つとなしたりしかことき、かれか品性人格の如何も、察せらるゝにあらすや。このあたりは、全く宗鑑とその根元をことにしたる處なり。思ふに守武は、その家學上の習慣より、いまたその趣味を、すて得さりしによれりしならむ。かくこの二氏か、以後の俳壇に及ぼし、ひゞきとして、見るべきことは、宗鑑は談林の一派をおこし、守武は蕉風の源泉となりしかことし。まことや芭蕉の、この人の句に對して、「守武神主、身分相應に、情の奇なる處御座候」といひしは、かれか一生の俳味を、評し得たりといふべき也。

守武千句

飛梅や、かろくしくも、神の春。

われもくの、からすうくひす。

のどかなる、風ふくろうに、山見えて、

めもどすさまじ、月のこるかけ。

花よりも、鼻に有りける、にほひかな。

月はおほろに、ふくるものし。

春の夜の、夢やさながら、うしならん。

けさのあさけは、きにかゝる也。

なおりてや、そもくこよひ、秋の月。

あふみふんはり、はちかりのこゑ。

くつは出、ゆるす手綱や、なかるらん。

そよやめちこち、かけまはりつ。

これら前後の関係はもとより、もともと詠みいてたるものなれども、ほとんど上の句の  
独立は、すでに確定せられたり。すでに宗鑑をはじめ、守武にいたる人々の、發句はか  
りを記したる短冊の今日にのこれるを見ても、自から一体と、承認したる証かしとやい  
ふべき。なほ宗長が東路の記、准后道興の廻國雜記などを見れば、文中大かた發句のみ  
をかゝけたるも、その結果なり。

宗鑑と時を同じくして、この道の繼興にいたり、推されて花の本の宗匠となりしは、宗  
祇の門下宗長なり。かの定家其筆の、源氏物語を賣りて、五十貫文を得、山門建立の資  
に寄附せしこと、その連俳と共に名たかし。

宗長字は久庵、駿河國、島田驛、鍛工景金の三男なりといへり。紫屋軒といひしは、永正  
元年といへるに、今川氏の被官、齋藤安元のすゝめによりて、泉谷といへる處に、うつり  
すみしをりの號なりき。その今川氏にいられたるは、國主義忠の時代にて、めされて近  
侍となりしにはしまれり。さらに十八歳のとき、仕を辭して、連歌を宗祇にとひ、佛を  
普捨院にまなひ、一休に參禪し、宗信と交りて香を聞き、茶事を嗜み、いづれもそのとこ  
ろにいたれり。かの雛鶴といへる茶壺を、愛藏したる一事にても、その物好もしらるゝ  
なり。明應中宗祇の、新筑波集をえらふや、宗長の廿八句をとりしかこときを見て、

そのほこりとなすにたるべき也。

なほ宗祇の門下としてしるべきは、背柏なり、「口なしの花やいろはや、うつすらん」とは、その八歳のとき、机によりて、習字するをり、「物をもいはず、物ならふ人」といひかけしに、答へたるものなり。幼時よりこの道の、天才をしるへし。かくて終に宗祇より古今集の傳をうくるにいたれり。のち伊勢物語の註をつくりて、後土御門帝に、六家詠草の粹をぬきて、後柏原帝にたてまつりしことあり。又心敬、宗祇の死後、歌會ある毎に争論の起ればとて、新式今案をつくりて、その法制を定めたり。

「春さかぬ、花の心や、ふかみくさ」とは、かれか愛する牡丹を、詠したるものなり。この花、その季節におきて、種々論難ありしかども、これより斯道の人、首夏の景物となすにいたれり。大永七年、四月四日、泉州南郡にて、身まかりぬ。その墓、堺南宗寺にあり。時に年八十五歳なりき。弄花軒、夢庵、牡丹花などは、その號なり。

藤原公條、石山月見の記に、「又宗養法師、紹巴法師、これも同聽の輩なれば、いさなひましにき云々。かの源氏の間のあたりにて、十百韻の連歌を、こと申し、かは、不堪の上、老懐いかと思ひながら」云々。さてこの記は、天文二十四年、八月石山寺にて、最中の月見のをりの記事にして、當時これらのきは、堂上にたち入りて、いたくもてはやさ

耳底記に宗養連歌  
いかにもまかに  
ありし也」さしる  
せり。

れしをしるべき也。その紹巴といへるは、奈良の人にて、幼きころ、興福寺の明星院にすみて、はては法師にもならむとの、心かまへなりしかども、とかくに名譽の心すてかたく、いかなるにてもあれ、天下に名をあげはやと思ひけり。その頃都より、周桂といへる連歌師の來りけるに、そをまなよものと多かりけり。紹巴もそを心にかけ、一夜ひそかに寺をいて、周桂に従ひて、都にのほりぬ。かくてこを學ふに、夜をもて日につきければ、終にその妙所にいたりぬ。また三條公條より源氏物語をきき、これもその奥儀に達しぬとか。なほ古今集の傳をもうけたれども、専ら研究をこらしたるは、連歌にありしなり。そは光廣卿の耳底記に、「宗長は古今傳受したれ共、あまり念をも、いれなななり。我は連歌しにてこそあれ。道をつたへて、なにすべき事にもあらず。連歌のつけあらたによくはといふて、あまりかまはななと也」とあるにて、その目的としたる處もじらるなり。かくて時の里村昌此など、名をひとしくして、王侯の師となり、庶人の範となれり、かれか松村の姓を、里村と改めしは、この頃の事となりけり。又茶事を利休に學び、茶人としても、世にたつへかりしなり。その法橋となりしかの天正度の變に、陽光院宮妙覺寺南隣の邸より、かへりまさむとしまへとも、倉卒のをりとて、のりものなし。紹巴たまく、門前をすきければ、輿をたりて奉りけり。そ

の後その恩賞にとて、法印をおくられたり。されども危を見て、節をいたしたるに、な  
に條かゝるむくひをうけ奉らむとて、望日その法服をかへしまつれり。されどもそを  
きゝ入れたまはず、かへつて又法橋に叙せられたりといへり。

豊太閤の時になりては、いよく眷偶をうけて、名聲いたくあかりぬ。かの陣中にての  
連歌のことなど、思ひ合すへし。また關白秀次にしられて、その師となり、をりくくの  
會に召しいたされぬ。されは秀次の事おこりけるをりは、三年はかり、三井寺なる莊殿  
寺に押しこめられぬ。其後ゆるされて、都にかへり、慶長五年或は六年といひ、或は七年とも言へり。身まかり  
ぬ。墓は紫野大徳寺中、正更院におり臨江齋、この號西三條公條よりたまはりしものなり。半醒子、といへるはそ  
の號なり。今京都大炊御門(下立賣寶珠庵)堀河東に紹巴町といふあり。こはその上、豊  
公よりたまはりし、邸宅のあとなり。星霜こゝに三百年、今なほその町名に、その人を  
しのはしむ。懐舊なんぞ堪えむや。

里村昌叱、紹巴の門よりいて、常にこの道を研究して、一家の句法を、ひらくにいたれ  
り。豊太閤にめされて、食祿をたまひ、連歌七名人の一人として、いたくもてはやされ  
たり。昌休の子、仍景彌三郎といひ、法橋に叙せられ、策菴と號したり。

この後正親町天皇の、天正の頃、木食應其といへる法師、無言抄貳卷をあらはす。この

その墓

里村昌叱

木食應其

當時の俳

松永貞徳  
生る。

中興の祖  
貞徳のい

法師、かの紹巴と親しかりけるにや、この書を校閲し、且その奥書をもなしたり。大覺  
寺二品法親王空性の奥書もあり。この書、其後天寛の榮を蒙り、無言抄といへる外題  
の敕染を得たりといへり。發句の諸法、付合、名寄などをときあかしたり。この應其  
といへるは、名のことく、木食を十三年して、諸國の靈社名刹をめぐりて、そを修理しか  
たはら、この道につとめたるものなり。されども守武卒し、宗鑑うせてよりは、殆むと  
この道の棟梁をうしなひたるの感あり。かくしつゝ、幾とせを経たらむには、やうく  
まさしそめたる、俳壇の草も、春まらあへすして、再び根にかへりつらむなど、思ひてし  
をりふしに、ゆくりなくもそをつちかふ人の、一かたにあらはれたるそ、これ等小草の  
命なりける。そは即松永貞徳とて、元龜二年といふに、京都に生れたる人也。まことに  
守武のうせにしより廿二年、宗鑑のゆきじより、十八年の後なりき。うへも俳壇この人  
をたへて、中興の祖となしぬ。

貞徳は松永久秀の孫、永種の子にて、母は下冷泉明融の女なり。幼名勝熊、長頭丸と云る  
は、長して尙童服を着たりしによれりとか。延陀(圓陀)丸、逍遙軒(實相寺の碑面に  
は逍遙軒とあり)明心居  
士などその號なり。和歌を關白藤原植通、右大臣藤原晴季、内大臣藤原實條、權大納言  
藤原雅綱に學ひ、かたはら有職のこともきはめたり。その會式の法のこときは、雅綱の孫

花咲翁  
花の本

貞徳の墓

その著書

參議雅致にたゞしぬとぞ。連歌故實は、父永種の門下、僧安休よりさづけられたり。かくの如くにして、その師事せし人、五十餘人に及びぬとか。地下ながら細川幽齋は、當時歌道の棟梁とて、尤も親しく仕へて、その奥旨秘傳をうけたり。慶長三年八月、藤原前久、藤原兼孝の二人、幽齋、紹巴、宗養等に命し、貞徳をゆるして、花咲翁と稱せしめ、斯道の宗匠たらしむるにいたれり。かくて又後水尾上皇より、花の本の號をたまはりぬ。さてその俳諧に志したりしは、若年の頃、連歌の執筆をつとめたらしに、連歌の一塵はてゝのち、言ひすての俳諧の興味を感したるにおこりしか。そは自からの俳諧未來記にしるしたるを見てしるへし。晩年にいたりて明をうしなひしとのこと、いごくちをしかりけり。身まかりし年は、承應二年十一月十五日にて、年八十三歳なりき。墓は山城國、上鳥羽實相寺にあり。墓石表右に、南無妙法蓮華經。表中央に、逍遊軒貞徳居士。表左に、承應二癸巳年十一月十五日と記せり。堺内にあしのみろやのあと、いふところあり。貞徳そこに菴を設けて、すみけることもありけりとぞ。されはにや、報恩藏妙典千部貞徳居士と刻める靈位を安置せるならむ。

著書に淀川、新増大新波集 油粕、御傘、百韻注、貞徳載恩記、歌林雜語 俳諧禁句、徒然草慰草、百人一首抄首書、消息和句解、堀川百首抄、肝要抄 逍遊愚抄、源氏竟宴歌、歌林樸林、前車集

御傘

紅梅千句、貞徳家集、徒然草長頭丸抄あり。

右のうち御傘は、在來の式目によりて、その結句を、いろは順にあけて、性質用法、忌禁などを、説きたるものなり。これによりて、五十韻百韻の式、定まるといへり。要するにこの書は、この應安の新式を、簡易にしたるもの、如しといへとも、宗鑑、守武か、さる式目によらずして、自由にいひいでしを、再ひさるものを作りてしはいかに、そは初學者をみちひくにつけての手段に、いてたるものなるへし。ともかくもこは俳諧の法式を定め、その方針を標榜したるものにて、まづ俳諧の一大光明なりしなり。御傘といへるは、この一本あれば、あめか下に、またさし合する人あるまじとの心にて、名づけたりとなり。

貞徳は歌道根本の京都に生れ、堂上、晋紳との交際、多かりし爲に、あまりに宗鑑、守武の境に、たち入ることも叶はず。従つてその思考、用語、句調において、自づから保守の姿になかれ、たゞ和歌の意を、縁語、類語、さては古事などによりて、いひあらはしたるまてなりしは、くちをしかりけり。

淀川は、宗鑑か俳諧を慕ひて、研鑽したる結果のあらはれしものなり。序にも、「山崎の宗鑑の、集られし犬筑波に、しそへたれば、新增とはいふ」と記したるにてもしらる。

淀川の、

淀川にのせられたるもの。

油粕のこ  
貞徳が三  
部書

油粕にの  
せられた  
るもの。

淀川にのせられたるもの。

くはぬ飯こそ、ひげに付けれ。

鉢桶の、ふたをあくれは、鯨にて。

はたこやすくる、竹生嶋人。

竹生嶋の使者、なまつなれば、えくはて、はたこやすくる也。

まへやくと、江口にそいふ。

世の中を、いとふ迄こそ、かたつより。

ひんはつそられ、出仕やめらる。

式目に、片方の鬘髪を、剃除するとあり。

油粕といへるは、宗鑑の前句によりて、貞徳一流の附句を、こころみたるものにて、御筆

淀川の二書と共に、貞徳が三部書といひて、尤有名なるもの也。たとへば、

霞の衣、すそはぬれけり。

の句に、

天人や、あまくたらし。春の海。

とつけ、

しうとの爲の、若菜なりけり。

の句に、

母方を、つかする春の、るほしきに、

と言ひたるかこととし。また、

公家と、武家とは、二かじらなり。

國司へも、守護へも爪を、まゐらせて、

わかきも腰の、かゝみこそすれ。

懇懃な、家にそたちし、人を見よ。

おもふまゝには、いはれさりけり。

諍ひも、理はもちながら、内のもの、

何事も、道の奥意は、さとりにて、

遺物は、臨終ならて、書ておけ。

いかにして、古歌は上手に、かきつらん。

のことく、その一句に對して、一二句はもとより、多くは十四句より、廿句以上に及びしものあり。貞徳また、三つ物といふをはしめたり。三つものとは、發句、脇、舉句にて

三つもの  
なはした。



歳旦に興行するなど、すでに述べたるか如し。この事俳諧未來記、寶永三年の、諸國嘶

未來記

にも見えたり。

未來記に、  
さてある年の元日に、三つ物をはしめて行ひしに、その翌年、さる御方に、三つ物をおはしけるを、點をひき返上申ける。一兩年の間に、かなたこなたに、あまた三つ物出來たるを見れば、皆常に我に點をたのむ人なり。

諸國嘶

諸國嘶に、

初春の歳旦といふ事、慶安二年に、長頭丸はしめて出さる。王城の地に在て、その冥加を仰ぎ、都をこふくとの事也。はしめは都の中までのことなりしか、いまは俳諧も國々にわたりて、年々に三つものくゝと出るは、めてたき御代の色なり。これにてその流行のさまも、しらるゝにあらすや。

塵の名に、もつちやさしき、初音哉。

植込よりも、見ゆる夏山。

ふもと田の、わせもおくても、ようのひて。

思ふやうにそ、雨もよりける。

十五夜の、月にはさわる、雲もなし。

きつかり、きかり、わたる雁かね。

しちやかた、悦ひいさむ、秋なれや。

菊千代丸と、いひてかしつく。

これは、俳諧獨吟集に、あけたるものにて、百韻の初表八句なり。またその俳句といへるものは、

しをるゝを、なにかあんすの、花の色。

うちとけて、氷と水の、中直り。

冬籠、虫けらまでも、穴かしこ。

天長く、千人ほむるや、秋の月。

甜らせて、養ひたてよ、花の雨。

きによつて、とけ露の、法は華經。

花よりも、團子やありて、かへるかり。

七夕の、中人なれや、よひの月。

鳳凰も、いてよのとけき、酉の歳。

せはくとも、御宿申さん、けさの春。

かの獨吟といひ、これの俳句といひ、かの宗祇、宗鑑、守武等の作品と、ことにその相違を見す。優雅なるは、宗祇、守武のこと、縁語類句を用ひたるは、宗鑑とことなることなし。たゞその詞を、弄したることのかしきはあれど、意に於ては、その味はひなし。これ等を通覧すれば、貞徳のは、優美と雅致とを供へたれども、宗鑑のことく滑稽と詠諷とを見す。これは前條すてに、逃へたるか如く、貞徳はその境界の上より、和歌にその根底を發したれば、かれか詠諷なる俳味を、この優雅なる和歌の趣味もて、發揮せむとしたりしなり。されど彼もすてに、その俳諧の何物たるかを了解したりし上は、全く滑稽趣味を欠けりといふにあらず。作品殆むと、その相半するを見る也。俳味もどより二ならされども、その準據したるところをことにしたれば、讀者の印象もまたたのつから異ならざるを得ざるなり。

千代の古道 帝國歌學史上卷

連歌の沿革終

千代の古道

第一編

帝國歌學史上卷

上卷

神谷保胤著

附録 歌會故實

第壹章

歌人相會して歌を詠みたりしこと、いにしへにも見えたり。されども、中古以後のことく、さはたちたる法式はあらざりけるにや。いとおほつかなし。村上天皇の天徳年間、天徳歌合といふことのもよほされてよりは、おのつからその法式も定まり、歌會のこととも、また從ひて、その形體をそなへたるかこと。されども今審らかに、その次第をしることを得ず。かの平安朝末尾の歌學者、藤原清輔朝臣の袋草紙に記される歌會の有様は、まづ平安朝時代より、その代にかけて、行はれる法式を見て、あやまりは

歌人相會して歌をよむ

天徳歌合

歌學者藤原清輔の平安朝頃の歌會

なかるへきか。

その草紙に、和歌會次第、公私同之として、こゝに公私とあるにすれば、一人の宅にても、この法式によりて、さかりに歌會を、もよほしけるものと思はる。  
 先懷愚詠、參其所。隨便着座、使に隨ひてさあれば、別に位官によりて、その密次の定めも、なかりけるか。公の會なきに、いかゞと思はる。次臨披講期召文臺。先是置講師圓座。當御所中央置之云々。次召人々歌。各隨次置歌於文臺、自下處其儀文臺下、近臨之時、膝行置之。次歌下向御所。或說、向上之。さあるを見れば、當時すてに歌の上を手にし、歌の下を上にすとの兩説ありしを、さるへし。次召仰講師、五位中召堪能者。私所用位階下薦。但儀式之時、多用四位。さあるにて、講師の位階をしるへし。次歌人應召近參候。次讀師進寄文臺下、取重置之。〇位階不審、召職一二座人等散勤仕之。異本後一條院御時、宇治殿爲白、勤仕讀師、其儀取一通開之置人令重之。兩座一にて御之也、小野宮右府見之。以下薦爲先。但於僧俗並女房文臺。兩座時別。端歌許。向於御前、私所向亭主置之、無亭主時、向爲席上之參人、同會遊之時、召向講師。以下薦爲先。但於僧俗並女房歌、不論貴賤終講之。或人云侍以下不置文臺、於下講之云々。さあるを見れば、これ等のことらはしきものありけるにや。清輔朝臣はそれらに對して、こゝに配載せられしと思はる。但近代不然歟。次講師讀上之。其儀延右足願及臨讀之。尊不居圓座。唯懸片膝許。其音不微、一句、々々讀切之。但至位望、勢難讀之。讀畢任余人不詠之。序讀樣同和歌有兩題之時、同題一巡、讀了講次歌。雖數十准之。伴時更又讀名字。於位署者、不可讀歟。次可然人々同音詠之。但初音不助音。このこと、當今と、さなることなし。次音可加詠歟。歟とあるにすれば、或は加詠せりしことありきとおもはる。又爲後進人、不可進詠之。有序之時、堪能人々詠吟秀句、其

後詠歌也。次詠三反之人置次歌。作法同前、於座者不可讀、每題初度計詠之。こゝに毎題初度計詠之、さあるも當代と、こゝなることなし。次臣下歌講了。自座中被出御製。其儀取拂臣下歌、更居他文臺。非強儀式之時、講師又改之。用本文臺。四位。更讀題目講之。度數可倍臣下歌。於御製者、以文下向吾方云々。喜保度計之、講師通代、このわたりの事、大かた當御製出時、講師可急退。凡歌畢可急起也。又女房歌、諸人歌、講畢時出之。有兩題之時、一題時出之。

同書なほ、題目讀樣として、たとへば、秋夜同詠叢夜虫、應製和歌一首とあれば、假名かきのことくに、讀むへしといへり。御製には、よみたまへると讀むへしといへり。一説には、云事をと讀むへしといへり。しかしそれも、題によることにて、春心在花といふ題にては、必云事をと、つゞけてよむへしとあり。凡題は訓讀すへし。されども又三月盡、九月盡のことき題はじからず。かくのことき斟酌は臨時なり。次に和字は明らかによみ、歌字微かに、讀むへしといへり。

次に位階讀樣として、於公家仙院女院同六位官姓名、五位官名、四位官名、朝臣三位以上姓朝臣山四位宰相准非參議親王無官可稱位歟。三品於親王大臣家、六位同前五位官名、朝臣四位官姓朝臣、三位以上官許、愚作讀名許、但近代於次所非參議、皆名字者也。と記されたるによりて、あら、當時歌會の方式を、しることを得るなり。なほこれに向へて、參考とすへ

歌會の役員

讀師講師の名義

發聲

八雲御抄の歌、御製講師と御製講師と

職元秘抄に、講師と云か、歌を讀上る役也。讀師は、紙それを見分けて、節を付けて、其の上にて、是を披講と云ふ。其うたひ始る役、これを發聲と云ふ。とあり。

きは、八雲御抄なり。こは袋草紙、奥儀抄の平安朝歌會のさまを、しるしたるものにつけて、それより以後、即新古今集時代のことを、記したまへるものなればなり。さてその役員としては、讀師と講師とのみにて、發聲、講頌の名なきは、當時夫等役員の設なかりしものか。八雲御抄にも、またしるしたまはさりき。講頌は、同吟するものなれば、それまでのものにあらすとして、記載せられさりしものか。因に云ふ、この讀師、講師の名義は、もと歌合おこなひしをりの役名にして、番ことに詠歌の優劣を、指摘評論したるに起りて、大かた天台の論義に、ならひしものなるへしといへり。

發聲の名、この後二條良基の職元秘抄(二〇四〇年代)に見えたれば、南北朝頃にては、すでに歌會役員の一人と、たてられたりと思はる。二水記にも、大永五年三月廿四日條に、次左府取懷紙、被披置文臺、次實光朝臣讀上云々。次詠吟、發聲右衛門督也、とされるたり。然るに近世の安齋隨筆に、發聲を講頌中の一人のやうにいへりしはいか。近來飛鳥井、冷泉の家にては、發聲は披講中の一人とたて、必その設けあり。講師の朗吟にさきたらて、五句別々に、詠み上くる役にて、なか／＼にはれかまし。なほ御抄に、御製講師と、臣下講師とのことにつきてのへたまへり。御製講師は、臣下

披講の作法

讀師

和歌用心之事にいへるこ

講師退後、更依召着替人々歌撤後、自御懷中、更被取出。讀師人進て給て披之。御製講師讀之。臣下講師或通用之として、藏人頭などは、御製講師をかぬる先例、多かりきのたまへり。またその作法につきて、依召正笏略儀笏を持せず、參上。膝を圓座にかけて、正は居す。また前に、圓座の出ほどは見苦。讀師重に隨つて、頰うつふきて、微音に二句つ、之を讀む。位署は法の如く微音也。靜指音に讀之。御製をば、殊に誤り有るへからざる様に、靜に見て、讀むへしとなり。

讀師は懷紙をと、のへ、貴賤を次第するものにて、尤一座の首位たるへし。さてこの後は、いにしへは大納言以上、大臣たるへき人なりき。今も勅任以上、功績ある老臣なるよしは、年々御歌會はしめの役員、人名を見ても、しらるへきことなり。披講のをりは、その懷紙を講師に示すのみにて、吟詠にあつからず。御抄に、これも御製讀師、臣下讀師といふものありとして、當座第一座を御製讀師とし、二人座人を、臣下讀師とすへきことを、しるしたまへり。なほ寶曆四年六月二日、從五位下卜部兼原十四歳との奥書ある、和歌用心之事といへる書に、奉行、會亭或會頭可勤之。題者、爲師之人。讀師、講師出座之中可勤之とあるは、徳川時代に於る、一私人の歌會役員のことを、いへるなるへし。この外披講之式、當座之式、同催之次第、講之式、懸影之事、會亭威儀之事、讀師進退作法

事、講師進退作法大畧、給仕之人作法などをしるしたり。

御製讀師は、歌披講畢つて、臣下讀師歌を撤するのち、御懷中より取りいたさるゝの時、膝行給之披置之。臣下讀師只下臈より次第重二三首時は、端許を卷寄せて之をならへ皆は披かす。僧並女歌は人歌講畢後可重敷。「不論殿上地下、唯守位也。こは讀師の作法なり。又清輔説とて、地下者文臺におかす。私所にも侍品已下者、歌文臺に置かす。近代然らざることなり、といふことを述べたまへる也。尤も當代にては、一座の首たるへき人、これをつとめ、披講のをりは、その懷紙を、講師にわたすのみにて、吟詠にあつからざるなり。

この外に講頌、奉行あり。講頌とは、發聲まつ、五句の一句つゝを、うたひをはれば、講師ついて、初句五文字をうたひいつ。講頌こゝに二句目より、同吟するなり。安齋隨筆に、中院通茂卿七十賀記に、讀師、講師、發聲、講頌とあり。講頌といふは、講師の後ろの座に、音曲人或は、詠吟もしつけれる輩、各さほひかゝりて、披講の歌をたしかに聞て、詠吟する也。是を講頌と云とあり。

奉行といふは心のたねに、故實などしりたる人、何事にまれ、始めよりをはりまで、當日のことを、こまやかにさたする役也。地下の會には、行事といふ也。兼題、會日などの通知は、奉行よりする也。給仕末座少年の人など、二人三人に事をとらす。會亭のあるし、いさほいある人ならば、そのやつこして、せさすることもあるへしといへり。

次に明月記、院和歌會の事を、記したる條に、

五位殿上人、置文臺切灯臺、豫敷講師聞座。先是今夜講師支即承之。次第置和歌各其座。次召講師參著了。讀師令參進給。取和歌云、通具朝臣令重之。次第令置文臺給。讀上支如例。讀左大臣殿(良經)御歌了、起座候長押下、講之間云々。讀師賜御製。召頭中將(通具)令讀之、同音講之。講師退各復本座。次可有當座會云々。左大臣殿書題かせ献之給、御覽了。用一首暮山遠鴈云々。人々歌出來了。次第置之。次召家隆爲講師。兩相府(良經、通親)令相讓行内府遂參進披講之。俄如先々。各退出。大臣殿(後京極)御供歸九條云々。

これによれば先づ兼題を披講し、ついで當座ありて、また披講とみえたり。臣下の披講を了へ、讀師改めて御製をたまひ、披講したりしことも、すでに前述のことくなりき。また兼題と當座と講師をかへたり。その講師は、その都度臨時に、命せられしことも、これによりて明らか也。さてその披講には、最初に題、作者の名をよみ、次に歌を吟詠したりしなり。但次のよりは、題をよまらざるなり。

なほこの明月にうきて見るへきは、後深草帝實治の御歌會に、講師をつとめたりし、顯朝朝臣の自記の文なり。そは實治二年正月十七日條に、これ等讀様につきて、しるしたるごころあり。

今夜始有和歌御會、依應勅喚也。以廣御所爲其所、云々。長押上逼東障子、敷大文高麗疊二枚、爲上皇御座。御座云々。長押下又二行對座同之、時刻攝政兼藤原以下歌仙參集。頃之上皇出御御座。次公卿次第著座侍臣著座。次立切燈臺便撤高。次敷圍座。次文臺云々。次

内府藤原被置序。次侍臣置歌自下次席。次公卿置之云々。次依召子云々。於長押下

突膝即懸膝於長押昇。膝行着座一揖云々。次讀師左大臣藤原參進、被座講師左方。次依

召云々。下讀師當參進。左府取和歌留序一通、給所殘歌於大理云々。大理次第進之。

此間左府取序、被置文臺上云々。予先一返見終讀之。以下句世ノ「切音讀云。春之日、太

上皇ノ仙洞ニ侍テ、同ク松ノ色、春久トイヘル事ヲヨメル、應制スルヤマトウタ、並序

此字兩敬音讀也。内ノオホイマウチキミ。内字儘ニ聞エテ、マウチキミ微音ニ讀ナリ。」次讀序

也云々。予讀畢正笏候。新中納言吟詠。長句計詠之、小句ハ切音ニ詠之。次次第讀歌。讀師一

破置之也。其讀様、先一反見之、心得欲心之後出音也。切音ニ一句ツ、細音シテ詠之也。殊外不詠題云々。五位名許實平ト。四位名朝臣、三位已上姓朝

臣、有兼官人、讀兼官、無兼官之人、讀本官、左右大臣、左ノナ人々詠之、舊例每人三反詠之。近代下

歌吟の回数

東野州開書に於ける式のさ

臆不過一反也。今度如此、攝政御詠讀了、即起座退下。御製講師可爲公卿之故也。次詠吟了。讀師被撤臣下歌。次人々復座。次被置御製。次依召權大納言實雄參進。講頌之人々、又參進如前。數反詠吟、以人々復座。次撤切燈臺。如元立高燈臺。又撤文臺圍座等、次御遊。としるしたるかことし。

職元秘抄には、天子七反、大臣五反、其他三反とあり。二水記には、御製七反事として、一位(甘露寺元長)云、晴儀爲七反之間、五反可然之由被命了。雖然、先御代(後柏原)毎年年始多分七反歟。然者爲御代始之間、七反可然由、金吾令治定了とあり。しかるに同書永正十六年三月廿九日條には、發聲民部禪門也云々。御製五反、後度四反、親王御方三反、陽明三反、左府二反云々。なほ成恩寺關白記康永十七年の條に、依召民部卿爲尹朝臣云々。讀揚御製、吟詠七反、講師退下云々。とあり。さきに御製を五反可然の間とあるは、七反の外に、さるへきをりもありけるなるへし。十反としるされたる例も見ゆ。かくて室町時代より、徳川氏初葉にかけて、専ら地下にて行はれし、會式のさまは、東野州開書にしるされたるかことくなるへし。そは、

先文臺のそはによる時、扇をぬきておく。其後文臺のそはによる。まつ文臺と身のちかさ、五寸計也。文字をたしかに見む爲に、近くよること苦しからす。懐紙をば、

端作より名を讀、題をよむ。春日同と云、三の字を可讀。名を讀事、貴人をは只よむ  
体とする。公卿をは、實名をはよます。或は宿所の名、假名をよむ。按察使大納言、  
内大臣などやうの人は、時に一人ならてはなし。さもあらぬ、中納言などやうの人は  
あまたあれは、三條とも、飛鳥井とも、上にたきて、中納言とも、中將とも讀へし。前  
内大臣とは、前の内のお、これより下をは、聞えぬやうに讀へし。おほひまうち君と  
よむへし。四字題も、三字題も、讀切事なし。讀はて、退出の事。讀師五文字の、か  
しらをいたせは、退出す云々。これによりて、そのあらましをしるへし。

なほこの披講方法につきて、蛇足をいとすして、近事宮中にて、行はせらるゝ處を、も  
れ承るまゝに、そのあらましを記しおかむ。まつ下臈より、順次上臈に、及ほすなり。  
御歌會始めに、おこなはるゝをりにも、預撰歌の、最下臈より始めて、全体に及ほし、更  
に所役の下臈より、上臈にいたるといへり。また預撰歌中に、顯職高官の人の歌あれば、  
その最終に行ひ、所役の下臈よりは、さきに披講せらる。まつ最初だけは、端作より讀  
み、次に官位氏名をよむ。次のよりは、端作は讀ますして、直ちに官位氏名を讀み、後  
本文に移るなり。次に、官位、勳功、爵等を有する人にて、爵の下に記せる臣と、名の下  
にある上といふ字は、讀み上げす。さて端作りを、讀み上げぬは、皇族方の分なり。さ

近事宮中  
にて行は  
る披講は  
の次第

御歌會始

御歌會始

れと東宮妃殿下よりは、あらためて御端作を、讀み上くるとなり。

さて宮内大臣は、宮内の大臣。海軍大將は、海軍の大將。威仁親王は、威仁の親王とや  
うによみ、妃はみめ。皇太子は、日つぎのみことやうに、御くに詞にて、よむか例なりと  
そ。しかして東宮妃殿下のは、……といふことを、よませたまへる、日つぎのみこの、み  
めのみうた」と讀み上げ、東宮殿下のは、……といへることを、よませたまへる、日つぎ  
のみこの御歌と讀み、皇后宮のは、……といふことを、よませたまへる、……の宮の  
御歌とよみ、天皇陛下のは、……といへることを、詠ませたまへる大御歌」と、詠み上  
けまつるものなりとか。

かくて一首を讀み上ければ、發聲まつ、初句をうたひいつ。二句目より講頌の諸員合唱  
する也。講師はすへて、端作より、名前及歌の全体を、讀み上くるも、發聲以下は、單に歌のみを講頌すといへり。さて參列員中の詠進歌を、披講するど  
きは、その讀み上げて、講頌の終るまでは、起立低頭すとそ。この講頌、臣下の分は、下  
臈より大臣にいたるまで、一反にかきれりと。皇族は二反なり。かくて皇族のを讀み  
上げ終り、講師退かむとする時、讀師しはしととめ、復床せしめおき、讀師たゝちに東  
宮妃殿下の御座にすゝみ、御歌をいたゝきかへり、懷紙を御前にむけて、一反詠吟講頌  
し奉る。この時講師、發聲、講頌は、起立拜見す。參列の皇族以下の諸員は、一同起立拜

承のこと也。次に東宮殿下の御歌も、前御同様の次第にて、二反詠吟講頌し奉る。皇后宮の御歌も、御同様の御手續きにて、三反詠吟講頌し奉る。この間東宮兩殿下も、起立拜承したまふ。當日皇后宮、御出御なきなりは、大かた皇太后后宮大夫御使として、御懐紙を持参し奉ることか。 讀師聖上の御前にすゝみ、御硯蓋の上なる、御歌をいたゞき、五反詠吟講頌し奉る。この次第は、兩殿下ならひに、皇后宮と御同様なり。かくて講頌、役員退席すれば、讀師懐紙をどこのへて、返上し奉る。兩殿下並に皇后宮のと御同様なり。さて聖上の御懐紙にかきりて、臣下の方へむく。こは皇后宮以下は、聖上へ御覽に入るゝとの、ことなればなり。かく披講終つて兩陛下入御。皇族以下参列員退出する也。なほ御息所の方々、東宮妃殿下、皇后宮の御懐紙は、著色の鳥の子を、二枚つゝかさねて、用ひさせたまふとか。あはれ四季をりくゝの紅梅、花橘、龍膽、さては初雪など、いろくゝのかさね、うちかをりぬる、九重の空。われひとのかけても、うちあふくへきものならねども、その名をもれうかゝひ奉るたに、この世ならす覺ゆるも、いとくゝうかじこきことにはありけり。

さてこの披講の流儀につきましては、二條飛鳥井流冷泉の二つに別れて、今日に存在せり。維新前にては、宮中に、御歌所の設けなき爲に、これらのことは、單にこの飛鳥井、冷泉の

御息所、東宮妃殿下、皇后宮の御懐紙のこと。

披講の流儀

維新前の御會式

懐紙取重様のこと。

諸書に見ゆかたは、懐紙のこと。

二家に、うちまかせられたりとなり。歌會始めの御時にては、御所内小御所の御廂を、御式場とせられ、年々の恒例となりしことなり。またそのをりの御會にては、皇后宮をはじめ、女官の方々の、参列なかりし爲め、従つてその披講もなかりきと、又陛下御歌は、聖上みつから、そのをり讀師に、わたしたまひしかは、讀師の役は、關白必つとめたりといへり。式場は、玉座を正面とし、その御前なる、中央の御机、三方のかたへに、役員参列す。その兩側、坐をしきたる上に、参列員は、著席する也。かくて玉座の左方は皇族、右方は關白、大臣と定められたり。されども殿上人の講するをりは、板の間に座して講せられたりといへり。

當日懐紙取重様につきましては、すでに袋草紙、八雲御抄に、のせられたるかごとくにて、新古今集時代以後、南北朝時代までは、大かたそを襲ひ來れるかごとし。然るに室町時代に入りては、連歌の勃興により、この道の平民的、通俗的となりしにつれて、この會式のこときも、又多少の變化、改革などありしは、また明らかなる事實と、いはさるへからず今川了俊、徹書記などいへる人々によりて、いつしか平民的に改められたるかごとし。點者、詠吟、助吟、行事、給仕など、役員の名をかへたるも、その一例なり。

さて恩秘抄に、披講の懐紙かさぬる様、上臈を上に、次第にかさねゆく也。御製をは別



に置いて、講師も讀師も、別人是をつとむる也。女房の詠をは、其人の品にしたかひて、かさぬへきなりとあり。また作歌故實に、人々懷紙を持よりて、文臺におきて退く、下臈より先おきて、上座の人は、順に上におく。讀師それをとりて、中ほどより、二つにをり文臺の左傍におき、下に重ねたる、下臈の歌より、順にとりて、文臺の上におき、懷紙の歌のかたを、講師の方にして、よまするなりといへり。徹書記物語に、一懷紙をかさぬること、第一の大事なり。人の位次にしたかひ、家によりてかさぬることなれば、むつかじき也。公家の會は、中々官と位次とあれば、それにしたかひて、かさねやすし。公家武家會合の時か、かさねむつかじきなり」として、四代目勝定院足利義持公の御時、飛鳥井殿、官は中納言、位次は正三位にて侍りしを、かんせる院の管領にて侍りしうへに、かさねじかは、すてに天下の奉行たるうへは、飛鳥井殿よりも、かみにかさぬへきよし仰られしかども、管領は參議に准せられる、間、黃門よりうへに、かさぬへからさるよし申て、終に承引なかりしなり」との實例をかゝけたり。

職元秘抄に、一歌會の時、文臺に懷紙をかさねおく。下臈程上におくとあり。資勝卿記に、冷泉家の懷紙は下臈をなかへさする也。其故に中より取出し、文臺に置令讀也。先、上下下上を中にして、懷紙のはしつくりの、紙の端をとり、指にはさむて置也。先の

方をさし上、手もど、おなしやうに、文臺におく也。法中のを讀おはりて、左の手を、懷紙の下の方の、まん中を指のさきにわたるやうに、手のこうをうつむけてあて、右の手は懷紙上の端を取、是も手うつふく。さて二にをりて、又一番に懷紙をとり、下たることくにして、座の右の方に置いて、又懷紙をよましむ。中より□り出す。上下下上何もおなし。をはりて、又法中懷紙の上に置いて、次にたんさくをとりなほし、下方上へなることくにして、文臺のまん中にとり置。又置様、とりくたす時と同じ。同書に主上の御懷紙は、御硯箱のふたに入、御さの右の方にあり。講師進より取之間、中計は、しつかうじて進む也。御さの上にて、我方へ、硯箱の下方をまはして、ふた共に取て、三あし程、しつかうしてしりそき、その處に、箱ふたをは置。懷紙計手に持て、文臺にすゝみ、則披き上下下上をして、今度は懷紙の下、講師の方へ、向ことく置也。左の手にて置かよし。をはりてもこのことく巻て、ふたのもどまで進は、懷紙をふたに置、御さのきはまて、しつかうしてより、ふたをとり直し、如元置てしりそき、懷紙短冊、如元置之退了とあり。親長卿記。文明十二年、七月七日條に、

今日有七種事。

一鞠

一楊弓

一樂

一部曲

一和漢 五十韻

一和歌

一盃飲云々。入夜參内云々。人々懐紙到來、取集懐中云々。於御懐紙者、予閉重了。銘元長加之。とあるは、到來の懐紙を、綴ちたるためしも、ありきとせるへし。

さてそのとち様は、懐紙を、幅一寸七分にたたるを、四にたつみて、とち緒として、懐紙をつくる也。その懐紙のうらには、年月日、會亭、講師、讀師などの名を、記るしおくへし。されども、講師、讀師もあらぬ、地下の會にて、したためし懐紙には、亭の名のみを、しるすへしとなり。

歌會には、必兼題と、當座とあり。兼題は、その會日にさきたちて、あらかしめ奉行より當日來會の人々に、通知しおく題なり。されはその日には、必ず持參し、點を乞ひて、懐紙にしたため、披講をまつもの也。當座は、當日の題者、をりを得たる題を、いたすをいふ也。來會者一同にいたしたるを、當座通題といふなり。探題などに、むかへたることなり。題者の題をいたすにつこもまた點をこひて、懐紙にしたつむること、兼題に同じ。兼題、當座の披講、すてに前述のことし。

さて題者たるへき人は、まつ儒者にて、高位大才たるべく、然らすはさるへき臣、その道

到來の懐紙を綴ちたる。

兼題と當座とのこと。

題者の資格

序者

懐紙のこと。

に堪能なる人たるへしといへり。そを御抄に、近代題者歌人にあらずして、儒者多きは、その當を得ざるかとのたまへるは、第一に、その儒者たるへしといへることの誤見を、破りたまへる卓見なり。儒者の詩の題者たるかごとく、歌人まさに、歌の題者たるへければなり。しかして長元八年の歌合には、宇治關白、院御時には、後京極攝政、建保中殿會には、右大臣藤原道家の題者たりしこともあれば、あなかちに、儒者たるへしとの事はかりには、あらさりけり。御抄に、かゝることも、時に従ふへしとのたまへるをよるしき。今日の雲井の御會にては、大方御歌所長の、定めいたすものとなれりとぞ。

かくしつゝ、その一會を終れば、即序をつくりて、その歌集に添ふへし。序は一座中にて、文筆に堪へたるものをえらひて、其日の次第を、書かしむるもの也。これも御抄に、公宴序者、大臣若大納言也。參議歴有例、猶上卿之役也と、その分限を、しるしたまへり。されどもすてに、一度ををかきたる人は、再ひとかゝるるか、故實なりとぞ。文体のこときは、これも和漢その時の宜しきにしたかふへし」となり。

さて懐紙とは、和訓菜にいへるかごとく、懐紙の音にて、即ふところかみのことなり。この事すてに、空穂國讓に、硯をひきよせて、ふところかみにかくかきて「などあるをばしめて、その後の物語にも見えたり。當時はたつちに、それに歌など、しるしたるもの

法 檀紙の寸

御歌所に  
用ひ  
たまへる  
御檀紙の  
寸法

なりけらし。以後は、和歌、詩または連歌を正式に、詠進するとき、もちひ來りしものなるよしは、すでに前條に、述べたるかごとし。紙質は檀紙、杉原なり。奉書は、いにしへになかりしものなれば用ひす。天皇は大高檀紙にて、一尺四寸餘。攝關、大臣、公卿は、一尺三寸餘。殿上人は、一尺二寸餘。公卿等、普通には、小高檀紙一尺二寸を用ひ、武士は、一尺三四分を用ふとなり。

薩戒記。永享六年、四月廿六日條に、晚頭向飛鳥井中納言第、合百首和歌事。懷紙寸法事。一首三首時、公卿一尺三寸。殿上人一尺二寸也云々。有歌數之時、不必然皆縮長也。先例或公卿一尺二寸八分、或七八分等也。親王懷紙、一尺七分有例、一尺二寸余可然者也。なほ一尺二寸といふこと、圓大勝などにも、多く見ゆ。

いま御歌所にて用ひらるる寸法とは、左の寸法ものといへり。まづ御製の御懷紙は、大高檀紙を、そのまゝ用ひさせたまへは、それより以下のものは、少しひく、たち用ゆへしと、うけたまる。そは、

- 勅任 豎一尺三寸五分 横一尺九寸二分
- 奏任 豎一尺二寸五分 横一尺七寸五分
- 判任 豎一尺一寸五分 横一尺六寸

の寸法なり。

次に書方といへるうちにも、いとむつかしきは、端作なり。これも古來よりの例、煩らはしままであれど、専ら今定められたる掟といふは、まづ皇族の御端作は、

新年詠立春曉應

制歌。

本官勳等功級某親王

兼官ある人は、その兼官を記するすとも、妨なしのことなり。また本官、勳位なき皇族は、たゞ某親王とあるへしと云々。臣下は、

新年同詠立春曉應

製歌

官位勳等功級爵臣氏姓某上

としたり。皇族と異なるは、同の字、臣の字、上の字を、加ふるところなり。その例。

宮内大臣正二位功二級勳一等侯爵臣藤原朝臣某上

これも兼官あれば、兼官をした、むるも妨げなし。官ありて、位なきと、位ありて、官なきとは、

端作の寸

官職臣氏姓某上

位階臣氏姓某上

とかき、位、爵ありて官なきは、

位爵臣氏姓某上

とかき、官位ともになきは、

臣氏姓某上

とかくへしとなり。

書体は、八雲御抄に、しるさせたまへるかごとく、九十九三としるし、最後の三字は、眞假名にてしるし、端作ともに、すへて七行なり。されども、書切りのかなわろくは、一二二字は、いつれのくたりへ、書きたくりても、よろしとのこと也。最後の三字も、假名の三字ならずとも、四字を三字にかきてもよろしと云々。

皇族家御會

十三

平常は應命の二字なし

春日同詠遠山霞應

命歌

命歌

體統の香

宮内大臣正二位勳一等伯藤原朝臣名六分  
子見わたせはかすみのみ  
ころもたちにけりやまた  
のはよりやはるの來  
奴良無

十二

有位有爵の家の會に、有位有爵の人の端作。

夏日詠納涼

歌

公爵藤原朝臣〇〇〇

陸軍中將大伴宿禰〇

掌典源 〇 〇

無爵は尸を省きても、有爵者に位を書き、又省きてもよろしとなり。

有位有爵の家の會に、無爵有位、又無位の人ば、

冬日同詠池水

歌

陸軍大尉正六位源朝臣〇〇

御歌所寄人加茂縣主〇〇

桑門 〇〇

戸を省きてもよろしきよし、これも同様なり。同等以下の會には、

詠松間月歌

子爵 〇〇

從四位〇〇

藤原 〇〇

内藏頭〇〇

〇〇

かくのごとくかきてもよろしと。最後のは、姓氏をはふきて、名計りかけるなり。  
女房の懐紙は左のごとくなるへし。これも端作ともに、七行にかくなり。

懐紙端作  
に紙端作  
又歌和歌  
けるゆゑ

さて端作のまへのあき、三寸といへるは、笏をおくほとあるによれる也。笏の巾、三寸あればなり。この三寸といへるは、二水記の説なり。手ひとつたく巾とあるは、冷泉家の掟なり。

<p>二寸 春の日水邊柳を よめる歌一寸</p> <p>若生子</p> <p>袖ひちてむすひや</p> <p>せまし水底に</p> <p>うちはへて見る</p> <p>青柳のいとせ</p>	<p>二寸五分 寸五分</p>
--	---------------------

へられたりしに、あきらむなり。いはた、當時の漢詩に、むかへたる書きさまなりき。かの圖には、代を  
りく、かほりゆくまゝに、その代々の、國名をとりて、周詩、漢詩、唐詩など、云ひ來れども、それもその世の  
かほりてのちに、いひたりしなり。されは一時、漢詩にむかひしめて、和歌をひきたるを、そのまゝに和歌と文  
字通りに、よひ來りしは、今の京になりて、さなへあやまれる也と、縣居翁の、解き破られたることあれども、尚  
和歌と書くこととなりしを、今の大御代となりて、はしめてその意のあることなるを、汲みたまひて、すへてに歌  
このみ、書かせたまふやうになりしは、翁の面目ははすもあれ。この道は爲には、いとよる、こふ、こま  
なりけり。(以上現今懐紙の書法は、おもに松浦伯の懐紙書法による)

以下参考として、諸書に散見するその二三をこるさむ。

袋草紙に、一題目書様として、

其日其皇幸其所同詠翫其物 應闕字製和歌、公家仙院、是臨幸佗所之儀也。或說同詠兩字  
不書、又和歌一首書如此事、唯任意云々。

詠二首應教和歌親王公卿家。

題、、、位署

歌、、、

題、、、

歌、、、

是有兩題之時儀也。但省略儀也。詩常儀如例書之。凡於公家仙院書製、字於女院后宮  
並内親王家書令字、大臣並卿相家書教字、女御並御息所家、女房歌不書題目並名字。  
御製又題目許歟。不踐祚太上皇、准女院后宮歟。小一條院和歌序、匡房書令字、又春  
宮和歌序、匡房卿書教字。或人云、至一人子息雖非公卿、書教字、但非家人者不可然云  
々。又於一所花族公卿、教字不書、御堂作文、齊信卿不書教字云々。

また位署書様、同書に、

於公家 仙院女院同之 位官 兼官 臣姓 朝臣名上但製字不書時、不書臣上。臣上不書時、又一官許也。 江師同詠  
注云、云々。碧玉裝箏斜立柱云々。故源右府師被命曰、伴度正文見之、於署二行被書、  
依官多歟云々。

和歌書様は、

三行三字書之、但近代不必然、故老書墨黑顯然可書之。不可執手跡云々。

八雲御抄も、この説によりたまひて、三行三字吉程なりとのたまへり。また春日、秋夜  
などかくこと、詩には例あれども、歌にはかゝす。されども、時にしたかひて、よろしか  
るへしとして、白河院、寛治月宴の御時、八月十五夜翫池上月和歌と、かゝせられしよし  
を、述べたまへり。

同抄中殿御會序者書様如此として、

後三月侍中殿新成櫻花師房

春日侍中殿同詠花契多春經信

春日侍中殿同詠花契千年匡房

初冬侍中殿詠松樹久縁師房

秋夜侍中殿同詠池上月久明道家

皆中殿と書、皆同字有和歌一首並序非序者人は、多は秋夜陪宴詠池月久明應製和歌也。

又倍中殿、倍清涼殿、家々兩説也。陪宴は多普通説也。

初冬扈從行幸遊覽大井河應製——師房上

春日侍太上皇城南水閣同詠池上花應製——宗忠上

八月十五夜侍太上皇鳥羽院同詠詠池上月應製——經信上

以上序者如此、只作者略同字大略同之、又或同字書之、假令以此等爲例、公家仙洞以下臨幸所を書常事歟。如然事可依時儀。院中多倍太上皇仙洞、又侍鳥羽院也。匡房松影浮水時應太上皇製と書一例也。

初冬於大井河詠紅葉和歌以下その二三

季同さか

季書のこ

國成義忠は遊覽大井河、實綱は遊從大井河、實政有綱は遊流大井河。

於禁中同詠池上落葉和歌實綱

於陳座詠櫻花和歌廣保例

夏夜於秘書閣守庚申同詠雨中早苗——時綱

晚秋於高陽院直廬同詠池上落葉——通俊

秋日侍住吉社壇同詠——

正二位行禮中納言兼左衛門督藤原朝臣某

歳暮侍北野聖廟——

神社佛寺、勝地名所等、於其所と書之也。唯一切貴賤普通詠何首和歌、又始は書題て、詠其題和歌とて、其後毎歌書題普通事也云々。

作歌故實に季同といふは、春日同詠、夏日同詠など書事なり。その時は端作の歌と、歌の頭と高低なく、平に書事と見えて、古眞蹟にさあり。季同を書は、格別の尊敬なれば、大かたの所にては、書へからず。

季書といふは、春日詠、秋日詠など書て、同の字を省るなり。此端作は、歌の頭より少しさけて書事、古眞蹟の例なり云々。季書は祝儀なり。敬なり。高貴の亭主のもと

にて書へし。同輩以下の會には書ぬこと見ゆ。されど亭主を賞統する、風流の常なれば、今の世にても、書てもさりなん。十五夜十三夜などの會は、亭主にかはらす。月をめて、秋夜詠と書たる事とおほゆ。

端作の初行と、紙のはしとの間、曲尺にて、二寸四五分なるへし。端作とは題書なり。春日の日の字の上、少し闕字すへし。

季同のはしつくりは、春の字と歌の冠と、平頭に書く、季書はかりは半字下げ、季なしは一字下けて書すへし。

名書は、名乗の上の字、和歌の和の字より、半字下り、名乗の下の字も、亦歌の字より、半字下りなるへし。

官位は字の多少によりて、見はからふへし。姓は藤原氏は細書す。他姓は細書に及はず。

歌の頭を冠と云ひ、下を沓と云ふ。冠は沓よりも明き多くすへし。

たとへは冠六分ならば、沓四分、冠一寸二分ならば、沓八分なるへし。但定りたる寸法なければ、見はからひて、四六のわりに、天地をのこすへし。

冠はそろへてかき、沓はそろはぬやうにかくことなり。或は第二行目の沓を、或は下

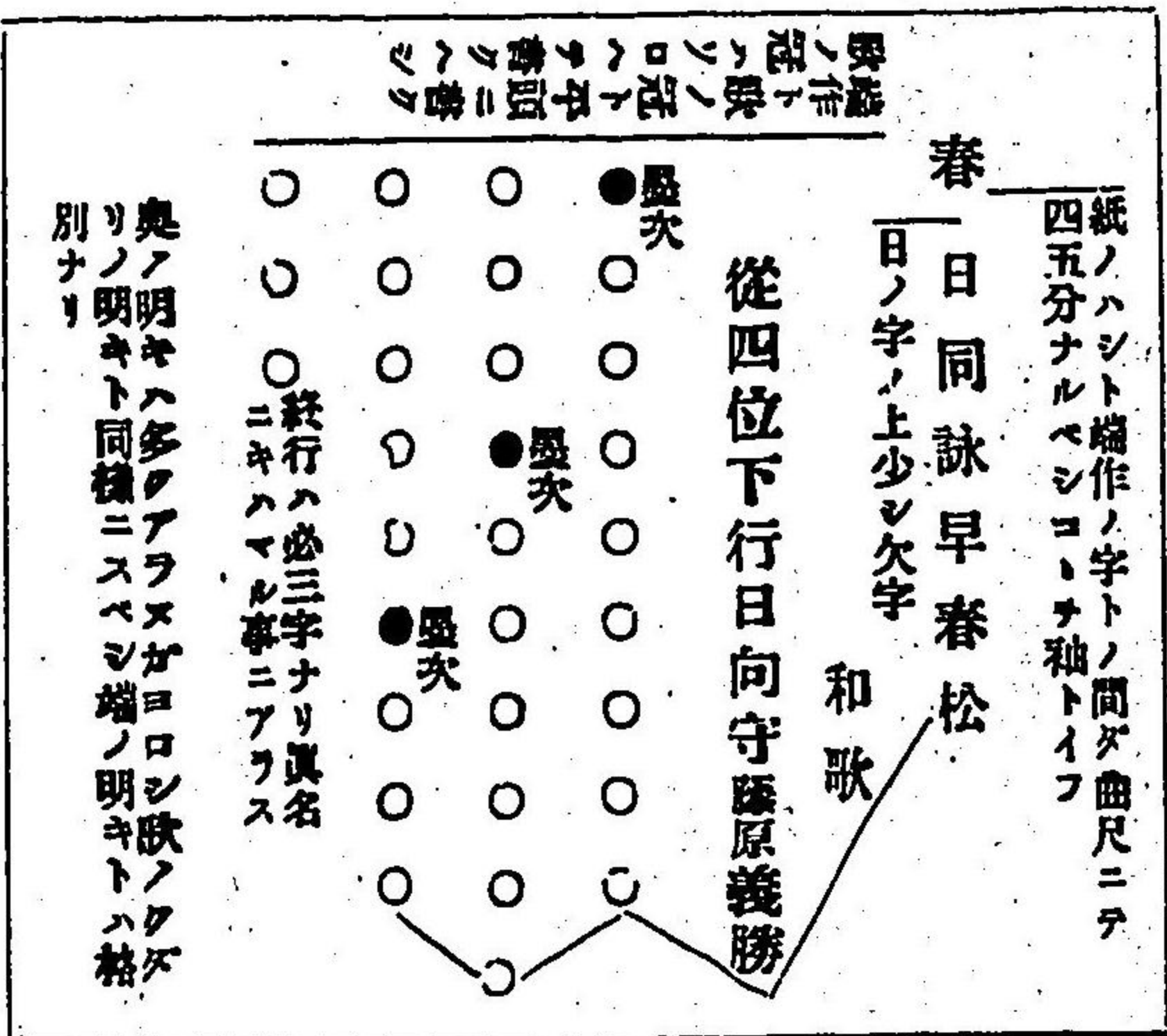
名書の

所 懐紙の名

式 懐紙の書

け或は上げなとす。

墨つきは初句の頭、三句の頭、五句の頭と、三所にてつく也。



さて一首懐紙は三行三字にかき、二首三首は二行七字、五首七首は一紙に二行となり。十首よりは紙をつくへしとなり。又十五首にもなれば、二行にかくよし、兼裁雑談、東野州聞書に見えたり。和歌深秘抄には、飛鳥井家にては、一首を三行五字にした、むむとをいひ、次に雅經は、俊成の門弟な

るに、なにとて、三行三字を用ひられざりきと不審せり。なほ後鳥羽院の、熊野御參詣道中の懐紙は、定家、家隆、雅經、寂蓮其外二行七字にかき、おくりもしも、更に定まらる



懐紙字く  
ばりのつ  
こと。

歌會に御  
影をか  
ること。

世につ  
ふる人  
の像に  
つた

その道中の懐紙元  
いへるは、尾羽院  
熊野御幸の御影  
紙の切目懐紙とい  
へるもの也。寄社祝  
初冬、山松風、  
深冬、山松風、  
河邊紅葉、旅宿冬  
月、松、旅宿冬  
各歌あり。

りよしをしるせり。

懐紙字くはりのことにつきて、作歌故實に、明月記に、十、九、九、三、二水記には、八、十、一、八、四、などありて、今の九、十、九、三に、限らざりしよしをのへたり。とにかくに御抄以前にては、たゞそのせりによりて、いかやうにも、書きこころみしものとおもはる。このほか、なほしるすへきこととおほけれども、あまりにとてはふきつ。

さて一般の歌會に、人丸の御影をかゝること、いつの頃よりはしまりにけむ。おほつかなし。かの建久の度、和歌所にて、人丸影供とて、その御影をかゝけ、花を手向け、香をたき、くさくさのさくけ物などありて、影供歌會といふこと、公に行はれしことありければ、それよりつねの歌會にも、おしなへて、その御影をかゝけて、一座の興行をなすやうに、なりにしかとも思はる。

その日かゝくへき神像としては、山邊赤人、紀貫之、凡河内躬恒などあれども、そは亭主の所信に、従ふへしといへり。愚秘抄に、人丸、赤人兩影をかゝる時は、人丸左、赤人右にかゝへしとあり。貫之、躬恒は、かにかにすへきか、古書に見えず。

また古人追悼の歌會には、その人の像をかゝるなど、當然なるへし。人丸の御影につきて、その傳をしるしたるは、古今著聞集と、十訓抄となり、そは粟田讚

御影の傳

岐守兼房といへる人、この道にふかく執して、一度はそのかたちを、をかまましと、わするゝひまなく人丸を念したり。されはにやあるよの夢に、人丸をゆめみつ。ところは比叡山のふもと、西坂本とおほしくて、をりしもささの頃なりけむ。木はなくて、梅の花はかり、雪かとはかりちりみたれて、かうはしさいふはかりなし。そこになへたる鳥帽子をき、直衣に、うすいろ指貫、紅の下袴をはきたる、六旬ばかりの人そたゝす。左の手に紙をもち、右の手に筆をそめて、物を案するけしきなり。誰人にかと思ふほどに、年ころ人丸を、こころにかけたまへる心さしにめて、かくは形をあらはしぬといひて、かきけちうせぬ。後朝、繪師をめて、いくたひも繪かゝしめて、その心になひたるを寶となして、つねにをかみぬ。それにかの萬葉集なる、梅の花、それとも見えす。久方の、天さる雪の、なへてふれは、どの歌をかきたるは、全くその夜、夢中の風情を、思ひ合せてのことなるへし。かくてそのしるしありければにや。ささくより、よろしき歌も、よまれけりとなむ。この書、鳥羽勝光明院の御寶藏に、納められたるは、その死期兼房の、白河院にたてまつりけるゆるるなり。そのうち、六條修理大夫顯季さまくに申こひ奉り、信義をかたらひて、書きうつさしめ、大學頭日野敦光して、贖をつくらせ、神祇伯顯仲に清書させてもたりけり。顯季一男、中納言長實、二男參議

家保、この道にたへすとて、三男左京大夫顯輔にゆつりけりと傳へぬ。さるにかの兼房か正本は小野皇太后宮申しうけて、御覽しけるほどに、焼けにけりとそ。貫之か自筆の古今集も、この時焼たりとなり。これより顯季のもの、正本に成りにけるなり。されは實子なりとも、この道にたへさらむものは、傳へも寫しもすへからすとて秘しけり。これにつきて起請文もありといへり。その本その後、保季につたへ、成實にさつれたりと。今は院にめしおかれて、建長の比より、影供など侍りけるとそ。

かくてまた顯輔の、を院に進らせたりける時、長實御前に侍ひて、人丸影供は無益なり。めつらしき文あらは、色紙一枚には、劣りたりといへば、院の御けしきかはりて、汝はいかて、我前にて、かゝる事をば申すと、源夢よりおこりて、あたることなれど、兼房さるものにて、うける事はあらし。されは我院の、寶物の内に用ひて、年比へにけり。汝か父、懇にこれをいとなひて、久しくなりぬるものをと、いみしくむつからせたまひけるか、かの御影の爲には、いみじき光りとなりにけるよし、十訓抄にみえたり。さてその敦光の讚といへるは、

柿下朝臣人麿畫讚一首、並序。

大夫姓柿下、名人麿、蓋上世之歌人也。仕持統文武之聖朝、遇新田高市之皇子、吉野山

敦光の書

之春風、從仙駕而獻壽。明石浦之秋露、思扁舟而瀝調。誠是六義之秀逸、萬代之美談者歟。方今依重幽玄之古篇、聊傳後素之新様。因有所感、乃作讚焉。其詞、

和歌之仙、受性于天、其才卓余。其錄森然。三十二字詞花露鮮。四百餘歌、來葉風傳。斯道宗匠、我朝前賢。温而無滓。鑽之彌堅、鳳毛美景。鱗角猶專。既謂獨步誰

敢比肩。畫讚又見朝野群載。

ほのくくと、あかしの浦の、あささりに、

島かくれゆく、舟をしと思ふ。

此讚兼日に、敦光朝臣つくりて、前兵衛佐顯仲朝臣清書すと云々。

然るにこのほのくとの歌は、もとより萬葉集になくて、その傳へをしらす。兼房かゝるかゝしめし御影には、かの梅の花の詠を記したることは、すてにのへたるかことし。信實かゝるものより、このほのくとの歌は、しるされたりといへり。兼裁雜談に人丸影に、信實、岩屋と、兩流あり。岩屋は行尊のゆめなり。虎の皮をしくなり。信實のは、栗田關白の孫、あきよとの夢みたまひしを、信實にかゝせたまふ。信實のゆめにあらずとあり。こゝに栗田關白といへるは、藤原道兼のことにて、その孫といへるは、兼隆の子、兼房のこと也。あきよとあるは、誤りなるへし。兼房は讚岐守備中守、中

信實岩屋の兩流

宮亮、右少將正四位下にて、母は左大弁源扶義女にて、延久元年六月十六日、身まかりし人也。

人丸秘密抄といふ書に、ほのくこの歌の起源につきて、左のごとく記したり。「そもく人丸といふは、平城天皇ゆめの告によつて、大同二年七月十三日、人丸の靈を、近江國、竹生嶋とあかめ、其後白河院の御代に、中山納言基俊卿、かの嶋に參詣の時、社の戸、自然に開て、御一神の形をかむに人丸なり。其即時に、巫に詔宣して云、汝歌道をよくしる事神妙なり。此歌こそ我本意の歌なれとて、ほのくこの歌をさつく。これよりこの歌、世に用る也」とあり。こはいとうけかたきことながら、筆の次手にかいつけつ。こは定家か、住吉にまうてけるをり、汝月明らかなりとの詔宣を、うけたると、よく似かよひたる話なり。

### 第二章

九重の空、四季をりく、雲のゆきかひにつけつ、花紅葉の興に、まほひたまひて、もよほしたまひける、管絃の御遊、さては詩歌のまゝ居、いかばかりのことなりけむ。されはとて、今は古き巻ともに、記るされたる、そのひとひら、ふたひらを、くりひろげ

ほのく  
この歌に  
つきて

歌會の種

御歌會始

應安八年  
の御會始

て、そのかみのさまを、うかひ奉るも、あなからならぬ、心よりこそ。かくてこゝにかゝるは、むねと歌のまゝ居、うちにも御歌會始、月並歌會、中殿歌會、代始歌會、院宮以下代始歌會、良辰歌會、法樂歌會、影供歌會のことを、しるしまつらむとす。もとより雲の上のこと、まゝひかみ、見あやまりたることもあらむかし。まつ御歌會始とて、その年の正月行はせたまふ。をりによりては、二月三月までも、延引してひらきたまひし、ためしもありき。

兼題當座あること、役員のこと、つねのことし。披講了りて、各退出のうちは、宮攝家のかたぐには、中殿にて、勸盃のことあり。又饅頭を下されしことも、ありきとなり。ちかき世にては、その御題は、二條、冷泉、さては飛鳥井より、こもくいたされたりけりとそ。當日の席には、和歌三神の御影、人丸の畫像をかけらる。ちかき昔、將軍家、親王家などにも、その儀はありしかことし。花營三代記に、應安八年八月廿五日、將軍足利義滿、御會始を行ひしことをしるし、その後永徳元年にも、御會始を行ひしこと見ゆ。その時も八月なりき。文明十一年には、正月廿五日に行ひたり。時宜によりけるにや。

應安八年のときは、奉行人門真權少外記。

題者 御子左中納言爲遠卿。

池邊松久

讀師 同

講師 門真權少外記周清。

作者

左中將義滿。長壽王丸。權中納言爲遠。武藏守頼之。從三位爲重。散位業氏。權中將藤原爲有。藤原幸福丸。大膳大夫高秀。權少外記周清。

法體兼懷紙爲各別として。

三寶院大僧正光濟。吉見右馬頭入道沙彌道源。覺王院僧正宗縁。中條兵庫頭入道沙彌元威。布施彈正大夫入道沙彌昌椿。

の名をしるしたり。

月並會といふは、禁裏にて、月々行はせらるゝ御會也。大かたその月の十二日、十五日、十七日、十九日、廿四日、廿五日に、もよほされしこと、歴代の記録に見えたり。その刻限につきて、日次紀事に、正月廿四日、禁裏今夜月次御會和歌、とあるを見れば、夜にても、もよほされしこと、ありきと思はる。されどもこは、いとまれなるためしにや。また

故實拾要に、月次和歌御會。是毎月今日和歌御會あり。其次第、正月御會始に、同き也とあり。宣胤卿記、文龜二年正月廿五日、内裏御月次和歌會の様を見るに、御會場懷紙披講の体、殆むとさきくに、記したるところと、ことなることなし。

臣下の家にて、この會のもよほしも見えて、堯孝法印日記には、畠山修理大夫入道賢良の家の月次會、宣胤卿記に、都護亭月次歌會、御書記物語に、毎月廿五日、奉行の治部か、月次會のことなどをしるせり。

中殿歌會と申すは、禁裏御歌會の中にて、尤もさかむに、行はせらるゝまどゐにて、主上の御會といふはこれなり。即天子良辰を擇ひたまひ、清涼殿にいてまして、歌會を行はせたまふこと也。八雲御抄に、上古者尋常會唯中殿也。自中古爲晴儀。二條院花有壽色、非晴儀、仍不入。後冷泉天喜四年、新成櫻花。白川院應德、花契多春。堀川院永長、竹不改色。竹不改色。花契千年。崇徳院天承、松契遐齡。松契遐齡、貞治六年、中殿御會。近建保池月久明。以五箇

度例定云々としるしたまへり。又その貞治六年、中殿御會記といへる文に、中殿の宴と申侍るとは、後冷泉院天喜四年閏三月に、畫工の櫻花を感し給ふて、大納言師房卿に勅して、新成櫻花といふ題を献せしめ、清涼殿に群臣をひきて御製を加へられ、絲竹の宴遊ありしよりこのかた、云々とあるを見れば、かゝる例は、この頃よりはしまりしもの

とおもはる、大平記貞治六年、中殿御會のことを記したる條に、中殿の御會は、累世の規模なり。然るを此御世に、未其沙汰なしとあるは、後光嚴院の御世に、いまた一回たも、この儀の行はれざりしことを、いへるものならし。又そを行はざりし理由として、同じ條に、さても中殿御會といふ事は、吾朝不相應宸宴たるによりて、毎度天下に重事起ると記るせり。これによりて、今度も近臣の諫言を、申し上げたりとあり。されども一切御承引なく遂行せられけるに、同三月廿八日丑刻に天變ありて、その望廿九日申の刻に、天龍寺新造の大厦、土木の功未終へざるに、火いて、一時の灰燼となり、御遊も望日に及びけるよしをしるせり。

そのをりの讀師は、右大臣にて、講師は仲光なりき。題は、花多春友といふにて、その日良基朝臣は、左のこゝき歌並に序をもものしき。

春日侍中殿同詠花多春友、

應製和歌一首並序

關白從一位臣藤原朝臣良基上

夫天之仁者春也。地之和者花也。則天地悠久之道、而旋於不仁之仁、玩煙霞明媚之景、而布大和之和。黃鸝呼友、遷萬年之枝、粉蝶作舞、戲百里之園。鑠乎聖德、時哉宸宴、爰

騰歌詠於五雲之間。忽與治世之風、奏簫韶於九天之上、再聞太古之調。况又玉笙之操、

高引紫鸞之聲焉。奎章之巧、新厩素鶉之詞矣。盛亂之世未必雅樂、兼之者此時也。好

文之主、未必携和語、兼之者我君也。一場偉觀千載之徵猷者耶。小臣久奉謁龍顏、忝

佐萬機之政。親奏風詔、聊記一日之遊其詞曰、

つかへつゝ、齡は老いぬ。行末の、

千年も花に、なをやちきらん。

なほその日の御製は、

さきにほふ、雲居の花の、もどつ枝に、

百代の春を、なほやちきらん。

との御歌なりき。

明月記に、延久、治承、有中殿初度之儀、延喜、天曆、依有内宴、還無此事。承曆以後、又有和歌儀。案彼是至干公宴雖未置詩歌、今度同日被講詩歌、更無其難歎。是依兩方如此事尤希有歟。今被始行之、即可爲萬代佳例云々。とあるは、この御會の來由を、しるにたるへし。

延久は後三條帝(一七三三)の頃。治承は高倉帝(一八四〇)の頃のことにて、その延喜

明月記に  
見たる  
御會の來  
由。

晴の御會

代始歌會  
三席歌會

兩席

におくること、延久よりは百五十一年。治承よりは、二百五十八年。その天曆におくること、延久よりは百十七年。治承よりは、二百廿四年なり。又承暦は白河帝(一七四〇)のころにて、その延喜におくること、百五十八年。天曆におくること、百二十四年なり。前述の八雲御抄に、上古であるは、延喜、天曆のころをいひ、中古であるは、延久、承暦のころを、さしたまひしものなるへし。治承は高倉帝のころにて、御抄の御作者順徳院の御代とは、僅に四十年餘のへたよりなれば、この御會の故實、作法は同様のことなりきと、おしはかり奉りて、たかひなかるへし。

なほ建保五年にも行はれしは、この條に、院後鳥羽院御氣色太神妙、明春早可遂行由、有仰事云々とあるによればなりけむ。なほかの晴御會といへるは、御即位のち、この御殿にて、行はせらるる御會のことなり。

次は代始歌會なり。これは一に三席御會ともいひて、院宮以下にも中宮、仙洞、大臣等の宅、時代によりては、新院にても行はせたまふ。この次第は、中右記、明月記、後山階内府記、薩戒記などにしるせり。その三席といへるは、古事類苑に、按するに、此時先つ詩を披講し、次に歌を披講し、最後に管絃の遊あり、是を三席といふ。又歌の披講と、管絃とのみある時は、是を兩席と稱すとあるは要をえたり。成恩寺關白記に、應永十七年

良辰歌會

端午

八月十九日癸丑、此日三席御會也とあり通守編記

おもひのまゝの日記に、二月にもなりぬ。云々。御遊初め詩歌の御會あり、詩は絶句、歌も一首のはれの御會なり。三月に中殿の御會あるへければ、いまた應製臣上をかかすとあり。中殿御會部類記所引、公衝公記にも、應製臣上字を、かゝるることにつきて、同様のことをしるせり。されは中殿御會以前における、代始歌會は、かならず公ならざりしものか。そは成恩寺關白記に、中殿已前雖爲密宴頗遊近嚴儀事也とあるにてもしる。

良辰歌會といへるは、端午、七夕、望月、重陽、十三夜、庚申、など、年内の良辰に際して、内裏、院、宮、將軍家などにもよほされし御會なり。

端午は五月五日なり。この日天皇、武徳殿に出御なりて、群臣に酒をたまふこと、往古よりあり。西宮記に、五月四日夜、主殿寮内裏殿舎、萱藪浦とあるを見れば、この頃より定例となりしものか。かくてそのをりことの興にかまけて、その感想をよみて、奉りけることのはしめともなりけるか。吾妻鑑五十、文應二年五月五日丙寅、御所和歌御會ありしに、紙屋河二位顯氏、右大辨入道眞觀、越前々司、陸奥左近大夫將監、後藤登岐前司等の、參會したりしことをしるせり。

七夕御會は、七月七日に、行はるゝなり。たなはた祭のこと、延喜式に七月七日織女祭とあり。公事根源に、天平勝寶七年に、始まれるよしを、しるしたれども。續紀に見えず。年中行事秘抄に、七月七日乞巧奠、於御殿庭、藏人行之云々。天平勝寶七年勘文云々とあるによりて、しるされたるものならむといへり。その行事のときは、江家次第建武年中行事、公事根源などにしるされたるかことし。この御會も端午のおなじく、そのをり詩歌を詠したるか、その濫觴とも、なりにけるものなるへし。宣胤卿記、永正十五年七月七日の御會に、和歌の題に、月前望二星、詩の題に、禁庭巧夕といふを、いたされたることをしるせり。またその刻限につきて、龜山殿七百首元享三年に、七夕の御會をもよほされしとき、已一點始之、黄昏詠訖、秉燭以後、春部被講云々とあるにてしるへし。即午前十時はかりにはしめられて、日没に及びしものか。

望月の歌會につきて、辨内侍日記に、寛元五年八月十五夜、常盤井殿にて、院の御會ありしに、大宮大納言、萬里小路大納言、藤大納言爲家、權大納言實雄、右衛門督通成、吉田中納言爲經ためうち、ためのりなど、參會詠歌のことありしに、あやにくもその夜の月の、曇りかちなりしことをしるせり。なほ明月記、元久元年八月十五日には、院十五夜御會のことをしるし、中右記、寛治八年八月十五日には、女院御方にての、和歌被講のことを

のへたり。金葉集に、

池上既月

池水に、今宵の月を、うつしもて、

心のまゝに、わかものと見る。

とは、その夜鳥羽殿にて、院の詠みたまへる歌なり。

二水記、大永五年八月十五日には、内裏五十首御當座のことをしるせり。この外勅撰の歌集、家々の歌集を見ても、當夜の歌の、多くのせられたるは、中古以後公私の席におきて、いかにこの月の、賞翫せられたるかを、しるべきなり。

九月九日重陽宴行はれしこと、すてに延喜式に、九月九日菊花宴、神泉苑殿上供御座及設參議已上座、又幄下侍從文人等座とあるを見れば、その依りて來ること、いとひさしといふへし。公事根源に、昔は天子南殿に出御なりて、節會行はる」ともあり。昔とはその延喜當時のことを、させるものなるへし。なほその道のは、皆探酌たまはり、文藝にするて講せらる云々。又群臣に菊酒をたまはる」としるせり。されは歌も同時によみて、披講せらしなり。圓太曆、文和四年九月四日、入夜二條三位爲明卿來、爲大納言言入道使來云、重陽内裏歌御會出題事被仰出面目也とあり。又同書同條に、出家は身に

その憚りあれば、その越につらなることを得されは、爲遠の名を以て、注進すへき旨を  
もしたたり。何故に出家に憚りありしか、わきまへ得す。當時南北戦亂の世なりし  
にもかうはらす、なほかゝるもよほしありけること、いとめつらしきことならずや。  
又大鏡に、かの筑紫にて、九月九日菊の花を御覽しけるついでに、また京におはしまし  
、時、九月の今宵、内裏にて、菊の宴ありしに、このおとゝ作らしめ給へりける詩を、御  
門かしく感したまひて、御衣たまはり給へりしを、筑紫まで下らしめ給へりければ、  
御覽するに、いとゝその折思しめしいてゝ、作らせ給ひける。

去年今夜侍清涼 秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣今在此 捧持毎日拜除香

十三夜

この詩いとかしこく、人々感し申されき」とあるも、思ひ合すへくなむ。

縣居の大人は、九月十三夜宴、橋枝直宅歌序に、秋の夜の長月、十まり三日のよの月を、  
めつることは、言さやく唐國にはあらて、空みつ大和の國ふりになん有りける。その始  
めをとよに、昔亭子の御門の、今宵の影の異なるをしも、中秋につきなむものと、見そ  
なはし給ひ、さためためたまはせけることを、中の御門の右のおとゝ、保延の初めのけ  
ふのふみにぞ、しるしおきたまへりけるとぞ」としるされたるかここく、こよひの月を

めつるは、ことに我國ふりのすさひなりけり。その文にひかれける中右記には、保延元  
年九月十三夜、今宵清月明、是寛平法皇、明月無双之由被仰出、仍我朝以九月十三夜、爲  
明月之夜とあるによれりしなり。

唐吹の山のふもとより、はるかに伊勢尾張の野つらに、うちつゝきたる秋田のま中の、このあつた居の宿、みる人  
はいにしへの人なられども、席田のうるちの新しほりくみては、催馬樂にたくへたるふしも、口すまはるゝへき  
今宵なりや。

まさかならずして、光りくまなきこよひの月。光りくまなくして、かけまきかならぬこよひの月。もちにはた  
らぬ、二日といへるこよひの月。なかくに上なき風情ならずや。むかし寛平の法皇の、こよひを明月無双のよ  
し、おほせいたされたりしも、双か聞の法師の、月はくまなきなのみ、見るもつかはさへりしも、その月の光り  
のまやかなるをいへりしにはあらて、みちたるはあふれ、まさかなるはかくさきく、よのすかたをあらはしたる  
こよひの、いみじきこよひを、いへりしものならし。あはれく、ものみなこのこよひ、まつこのひとつにしれど  
の、こよひを思はるゝ。露の舎文集、十  
三夜の月抄録

かくてそのかた、代々にこの會をもよほしたまひしこと、そのをりくの文に見えた  
る。後光嚴院應安八年九月の御會のことを、後深心院關白記に、應安八年永和元年九月八日  
乙丑、資教相催云、來十三夜内々可有和歌、可參者、答可構參之由了。題云草花映月、深  
夜擠衣、忍不逢戀。十三日庚午、今夜和歌御會也。入夜參内、人々連參之間、及曉更被始  
之、出御黒戸被講之としるせり。又一私人の會としては、康富記寶徳二年九月十三日の

應安八年  
九月の御  
會、その  
他の會。



條に、甲寅晝向加地左京亮亭、依兼約也。云々。晚有和歌會、兼日分書懷紙、當座分子四首詠、或二首、或三首、不同也。此宅新造也。此間造作座席等漸出來時分也。有披講如形也。亭主勸講師、ハハカハ爲講師。其作法各未練習之體也。予歌バカリ名字ヲ不讀、其外官姓名悉讀之云々。と當座の次第をしるせり。

金葉集に、

九月十三夜、しつかに月を見る、といふことをよめる。

源俊賴朝臣

すみのほる、心や空を、拂ふらん。

くものちり居ぬ。あきのよの月。

これにつきて、九月十三夜於前武衛泉亭、詠和歌序といふをかけり。この歌はそのをりに、よめりしものなり。

詞花集に、

九月十三夜に、月照菊花といふ事を、よませ給ひける。

新院御製

秋ふかみ、花には菊の、開なれば、

した葉に月も、もりあかしけり。

千載集に、

後冷泉院の御時、九月十三夜、月の宴侍りけるに、よみ侍りける。

大宮の右のおほいまうち君

すむ水に、さやけき影の、うつればや、

今宵の月の、名になかるらん。

十三夜の心をよめる。

讀人しらす

秋の月、ちん心に心を、碎きんて、

こよひ一夜に、たへすもあるかな。

新古今集に、

九月十三夜、月くまなく侍りけるを、詠めあかしてよみける。

道信朝臣

秋はつる、小夜ふけ方の、月みれば、

そてもものこらす、露をおさける。

などあるを見れば、かのもちのよの月にも劣らず、公私ともに、そをめつるあまり、その夜のすさひも、多かりしをしるへくなむ。

庚申之夜和歌之會といへること、菅公の詩に、庚申の詩あり。天慶の二年には、内裏はしめて庚申の御遊を行ひたまひ、源順は庚申夜奉和歌序に、その月の廿七日の夜は、庚

申にあたればとて、御前にさふらふ人々に、松聲よるの琴に入る、といふ題をたまはりて、冬の長夜をぬかしたりといふことしるせり。これによりても、由來のすてに遠かりしことをしるへし。榮花物語、花山の巻にも、わかきひとく、年のはしめの庚申なり。せさせたまへと申せば、さほどて、御かたく「みなせさせたまふ」とあり。これより歴代公にも、私にも、行ひ來りしことは、後拾遺集、雲州消息、古今著聞集、東鑑、年中行事歌合などによりてしらるゝ也。

後拾遺集に見えたる歌。

いとしく、露けかるらむ。七夕の。

ねぬよにあへる、あまの羽ころも。

年中行事歌合に見えたる歌。

いてやらて、なほそやすらふ、かのえさる。

あしわけ小ふね、こきやかぬらん。

和漢朗詠集、庚申よみ人しらすの歌に、

沖なかの、えさるべきなき、つりふねは、

あまやまきたつ。魚やまきたつ。

こは神代記、猿田彦命の故事をひきて、よめるものなり。されは後世、この庚申を、三猿に附會して、まつれることも、その由來ことに、遠しといふへし。この集は、四條大納言公任の撰なり。かくてはまた佛家にては、帝釋天をいはひ、青面金剛の祭をなすにいたれり。かの終夜うちつとひて、歌よみ、物語し、あるは遊戯などしてあそび、神棚に赤めしをそなへ、草花をたむくるは、なほ當代にもおこなへることなり。

法樂歌會として代々に行はれたるは、水無瀬御法樂、聖廟御法樂、賀茂社御法樂、内侍所御法樂、大神宮御法樂、春日社御法樂、住吉御法樂、玉津島御法樂、八幡御法樂、諏訪御法樂、愛宕御法樂、日吉御法樂なり。こを行ひ來りし、むねとあるころは、かの和歌三神は、いはすもあれ、いまこゝにしまつれる神々たちも、みなこの歌道を、擁護々持したまふものなりとして、この道にかつたらふ人々の、その冥加をいのり、且は神明にもその快樂を、廻向せむとの、仕わざなりき。法樂の能などあるもこれかたのなり。唯識論に常自受用廣大法樂云々。譬喩經に、其見聞者有所作爲、轉以法樂勸益一切云々とあれは、佛家にては諸法におきて、苦惱を遠離遮斷し、一つの快樂をうくとして、ことにおもみすることなりといへり。

されともこの歌會の、いつれの代より初まりきといふことは、さたかならねども、これ

水無瀬御法樂

につきての歌は、後三條天皇の延久四年に、能登國司が奉れる、氣多宮歌合などは、いま傳れるものゝはしめともいふべきか。しかしてこの歌會といへるものは、室町時代の頃より、行はれしものなるへし。

まつ水無瀬御法樂は、その年の二月廿二日に行はるゝこと、定式のやうに見えたり。後柏原院永正の度、後奈良院、天文の度、正親町天皇天正の度、後陽成天皇慶長の度にも、廿二日に行はれたり。そのうち永正四年のはかりは、廿一日なりき。

二水記永正二年二月廿二日、今日御法樂水無瀬有之、未刻於御三間被講之。講師爲孝朝臣、讀師侍從大納言、發聲民部卿下冷泉、外様衆、上冷泉左衛督父子、三條中納言等也。内々大略祇候云々。卷頭御製五反後。竹園三反後。同親王御方同法中各二反番。月卿雲客各一。披講了入御其後酒有之、於御三間賜之云々。とあるにて、そのあらまはしはらるへくなむ。

聖廟御法樂

聖廟御法樂は、皆神正當の忌日、二月廿五日に行はるゝなり。文明十二年には六月廿五日なりき。この御法樂には、連歌のこと終りて、歌の披講あること、他の御法樂とことなるどころなり。文龜四年、永正二年、永祿二年のは、連歌はかりにて、行はれたるやうなり。親長卿記、文明十八年二月廿五日、早旦參内。依御月次御連歌也。今月六月御法樂被召御前五十首和歌題入道出願。飛鳥井大納言寫置。次第可折置云々。人々參仕。次有御連歌、中御門中

賀茂社御法樂

納言執筆、人々參仕之後、被取題。女中五人上廣大典侍、權典、侍、新大典侍、勾當、予持參之了。御連歌百韻之間思案歌、予侍從中納言等四首、此、外三首二首止、依仰也。事了人々和歌、予取重之、納御祝蓋置御前。讀師勸修寺大納言、講師讀師勸修寺大納言參仕、講師重治朝臣、發聲予勤之云々。これらのこと終りて、勸蓋ありしこともをりく見えたり。

内侍所御法樂

賀茂社御法樂。親長卿記、文明九年四月廿九日、依召參内。仰云、内侍所並賀茂社御法樂和歌、可有御張行可爲如何哉。予申云御敬神之事、有何事哉。内侍所等先規如何。只可爲神宮法樂也。有其謂之由有仰。被遊勸題百予書支已並上書等少々賦遣了。賀茂事者、此御法樂出來之後、可有御張行云々。御人數男女三十五人也。五月七日參内番也。今日神宮御法樂、百首寄書予書之。於正本御短尺者不被出之云々。

内侍所御法樂は、文明九年には、四月廿九日、文明十三年には、二月十九日、十月五日、享祿四年には、四月廿一日に、行はれしをおもへは、定まりたる日は、なかりきと思はる。二水記、享祿四年四月廿一日乙亥、未明行水予參御所。暫而各參候云々。今日千首御當座、内侍所御法樂也。寅終刻各參御前、議定所、委細、具指圖了。所々有蠟燭出御之後、中務卿宮親王、眞教令參給。次各次第參進了賜題。先春部二百首、兩三度賜之。兼被盛御祝蓋御前公卿、殿上、以上云々。辰刻許各清書了又夏部賜之。其儀如前。已刻又清書了退下。於男未有朝飯各相替退一盞了

參上。則賜即秋部也。冬部終也、時分各清書、次第退下。於男末有一盞。事了參上如前。戀部終之程又退入。有晚冷、各秉燭前後、雜部清書、了有披講。每度於女中  
被重庇。每百首卷軸都合  
廿首被講了。讀師三條大納言、講師尹豐朝臣、發聲左衛門督、披講了。次中書君御退入給。次各退下。於廂間一盞、了退出。今日法樂遊返之儀、參仕衆無一事違儀無事珍重々々。御願成就無疑者也。とあるにて、その次第のあらまじをしるへくなむ。

大神宮御  
法樂

大神宮御法樂のことも、さきくさしたる差異なかりしかことし。當座など了りて披講せられ、一盞のこともありけむかし。この御法樂を、伊勢法樂とのみいひけむこと、そのよのふみに見えたり。なほこの御法樂の、享錄五年には、八月十二日に行はれるよし、二水記に見たり。

春日社御  
法樂

春日社御法樂、正和四年四月廿八日に、行はれるよし、今出川内相府記に見えたり。そのをり法華經序品を關白、方便品を左府、譬喩品を右府、信解品を久我前内府、藥草喩品を猪熊一品の、よまれけることを記るせり。その歌のうち、

詠法華經和歌、

あひかたき、みのりの花は、みな人の、  
さとりひらくる、たねにそありける

夏日詠法華經序品和歌、

關白從一位 藤原朝臣家平

いつるより、よろつ八千さと、てらすにそ、  
すくれて清き、月そともしる。

夏日陪春日社壇、聽講法花經、詠方便品和歌、

從一位行左大臣兼皇太子傅 藤原朝臣道平

是法住法位 世間相常住

おのつから、まよふ心の、さめぬれば、  
あたなるゆめの、世こそつねなれ。

雪玉集、大永五年二月、春日社法樂歌、百首の内。

元日

立かはる、春はけふとや、萬代の、

月日のはじめ、年のはしめに。

賀茂祭

諸人の、けふもろかつら、かけてよに、

あふくめくみや、かものみつかさ。

草香

あきの野に、いかなる草の、かうはしま。

花と獨の、名にしあふらん。

佛名

武藏の、草も佛の、みなからに、

となふる御世の、外のたかねは。

また二水記、文龜四年四月廿日、春日禊廟兩社の御法樂を、同時に行はれけるよしをしるせり。さるためしも、ありきと見えたり。

住吉御法樂

住吉御法樂は、住吉神社に手向けまつる、御法樂なり。住吉の神のこと、國史にみゆること、すてに遠く、歷代天皇の、御崇敬もあさからす。中古以來は、玉津嶋明神とともに和歌の保護神として、歌人より尊敬せられたり。宣胤卿記、文明十二年十一月廿五日辛丑、自右衛門督住吉法樂、短冊五首送之云々、來月十日とあり。また玉津嶋と同時に、その法樂をおこなひ、その歌をも、同時に披講したりしことも、ありきと見えたり。そは二水記、大永二年四月十九日、午刻、向甘露寺亭。住吉、玉津嶋等法樂兼日歌有披講、先住吉法樂歌講之、讀師亭主、講師冷泉小將、爲豐。發聲上冷泉入道五十首了有小濱此後五十首、玉

津嶋歌也。讀師中御門大納言、講師發聲飛鳥井中將、雅編講了又有一盃とあるにてあきらかなり。

みかきおく、あを思は、玉津嶋。

いまもあつむる、光をもませ。

こは續千載集に見えたる、前大納言爲家の歌なり。

我まては、三代につかへて、玉津嶋。

かひある神の、めくみをそしる。

こは權大僧都堯孝か、鹿苑院入道の家にての探題、三十首中の述懐なり。

ためしなき、光をそふる、玉津嶋。

よゝにもこえて、神やうくらん。

こは津守國道か、前大納言爲世の、玉津嶋の社にておこなひける、歌合の歌なり。

また續古今集奏覽のをり、時の太上天皇と、前内大臣との贈答に、前内大臣、

この度と、波よせつくす、玉津嶋。

みかくみことを、神はうくらし。

御かへし、太上天皇、

和歌の浦に、波よせかくる。もしほ草、

かきあつめてそ、玉も見えける。

など、歴代の歌人どもの、この道につけたる、くさくのをりふしには、住吉の神につき、その功德をたへ、冥助をいのりしなり。

八幡御法樂は、住吉玉津嶋の御法樂とは、その主旨をことにすれども、その功德を稱ふるにおきては、また同一なるへし。親長卿記、文明十五年正月十四日のくたりに、この御法樂のことをしるせり。そこに例年之八幡法樂、和歌披講也とあれば、當時すでに、年中行事の一つとして、その恒例となりてしことをしるへし。

諏訪御法樂。これも親長卿記に、この御法樂のこと見えたり。それに鞠並和歌張行とあるは、當日の餘興として、鞠の遊技をも、おこなひけるものなりけらし。そは明應三年七月廿七日のことなり。

沙玉集に、應永廿一年閏七月廿一日、諏訪明神法樂百首、仁科入道勸進によみてつかはし侍として、

春月

木間もる、心つくしも、身にぞしむ。

八幡御法樂

諏訪御法樂

愛宕御法樂

この外の御法樂

影供歌會

影供歌會のはしめ

はなのかをりに、かすむよの月。

の歌をかゝけたまへり。

愛宕御法樂、日吉御法樂。これも八幡御法樂、諏訪御法樂とおなじく、たゞその功德讃嘆のことろより、たこなはれけるものなるへし。

この外七夕法樂、人丸法樂、清水法樂なども、代々におこなはれけり。

影供歌會は、人丸供養のため、且はこの道にかゝはれる冥加として、歌會をもよほし、その詠歌を披講しまつり、をりからのさゞけものする、まごゐをそいへる。かく影供といへは、必人丸の神影のことをいへる也。兼裁雜談に、一、影供歌會などあるは、人丸の影供なり。其後、後鳥羽院の頃などは、俊頼の影供もあり。いつれにこの二之外は、歌人の影供不可有之といへり。されども往古より、人丸の外に、赤人、業平、貫之、躬恒などの歌聖をもまつりたり。

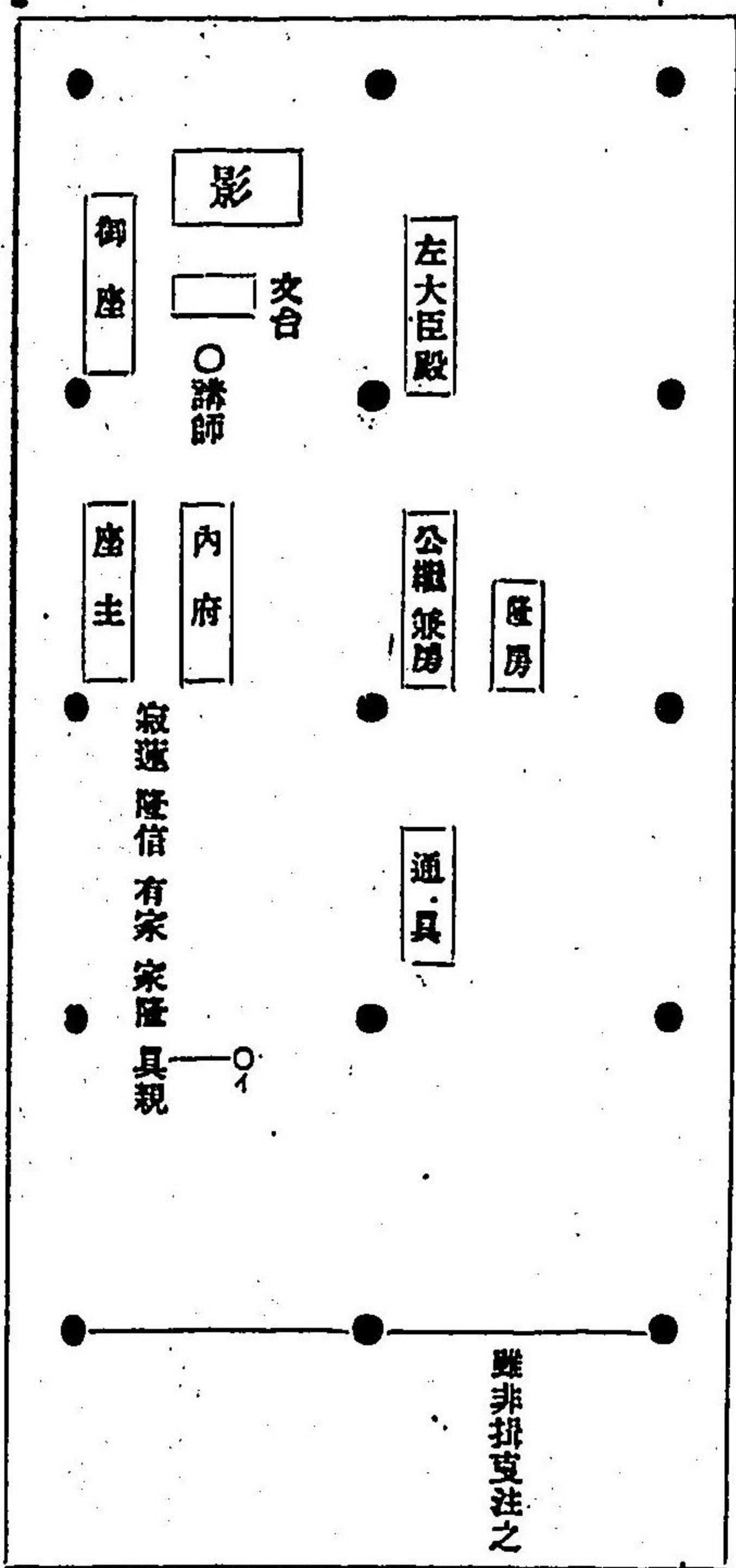
鳥羽天皇元永元年六月十六日、修理大夫顯季朝臣か、六條東洞院の第に、伊豫守長實、前木工頭俊頼、前兵衛左顯仲、大學頭致光、少納言宗兼、前和泉守道經、安藝守爲忠等の人々相會して、新らたにゑかさし人丸の影、長三尺計に、烏帽子直衣をきたる、夢想の像をかゝけて、水風晚來の歌を、披講したり。これを影供歌會のはしめなるへき。序者大學

頭敦光、講師少卿、讀師右武衛相公なりき。東野州國野に、影供の時の一座の座一首、水風晚來、是を各款す。公備供を、後朝朝臣を呼被申、彼朝臣よりし、上は、能登道平云々あり。その式は、神影の前に机をおき、花、菓子、魚、鳥などをとて、鴨鵝盃に酒をつきて、たてまつりたり。この盃珍重のよし、人々談しけるとなり。御前に文台をおき、圓座をまうけて、讀の詞を頌したり。こをこの影供の、濫觸なりといへど、公にては、これより七十餘年をへたる、後鳥羽天皇の建久のころ、行はれたるをはしめとやいふへき。まつ御影をかけ、花を供へ、香をたき、色々のさうけものをなし、上は君よりはしめて、下は臣下、和歌所の衆にいたるまで、捧物一種、献せられて、兼日の題一首ありしこと、すてに恩秘抄に見わたり。なほ供物は、柿本影供記にあるかごとく、花、香はもとより飯、菓子、魚、鳥をも、供ふるよし也。その菓子、魚、鳥は、實物にあらず。そをもる器は、唐合子のごとく、菜器、水牛角をもて、つくるといへり。また冷泉家につたふるところによれば、まつ奠物案には、中史に盃、瓶子、餅、香爐をおき、右に唐菓子、左に生菓子供ふとぞ。唐菓子とは、粉米、粉熟、餛飩、黏臍のごときをいひ、生菓子とは、松子、柏子、胡桃、棗のたぐひなりとぞ。

かくて尋常の歌會にも、この像をかけて、詠歌を披講するやうになりしにも、これより起りしことなり。然るに秘傳奥儀などの、むつかしくなりては、たゞ人のこの像をか

けて、歌會をもよほすことをゆるされす。そはたゞ古今傳授の人と限られしに、影供のごとも、専らそのきはの人々によりて、行はるゝやうにはなりしなり。

これにつきて、又影供歌合といふことも、行はるゝやうになりたり。明月記に、五月廿六日早旦、歸九條云々。日入之間、御供參鳥羽子時順廣城南寺。良久亥時斗出。御二棟取中障方座御座北第一、其東懸影居前物、堂灯公卿以下、依召參。左大臣殿、内府、座主、隆房、公繼、兼宗卿、通具朝臣、隆信、有家、子、家隆、寂蓮、具親、依仰通具朝臣、勸盃影前。具親取瓶子説。召予講師、内府讀師左大臣殿如此交來、内々大令痛、強無先蹤許見。如例讀上三題、依衆議評定、付勝持字。各成憚之間、甚久經時刻。三卷讀上了、又付作者、讀上了退下。即入御人々競出云々。まつはらにその次第を、しるしたるによりて、まつは當時この會式のさまも、しられなむかし。次なる圖はそのさまなりとて、のせられたるもの也。



こをみるにいたりては、益々その辨載のあきらかにして、みづからその蒞にのそめるか  
こときいんちをする。

同書なほこの歌合のことにつきて、八月三日、今夜影供歌合也。良久ノ右中辨申出御之  
由。次第參著大略如一夜。左大臣殿經、内大臣通、座主兼、入道殿俊成、頭中將隆信朝臣、有  
家朝臣、予、非保季、非師光入道、雅經、具親、寂蓮也。先是置文台、歌合二卷、依召予參上。  
召仕講師六題、各十八番、題作者被書、評定入道俊成、令判給。過夜半入御。人々分散。

大臣殿經出御了。予依窮屈、直歸坊門。今夜御結被召、道面目也。參五番勝候。一番持  
之由、有仰夏云々とするせり。當時のこと目前に躍如たるをおほゆ。  
御影のかけかたにつきては、すでに明月記に、しるじたるかごとく、建久には座下の間  
にあて、台をたて、御座に對へて、かけられたり。次に公宴私會には、只人毎に、上  
座の中程の間にかくるか、座の上にかくるかの二つなり。公宴の時は、右の上にかくへ  
し。只常の會には、上座の間にかくへき也。

さて人丸、赤人兩影をかくる時は、人丸左、赤人右にかくるか故實なり。この式はすへ  
て釋奠影供にはらぬよし、愚秘抄に見えたり。

かくこれ等會式の行はるゝにつけて、遂には影供の料として、阿波國板野郡里浦の地を  
賜ふにいたれり。この地そのかみ、清原元輔の采地として、その名のきこえしところな  
り。蟻の井、蟻塚、土俗清少納言の墓といふ。阿波志に此墓每秋七月、舞踏以歌送墓七  
匝、其辭爾雅、可謂さあり。山陰志には、土御門帝の陵といへり。蟻宅あり。清少  
納言宅址といふ。そこに柿本人丸の祠あるは、鳥羽天皇の永久元年六月、顯季の影供を  
行ひけるをり、その領地として、たまはりしゆるよしもて、こゝにまつりしものなるか。  
さこのあまの、もじほのけふり、立ちかへり。

昔になひく、秋の初風。



建長六年正月御本  
の眞影を渡し遠は  
すさて包みかみに  
つけ侍し  
後継院  
今日ないかに、み  
そなはすらん。  
昔より、身を離た  
る影しなれば、か  
この眞影は、か  
の夢想の正本なる  
へし。

とは、顯季の後裔隆博、伏見天皇の正應年間に、影供の中絶を再興して、その會を行ひける時、初秋風といへる題にて、藤原資宣の詠したる歌なり。資宣はかの日野敦光のするなれば、かの畫讃のちなみによりて、この歌をよみ影供の料たる里浦の安堵を、よろこひしものなりけり。この地は小鳴門瀬戸の南、鳴門海峡の南西にありといへり。さてこの里浦の名は、海里の謂にて、けだし阿波海部の、本據なるへしと。

後拾遺集、實方の歌に、

浦風に、なひきにけりな。里のあまの、

やくものけふり、心よわさに、

夫木集、仲正の歌に、

里のあまは、なるとの波に、見ねなれて、

たゞく水鶏に、たところかぬかな。

などあるは、皆こゝをよめるなり。

かくしつゝ、靈元天皇の御代には、神號の定めもいできて、享保八年といふに、正一位をおくらせたまへり。その影供を、神影供と稱し來りしは、櫻町天皇の元文年間に、冷泉爲久の勅許を得てよりのことなり。又三月十八日を影供の日と定めて、そを怠らざる

人丸正一  
位をおく  
らる。お  
く。神影  
供と稱す。

靈元法皇  
の御事

やうになりにも、この人の心つくこじよれりしなり。かく三月十八日と定めたるはかの石見國高角社にて、その日をその忌日とし、徹書記清岩茶話にも、同じくその日をその忌日として、往古和歌所にて、當日歌の會ありけるよしをしるしたるに、よれりしものなるへし。

さて靈元法皇は、この道にいたりふかく、おはしまして、日夜詠歌のこゝを、心にしめたまひしのみならず、かたはら古歌、古文の研究をも、つゝめたまひけり。

替て定家の、詠歌大概を、仙洞御會の間におきて、御講説あらせたまひしことさへありき。そは元祿八年十月十一日より、同年十二月七日まで、五十七日間にわたりのことありき。その聴聞の人々は、凡て廿四人にして、内には當時の歌學者、武者小路實陰、有職家野々宮定基等の名も見えたり。また日々參衆の名をしるしたる、二三節をかゝれば

その廿一日、第二座にては、

第二座 聴聞參衆。右之外六人被加之。

源大納言 柳原前大納言 萬里小路前大納言 正親町中納言 堀河三位 廣登

同月廿九日第三座。聴聞參衆。右之外一人被加之。

權大納言

十一月十四日第四座。聴聞參衆之外三人被加之。

右大臣 内大臣 大藏卿

同月廿三日第五座。聴聞參衆如例。

十二月七日滿座。聴聞參衆。右之外四人被加之。

附 錄 三三

かの天和三年に、中殿にての和歌會を設けられたるも、かゝる御たしなみの、おぼしましけるにや。まことに道にさりて、上なき御いさをにこそ。

今次手に、文臺につきて、一言しおかざるへからず。文臺といふは、もと書籍、料紙、文具の類を、のせて、今は専ら机の用をなせり。扱其起源を、松の落葉に、「今の世歌のまどゐに、文臺といふは、歌かける懐紙を、うへにおくものなり。いにしへは文臺宮といひて、むねとは詩のまどゐにて、韻字を宮にいれおき、又とり出てそのふたの上に、おきつる也。歌をもさやうにそしける。古書にあまた見えたるうちには、宮をはふきて、文台とはかりも、かけることあるによりて、これは宮にはあらしと、こゝろえあやまりて、中ころより後に、今のやうには、つくりなせるにこそあるらめ。今も宮にしたらむには、歌の懐紙たにさくを、ふたの上におき、なかにも入れて、いとたよりよきものなるへし。西宮記六の卷、九日宴のくたりに、左少將兼村取韻器昇自東階、入文台宮退下といふこと見え、又開韻器封設宮蓋ともあり。同記十の卷、講日本紀竟宴のくたりに、取文臺宮置博士前上卿座之方、次又外記乘燭、次上卿召博士一人預定其一人也爲講師。人々讀件和歌此間親王公編と見えたるは、文台宮に、歌をいれたる例也。此くたりのはじめに、就文台披詠詩と見え、北山抄二の卷、就文台下と見えたるなどは、宮をはふきて、

いへるなるへし。其卷々の上下には、みな文台宮とのみあればなり。又ますか、み老の浪の卷に、その後和歌の披講はしまる。爲道朝臣もとをしの袍につはおひて、弓に懐紙をとりくして、上達部の座の上をとほりて、階の間より入て、文台の上にく。其外の殿上人どもの歌は、ひとつにとりあつめて、信輔一度に、文台におくとあるは、宮といはねは、このころは今の世のさまに、つくれるにやあらんじりえかたし」としるしたるにて、あきらかなり。かの硯蓋、また楊宮野行等なごにしを、用ひたまへる故實は、この文台宮の蓋を、用ひたるか、はしめをなしたるものなるへし。

さまにひける西宮記は千五百年代より、千六百四十二年にいたれるもの、北山抄は千六百年代より、千七百一年にいたれるものにて、平安朝全班にわたれるものなれば、まづはその世の様としも、見るべきものか。増か、みは、後鳥羽院千八百四十年代より、後醍醐天皇の元弘三年、千九百九十三年までのものなれば、武家時代のはしめより、南北朝にわたれるものとて、それにしるしたる、文台といへるは、この頃より、特にいまの代に用ふるかことき、机となりたるものなるへし。然るに新儀式なる行幸朱雀院召文人並試擬文章生事とある條下に、近衛次將二人、昇文台とあり。二人して昇くべきものといへは、その大さのほどもしられて、松の屋のいはれし、古來の宮にてもあらざりしか。

いまの長二尺、廣一尺二寸などいへるは、書籍文具などを、おくへきものと、全くその用途を二つにせし、のちのよのかたちなるへし。

文臺の品としては、まつ硯蓋を用ひたまふ。中殿御會、または月宴にも用ひたまふなり。古來また、柳篋をも用ひ來れり。袋草紙に、嘉保三年三月、内裏御會初度御製文臺、用御硯篋、蓋野行幸時用楊篋とあり。さてその硯蓋につきて、長元六年二月、白河院にて子の日の時、宇治殿文台、螺細蒔繪硯蓋を用ひられしよしをしるせり。世もいよく、華麗に流れたる、藤原氏の末葉とて、いみじき意匠を、ほこしたるものなりしなるへし。なほ後京極攝政の、長柄の橋をまきたるもの、後水尾帝の、萬の細道の文台など、いとく名くはじきもの也。

明月記に、長柄橋柱所朽殘木、被作文台、是院の御物なりとあるは、近世靈元法皇か、播州會根天神の古松にてつくれるを、愛玩したまへりしかことく、其名所舊蹟をたもふ、一種の歴史的趣味に、ともなひたるすさひなるへし。さてこの文台につきて、古今著聞集にも、長柄橋の柱にて作たる文台は、俊惠法師か本より傳はりて、後鳥羽院の御時も、御會などに、取出されけり。一院御會に、彼影の前にて、其文台にて、和歌披講せらる。いと興有事也とあると同物也。なほさきにもいへるかことく、八雲御抄に、後鳥羽院御

時、後京極攝政の、長柄橋蒔繪の文台を獻りたりとあるものは別物なり。なほ徳大寺埋木の文台、清水文台、郭公文台など、みまはしきものにこそ。

また文台として、をりにより、ところにつけ、時にのそみて、花の木、靈木の枝、あるは扇を用ひられしこともあり。公任卿の春日社、和歌披講には、柳の枝を用ひ、住吉、春日社の法樂には、俊成の百番歌合奉納の披講に、住吉の靈樹なりとて、松の枝をもちひたり。

後鳥羽院御時、花の枝、松、扇をも、もちひしことあり。西行か二見にすまひしをりに、は、たなしく扇をも、花篋をも、用ひきとなり。

花の枝にても、梅花の枝のもちひられしは、建久三年二月二日、爲長か聖廟奉納、詩歌合せのをりのこと也き。源氏やとり木に、こそくさして、歌とも奉る。ふんたいのものどもに、よりつゝ、おくほどのけしきは、おのくえたりかほなりけれと」である文台は、いかなるものなりしか。小町か卷絹の文台、これやゆかしきものゝ、かきりなるらむ。

歌會のこと、天徳にその源をなしてより、代々そのあとを趁ひ、その會式のことも、そのをりにことし、そのひきたりて、終には宮庭、恒例の一つども、なりにしことは、前條すてに、縷陳したるかことし。されともその會式の、萬端にわたりて、規矩方式の、定まり

歌會故實  
につきて  
たりに  
たると  
こと。

たるは、まづ室町時代なるへし。そはこの故實を、記したる史料として、わか披見したるもの、十中八九は、皆その代の記録なりしにても、そのあらまはしは、しられなむ。然るに室町氏の代たる、かの南北戦亂の後をつきて、その創傷いまたいえざるに、花洛はまた馬蹄のちりにまみれ、邊土は武夫か闘戰の修羅場となりをはりて、人倫の大綱も大義も名分も壞廢して、わか幾千載の歴史に、未だ嘗てきかさりける、下剋上といへる、いともあやしき詞を世にあらはしたるも、さるべきこととそ思はる。さるをかける代にしも、かゝる儀式たちたる歌會の式といふもの、發達したるのみならず、伊勢、小笠原の諸禮、珠光、真相の茶道、志野の香道の興起など、あらゆる藝術の勃興したるは、なにによりての反應なりしか。

そもく天下のこと、皆これ一敗、一興といへるうちにも、大道のすたれて、仁義のおこること、いといみしけれ。室町の代は、實に大道のすたれたる時なり。伊勢、小笠原の諸禮、珠光、真相の茶道、志野の香道など、よしや仁義とば、いふへからすとも、下剋上の語あるにむかへては、まづその反應とするも、あなちふさはしからぬことにはあらざるへし。かゝる紛亂の世に一の典籍を講して、衆庶にその道をひろむるものなく、みづから求めて、文字を眼にするものなし。されは當代においては、道をひろむるにも、典

籍によるへからす。教をほとこすにも、文字を用ふへからす。たゞ目これを見て解し、耳これにふれて、傳ふといふかこさき、いと簡易、明晰なる手たてによらざるへからざるは、識者のたゞちに、とるべき手段なり。そはそのよの宗教において、その大躰をしり、御伽もの、繪巻物の流行したるによりて、その教訓のあらましも、解せらるゝにあらすや。その諸禮のことさきも、いたづらに典籍によりて、深遠なる學理を、了解せしむるよりも、たゞかたちにあらはれたる、座作進退をもて、一斑を教へしなり。茶道も、香道も思ふにまた同一の準繩、目的によりて、起りしや論なかるへし。茶道といへるものもたゞに茶のみ、器物を品隲する爲に、いてきしものにあらず。賓主席に入つて、揖讓のまことをいたし、一盃の茗をすゝりて、知らず識らすのうちに、その親睦をむすふ。香道もまた、はかなきたきもの、技によりて、古歌古文の意を解せしめ、一炷の香に、その心神を清め、おのつから脱俗凡超のさかひに、入らしめしも、時世にかなひたる、識者の婆心なりしなり。

歌會における方式のことさきも、階級の紛雜を極めし世において、これはまた、堂上のすさひ、さすかに神代のことを、うけつたへしものとして、なすわさも、行ふ人も、皆禮讓を重せしめたれば、まづその詠歌の思想、技巧を論するよりは、その會式におもきを置き

たるも、當然なる時代の、要求なりけむ。あゝ史をよみ、文をひもときて、その真意を解すること、いごかたからすや。

歌會故實をばり

千代の古道 帝國歌學史上卷 大尾

帝國歌學史の出版について

○この書は、わか證千代の古道の第一篇として、出版したのである、證書中にふくめるものは、主として文學、美術、有職故實にわたつてなる。今度はまつその第一篇として、この歌學史の上巻を、公にしたのである。下巻もついで、公にするつもりではあるが、證書として出版の都合上、いつれを先とし、いつれを後とするか、未定である。

○この書は、帝國文章史と共に、著述したものであれば、歌と文との關係上、これに載せて、かれになく、これにもれてかれにあるもの、一書籍の内容、評論、文學者傳記等、——のことは、かれこれと、別々にしたることゝ、已むを得ぬ次第である。それだから本書の撰想でもいふことは、かれと相對照して見なければ、わかまへかゝることと思ふ。

○この書は、帝國文章史と共に、明治廿七八年頃から、かきはしめたと思ふ。それか十四五年の今日まで、さんざ出来上らなかつた。出来上つた今日、その年限にくらへると一向なものであるのを、恥づるのである。それについては、かういふつまらむわけがある。それには、まつ、第一に營養のなかつたこと、第二に眞の田園生活といふので、朝早くから、夜遅くまで、耕作の外はなかつた。誰か、晴耕雨讀といつたが、私の當時のありさまは、實にそれであつた。そのなりの日々のありさまを、歌によむのが、この上もない楽しみであつた。そのころ、二萬四五千首ばかりは、たゞいまではよき紀念物となつた。

○かういふこと、その五六年はすき去つて仕舞つた。その頃讀みたい、見たいと思ふ書籍があつても、田舎のことだから、見るとたてかない。従つて意見もいへられない。困つたことなど、をり／＼は絶望して、筆をおいたこともあつたか。折角だと思ひかへして、またかきつづけた。だから脱獄もあり。附會の論でもあつた。かくしつゝ、やう／＼一冊のりとしたのか、三十二年七月の下旬であつた。

○それもその年の四月に、大垣中學校の國語の教師に雇はれて、多少時間の都合ができたからであつた。それその四月から七月にかけて、評書をしたのであつた。さらばといつて、その年の七月、吳中休暇に上京して、小杉樞博士をおたづねして、この歌學史や、文章史を

はしめて、つねにわが心かけて、配るしておいた物をさへけて、御覽を願つた。さうかばしめて御面會申したにか、はらす、この道にこそは申すに及ばず、著述さういふことについても、ねもころに、いろ／＼と御はなしをしてきたつたその時この歌學史を、文章史といつて、左の御文をいたしました。

保明ぬし、こたひのほり來て、はしめてあへるに、わか古典の、なにくれたふときを、つねに心に、しめられつるよしもて、いとねもころに、談せらるゝ、をさ／＼あかす、たのもしうも、おほゆるまんに、抱負する余か意見をも、特にかたらふついでに、ぬしか精神のかたはし、かうかきしるしいてぬ。一わたり見たまひて、いかて斧正ものせられはやとて、二三冊子をもをしめさる。いてとて、中なる千代の古道となつけたるを、よひ／＼ことによみ試るに、おもひしもしく、はしめに文字の事、次に歌、次に文とついで、其うつりかはりを、歴史的にかきいたされたる、いといたうせらにして、余かつねにみつからつとめ、人にもいさむる、心おきての大躰に、おのつから似連ひたるは、まことにうれしうこそ。されども人々の、見る處によりて、いさ／＼かことなる意なき能はさる勢は、いふまでもあらされは、猶何くれと一二うつし出つる事なきにしもあらず。

詩有別才といふことあるごとく、歌文もこれをもてあそぶ人々、別才なりとして、その古今の思想の變化、歌體の沿革などいふことを、いさ／＼かもわさまへえす、先生然たるおも／＼ちする徒、今日もたはかるは、實にかたはらいたきことなり。あはれ此冊子、今少し訂正を加へて、世間にたはやけにものじつ、

吾建國の時より、歌といひ、文といふもの、由來、發達は、かゝる精神をうたひ、しかく心緒をつゞけ出るものなりといふことを、平易なるこの轉載のまゝに、さる人々に、わかちあたへむに、やかてこれをよみ辨ふる人もあらませは、いやしくも文學の眞面目を、心得なましなど、同じ心におもふかま／＼を、一言かきそへて、其冊子をかへしまゐらすは、明治三十二年八月十八日。

楳 郵

このうちに、はしめに文字のことあるは、我國の文字のことについてのへたもので、次に文とあるは、即帝國文章史のことである。その時はこの三種を、一まとめにして、御覽を願つたから、かう御しるしになつたのである。なほそのうちに、あはれこの冊子、今少し訂正を加へて、世間に公にしつゝ、中さる人々に、わかちあたへむに、中文學の眞面目を心得なましと、おしるしになつたのに感奮して、再び辨をめぐつて、如何にも公に見たいと云ふ考へを起して、爾來このことに心配をしたのである。

○それから四年間、即三十二年から、三十六年の夏まで、その校の所在地たる、大垣町に住んで居たから、多少時間にひまかてきた。それについて、これ等原稿の整理も、その緒についた。しかるにまた家事も都合して、そこにすむことが、できなくなつたから、やむを得ず通勤した。その道は、かの中仙道で、途中美江寺驛を通つて、呂久といふ、掛懸川の渡船場を渡つて、赤坂驛の手前から、その町にはいるのであつて、道のりは丁度三里半である。

○さあかうなつてみると、時間にあまりなくなつた上に、田舎にをれば、田舎における用事といふものが随分出来て、それが爲に、このころは中止となつた。炎暑のをりの往復や、塵吹おろしの身にしみわたる朝夕、しかも短日で、執務の時間におくれまいと、いそいだ時は、なり／＼つらいと言つたこともあつた。

○さうか昨年の春、都合上突然、京都帝國大學圖書館にゆくこととなつた。その時懇意な人たち、君が家事上、學校の所在地にも、な

れの様も、且は八旬にあまゝ祖父や、婦人はかりを家へのこして、遠遊するといふことは、理においてゆるさぬことではないかと、切に諫められた。尤もてはあるが、しばらくの間だからといふ口實で、その年の三月廿一日に、遂に入浴をした。この入浴も外ではない、あり体にいへば、たゞ今自分が研究してゐることについて、所からきて、多少利益をうることもあらうかといふ、怒目であつた。館へいつたら、司書といふ役にせられた。かう一役を背負つてみれば、かれて思つて居たとは案外で、なぐ／＼自分の研究をするといふことは、とても出来ぬ。よき相本だと思つても、讀むをりかない、丁度銀行の役員ともが、多額の紙幣や、澤山の金貨や、銀貨をみても、自分のものとして、使ふことの出来ないのと同様だと、心ひそかに笑つたことであつた。

○かうして六七ヶ月もたつた。するに國元からは、家事向きに不都合が多いから、早くかへるやうにといふ手紙が、ほつ／＼來た。これにつけてもなるべくならば、こちらにならうちに、この書の出版かしたいと思つた。そのうちに四十二年の一月も來た。さうして今回、この書の印刷所たる、西濃印刷會社を京都へ呼んで、なにかと相談をして、いよく原稿をわたすことにした。すると都合わるく、自分の病氣をして、原稿の整理も出來ず、くす／＼してゐるうちに、二月もすぎ、三月もなほつた。四月になつたら、さうしてもこの地に、こゝまゝることが出來なくなつた。それは祖父の病氣の爲である。たひはさこやら助からぬ様子しやから、是非ともかへれといふ手紙がきた。○自分は、かの中江藤樹といふやうな人の、こゝに、くら／＼するのはないが、藩侯の命をそむいて、母を養はなければならぬといふので、郷里江州へかへられたためしも、よく知つてゐる。その境界は自分も同様だ。たゞひ父でなくて、祖父であるにしても、わか小供あかりのころ、父にはなれたのを、そたて教へてくれたまつた、大恩人であるからは、すこしも父さることなることはない。否それ以上である。と思つたら、一日でもそこにこゝまゝなることが、一つの罪惡をふやすやうに考へられて、矢も楯もたまらぬことになつた。

○そこでその月、辭表をたいて、四月三十日に歸國した。かへつて見れば、手紙のちもむき通り、常に壯健をもつて、ほ／＼りたまひし祖父も、こゝの外衰弱してゐられた。これではとても、御本復しことも、おほつかない御見つけしたら、去年の三月命にそむいて、入浴したことか、非常なる後悔の一つとなつた。しかしまたその時は、御氣分もたしかで、御耳もよくきこえ。御目もよくみえたから、その不幸の、ことを、御わひをしたら、過ぎ去つたことは言ひたすな。おまへの氣象も、よく承知してゐるからと、おほるけながらおほせられたので、まつ／＼安心をした。なほうかひたいことも、申し上げたいことも、いろいろあつたけれども、御弱りのさる／＼と、さしひかへて、たゞその御顔ばかりを拜むてをつた。かうしてその翌々日、即五月の二日すこし變かきたと思つたら、その日の正午といふに、遂に御なくなりになりました。四月の三十日に歸國して、つか／＼ひたいことも、申し上げたことも、そのまゝにして、やう／＼二日めの正午に、生死の御わひをするなごは、なんといふかなしいことだらうか。

○かういふこと、この月も半までは、そのすることを常てなかつた。うれにその十七日から、再び大垣中學校へ、通勤することになつた。かういふことかかまなつてきて、五月もすんで、六月になつた。この月には、やう／＼その出版に、こりかゝることかてきたのは、まことにうれしかつた。うれか六ヶ月を経過したこの十一月にいたつてやう／＼てき上つた。まことに長き月日、複雑な事情をへてきた割合に、つまらぬ製作物として、世に公にしたのは、まことに恥かしい次第である。何分にも田舎もの、手すさびとして、可憐なものこの同情が、ねかいたいのである。

○思へば、いゝる著述といふことについて、第一に必要なのが素養である。然るに余は、それに欠けてゐる野生である。赤裸々である。しかれば、この書には、立派な肩書や、學歴をもつた人の校閲序文をそへるさなごは、なごかましいとして、そのまゝにしてやめた。よしそれをし得たとするも、羊頭をかけて、狗肉をうるといふそしりも、またつらいことであらう。印刷のこときも、宮々たる帝都でせずして、田舎の活版屋に、托したのも自から求めたことであるから、その不体裁はいふまでもないことだ。田舎もの、著者に對しては、こゝまゝに對照してあることもひます。

○この書を公にするについて、初めの考へは、たゞわか露の会社中の人々へののみ、配布するつもりであつた。こゝろか、わか敬慕する、大

家先生が、一鉢著書を公にするといふことは、一人でも多くの人が見てくれて、わか意のあるところを知つてくれるのか、目的である。それに一方印刷までして、世に公にしやうといふのを、非賣品などとするのは、そも／＼著書出版の主旨に、そむくのではないか。そのよしあしはともかく、これまでに出来上つたのであるから、一般の需用に、應ずるやうにするのか、當然ではあるまいか」この注意をうけて、かく賣品としての手續を、はこんだのである。

○さてこの書の、出来上つたについて、二つのくちをしいとがある。その一つは、前にも言つた通り、この野生の仕事として、その勢力の多かつたにうへて、その効果のあからなかつたといふことである。しかしながらわか意のききは、なほ向上の研究をして、いかにもこの書をして、帝國歌學史たるの面目を、供へしめやうといふ一念は、わか頭腦を去らぬのである。今一つは、なくなつた祖父は、言幸舎廣隆先生の門人であつたのだから、多少はこの道に、心がけてなされたのである。わか少年にして、親をうしなつたにかゝはらず、ともかくもこの道のとを、わかまふるやうに、仕入れて下さつたのであります。されば常に私に言はるゝには、自分は折角、廣隆先生の御教訓には、預つたけれども、中途、いく十の波瀾にあひ、除障のために、専らこの道の研究に、身をゆたわるとの、てきなかつたのは、如何にも残念に思ふのである。どうかおまへは、できる限り、この道につくして、先生への御申し辭を、代つてしてくれなければならぬと、いましめて下さつた。○さればする廿五年の九月と三十九年の七月とにあらはした、旋頭歌評釋と、檀旋頭歌評釋との二篇か、かたしけなくも、天覽の光榮を、荷つた時のことさし、非常に御喜ひ下さつて、たさひ先生の孫弟子でも、そなたの著書が、天覽になつたといへば、自分先生への申し辭が、幾分か立つやうたさしはれた。今日この書が出来上つたにつけても、それほとまでには、私を思つて下さつた、祖父なる人さ、幽明處をこころにして、これを御見せ申すこと、出来なくなつたと言ふことは、わか一生中のくちをなしてある。

あまがける、魂よこの世に、もしもあらは、

今日の手向を、みそなはせ君。

なれが書きし、ふみなかめつと、夢にたに、

一言たまふ。そのみすかたに、

とは、この書にそつて、手向け奉りし歌のうち二つである。あ、今となつては、如何にとも致しかたがないのである。あ、こゝろは、かりしものこと、あ、したはしきは、そのよりのこと。

○養氏は國宗家菊池素雲氏か、わか屋敷にすなみて、あ、れたものて、こゝろを傳へ得た意匠である。今改めてその原意を附した。

明治四十二年、十一月半。今よひも風ませの時雨をもよほさむ、露のゆきかひ、夕つゝの光りも、見えかくれて、野端ちかき、櫻、桜、櫻の梢の、すてにささきそめたるなり、露の舎の西窓にしるしをばりぬ。

そのなりの感想。

沙々落葉、よは滅盡の、劫風の、

滿願のふか、あ、幻影の。



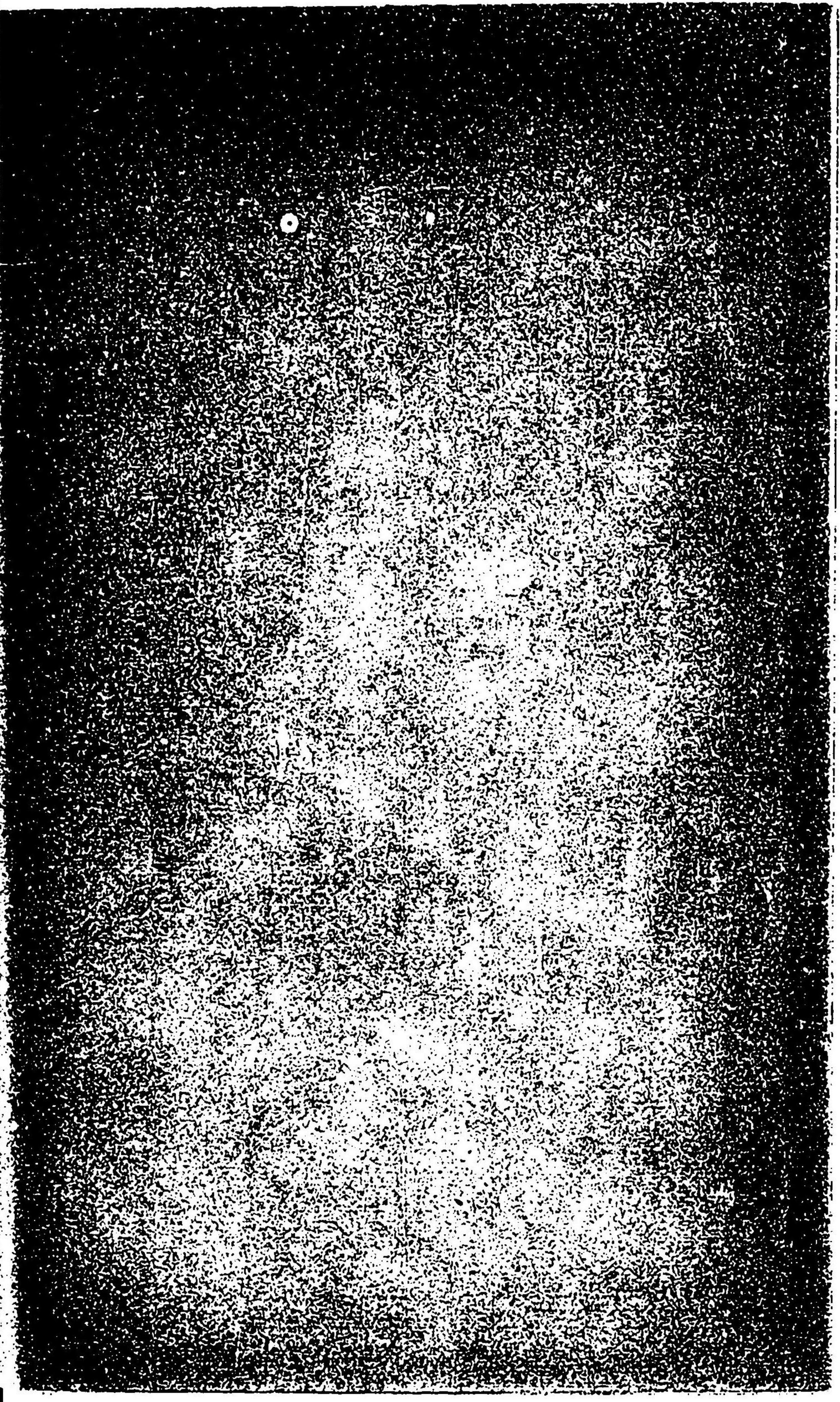
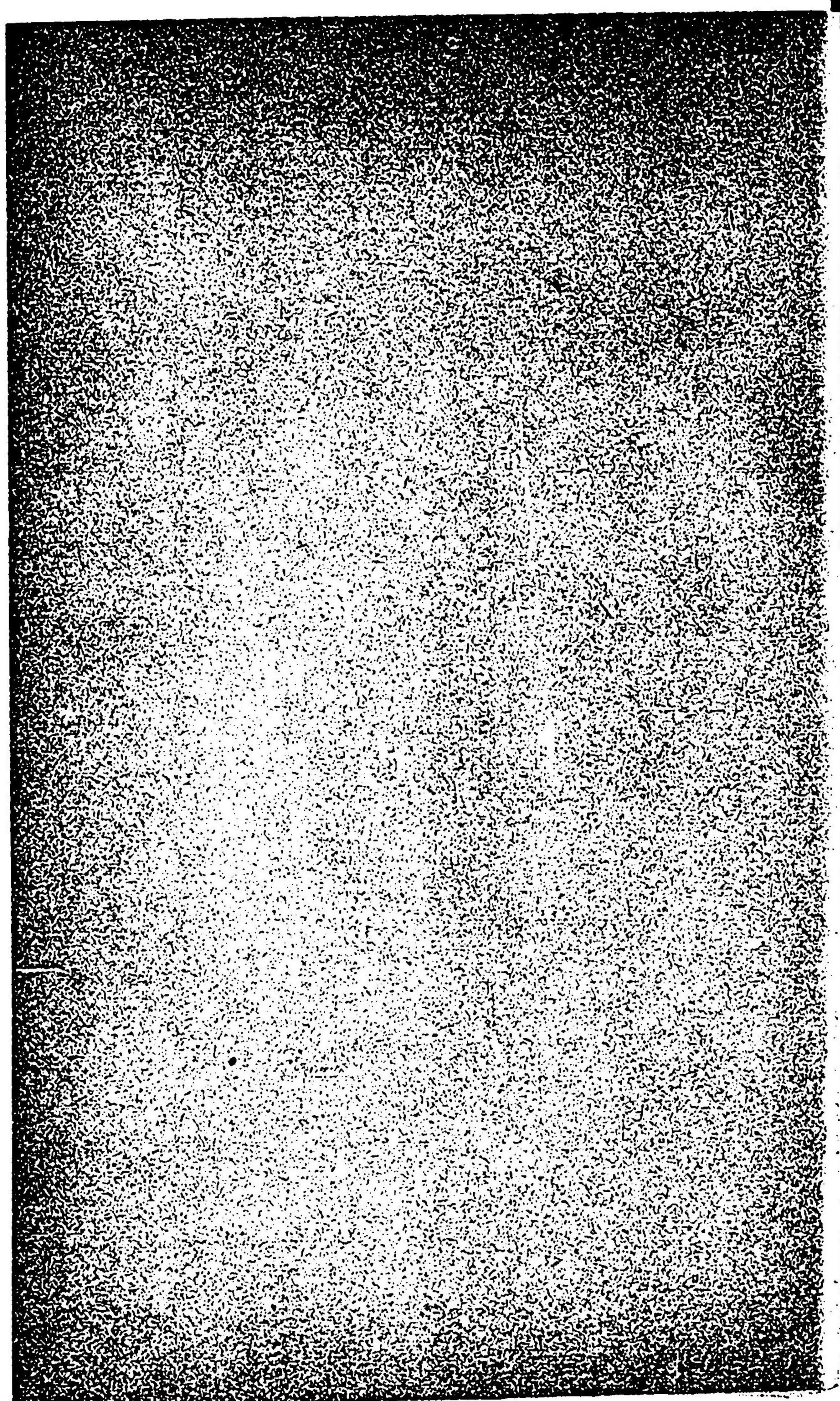
欄	頁	誤	正
	三〇	いつかかし もこの歌	いつかかしが もこの歌
	二九	わかろ、す ばら	わかろ すばら
	二八	常陸國歌	常陸國歌
	二七	二集比較つ にき	二集比較につ き
	二六	播者のこと	五字ヲ抹ス
	二五	歌人源實賴	歌人源實朝
	二四	源實賴	源實朝
	二三	金槐集	金槐集
	二二	當代の板本	當代の板本
	二一	御既並	御日並
	二〇	糸古方之稽圖 人丸像につ て	稽古方之系圖 人丸像につ き
	一九	とりすてた ることにも	とりすへたる ことにも
外	頁	行	誤
	八	七	たんば、ノ下 なヲ脱ス
	八	八	いへるなにか
	一八	一	家隆卿わが し時
	一九	四	故實なごなど
	二〇	八	編
	二一	二	文久元年
	二二	二	峰
	二三	三	浴者
	二四	三	先々思ふ
	二五	七	草紙生
	二六	六	存箱
頭	頁	行	正
	八	七	いへるにか
	一八	一	わが、りし時
	一九	四	故實なご
	二〇	八	編
	二一	二	元久二年
	二二	二	峰
	二三	三	給者
	二四	三	先々思ふ
	二五	七	草紙箱
	二六	六	存生
本	頁	行	誤
	三	二五	歌連 あたらすつし
	三	二	女
	三	一	自然漏出 萬葉集ノ三字 ヲ抄抹ス。
	三	一	つられ
	三	一	たり
	三	二	くしや
	三	七	命反
	三	一	「肩に、 久華
	三	五	泉國のまなひ
	三	二	四の御十賀
	三	一	こゝに
	三	一	思ひかめられ
	三	一	むかへ
	三	一	まかりける。
	三	一	みち
	三	一	めなれたる色
	三	一	四時
文	頁	行	正
	三	二五	歌連歌 あたらすかし
	三	二	女
	三	一	自然漏出
	三	一	つかれ
	三	一	たれ
	三	一	へくや
	三	一	命反
	三	一	肩に
	三	一	文華
	三	一	泉國まなひ
	三	一	四十の御賀
	三	一	こゝに
	三	一	思ひかめられ
	三	一	むかへ
	三	一	まかりける、
	三	一	みち
	三	一	めなれたる色
	三	一	四時

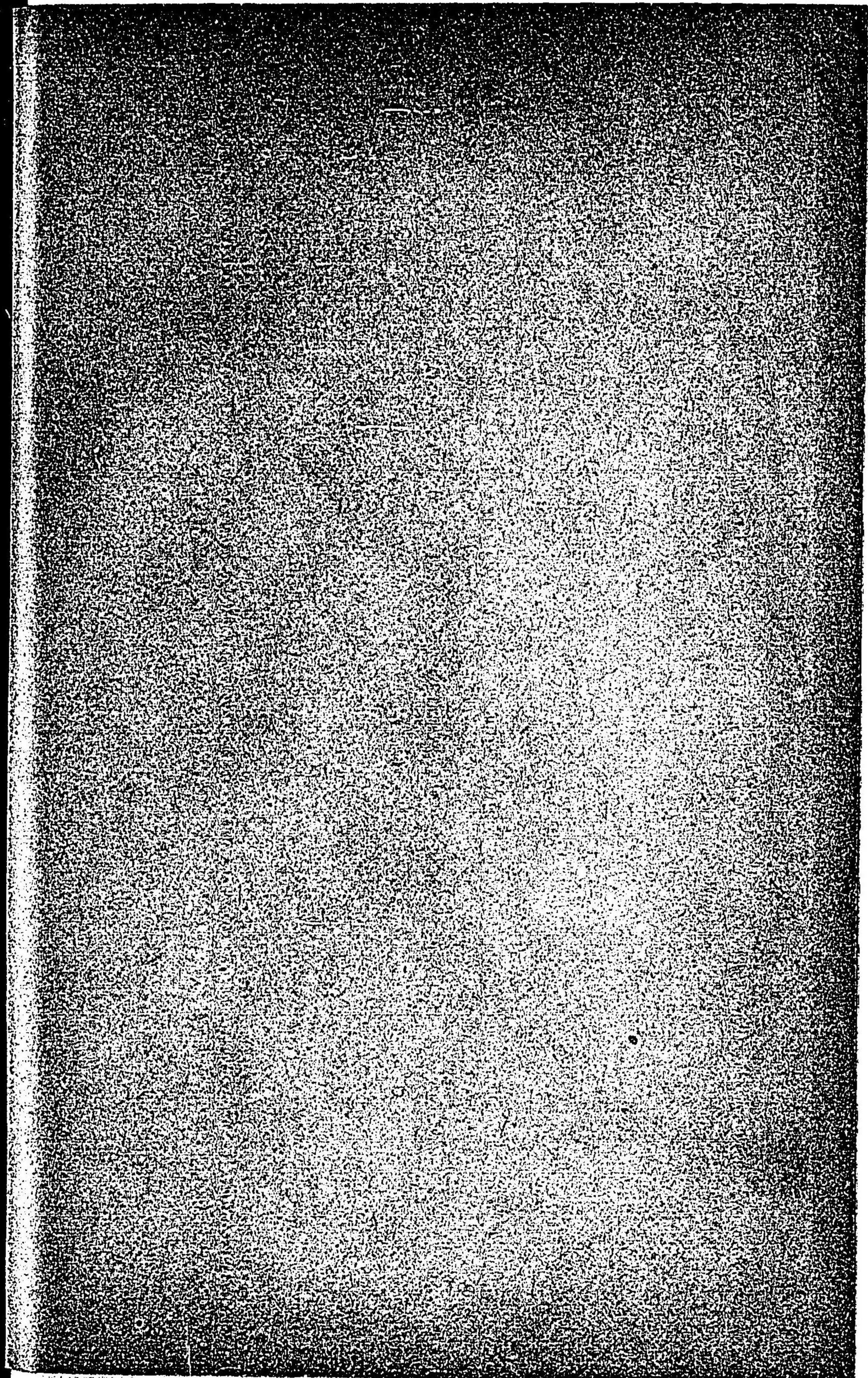
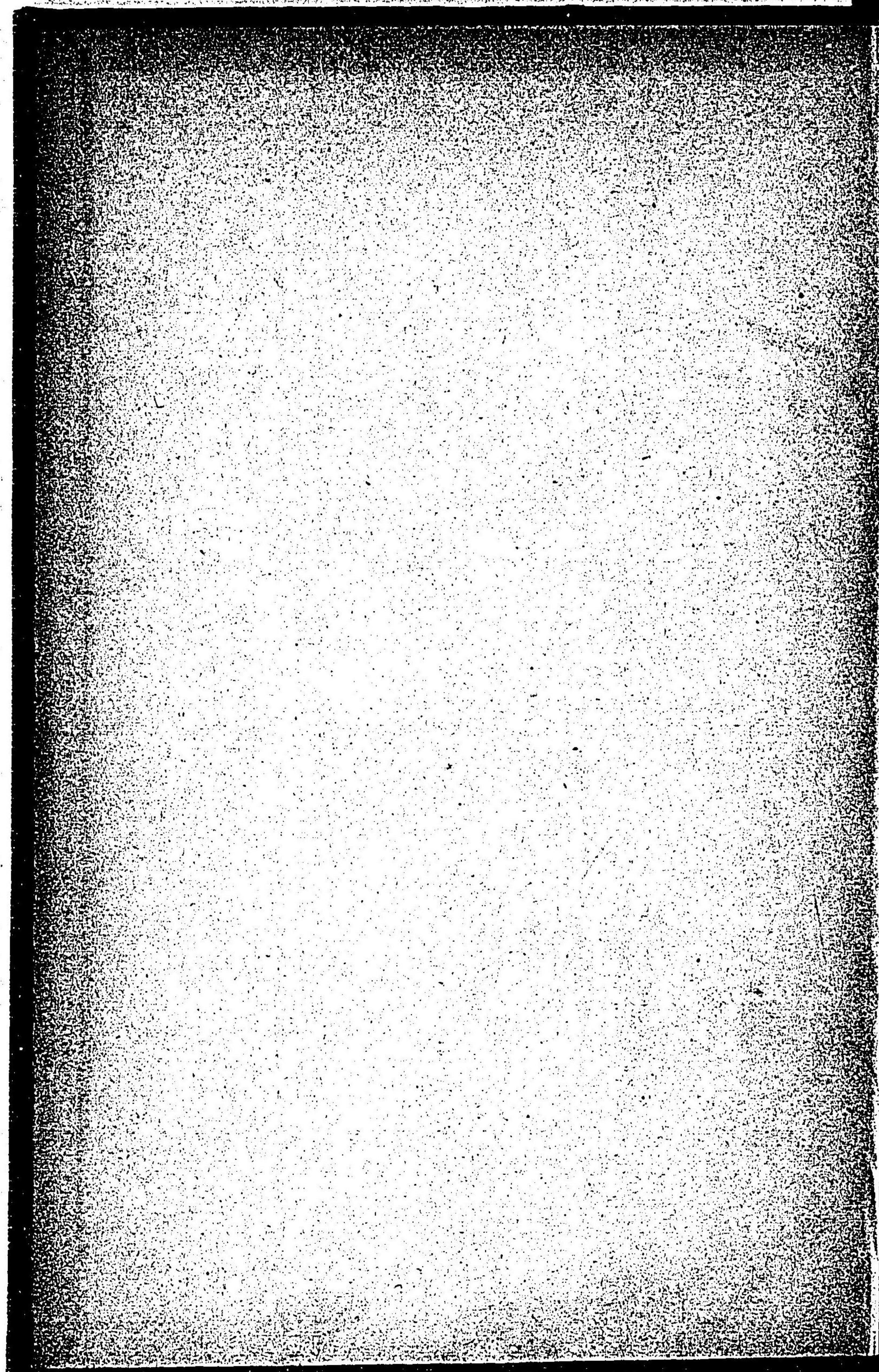
頁	行	誤	正	頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
二五	四	道義	通義	二六	四	千三百八十首	千三百八十首	二七	二	骨柳の原	骨柳の糸
二五	四	其後	(行ヲ改ム)	二八	四	宜門	宜阿	二八	一	口譯	口訣
二五	三	ささきて	ささしてし	二九	七	おの／＼	ほのく	二九	二	口譯	口訣
二五	二	とや	さかや	三〇	〇	上向	向上	三〇	一	いとつたり	つとめたり
二五	九	たまたのみす	たまたれのみ	三一	三	冷泉院	冷泉中納言	三一	三	五輪	五輪
二五	二	めくらす	めくらさす	三二	四	飛鳥井大納言	飛鳥井大納言	三二	五	其替	其替
二五	七	没落忠度	没落忠度	三三	四	むすひつる	むすひつる	三三	三	らるゝなり	らるゝなれ
二五	四	このしこや	たのしこや	三四	三	浄辨律師	浄辨律師	三四	三	一例といは	一例をいは
二五	九	明月紀	明月記	三五	四	阿	阿	三五	五	いへこそも	いへこそも
二五	九	顯照	顯昭	三六	六	明徳殿	明徳殿	三六	五	入れしとき	入れりしとき
二五	七	中務卿	中務卿	三七	七	默禱	默禱	三七	三	使に隨ひて	使に隨ひて
二五	四	就門集和歌集	就門集	三八	三	時黒	時黒	三八	三	御之也	御之故也
二五	三	風雅撰	風雅集	三九	九	爲長卿自作	爲長卿自作	三九	八	加誅せりし	加誅せりし
二五	六	ことなく	ことこ	四〇	一	たらのもの也	たらのもの也	四〇	二	見えたる	見えたり
二五	一	要辨抄	辨要抄	四一	二	ねられぬ	ねられぬ	四一	三	侍に	侍に
二五	一	百首以來	百首人々以來	四二	〇	あやしむるに	あやしむに	四二	三	そへるる	そへる
二五	四	風潮なり	風潮なりき	四三	二	義政卿	義政卿	四三	三	おくかき	
二六	八	宗真卿	宗真卿	四四	五			四四	三		

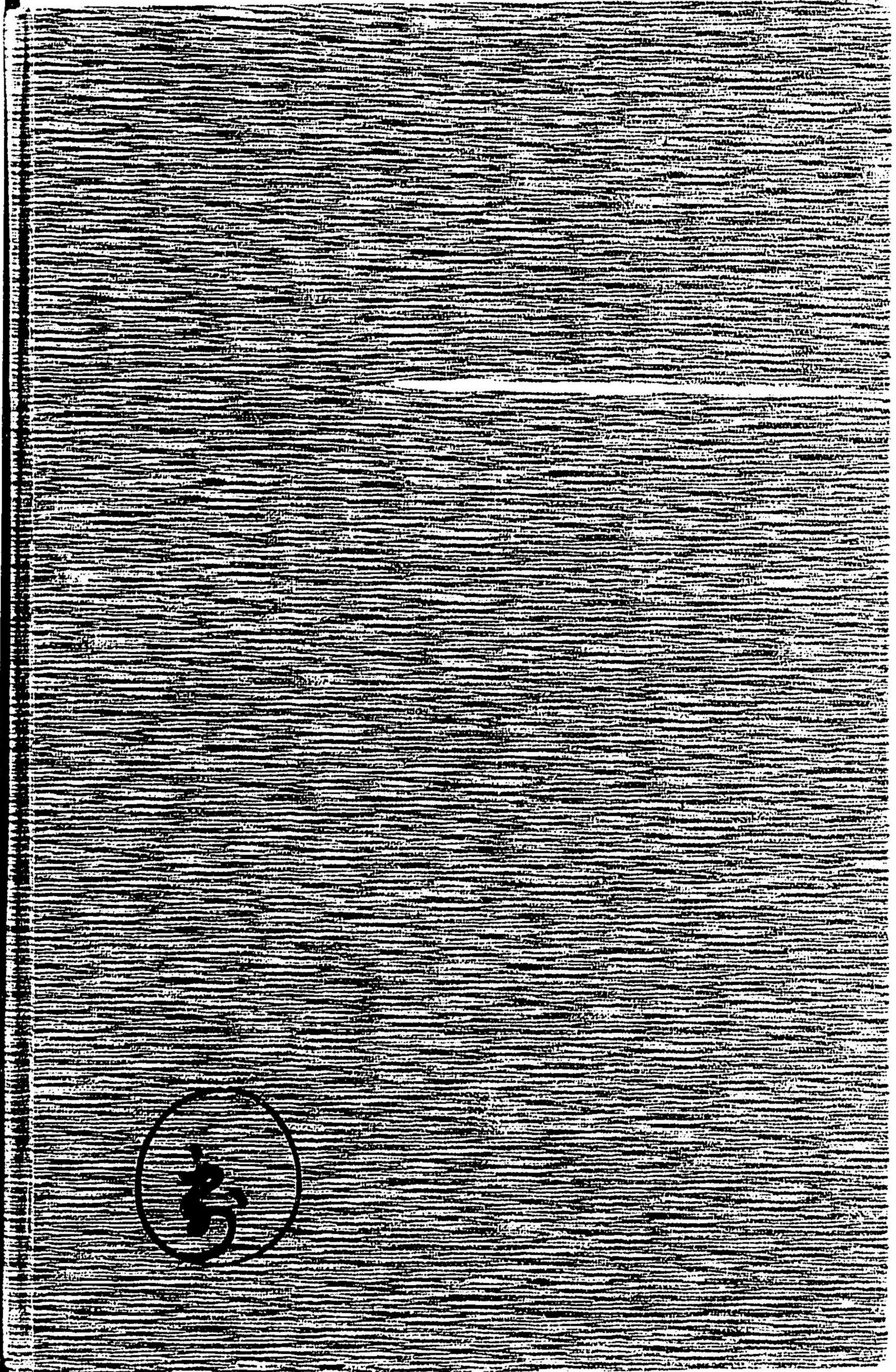
明治四十二年十二月廿五日印刷  
 明治四十二年十二月三十日發行



著者 岐阜縣本巢郡席田村 神谷保朗  
 發行所 岐阜縣大垣町字竹島 露の舎社中代表者  
 發行所 岐阜縣揖斐町 露の舎社中代表者  
 印刷所 岐阜縣安八郡大垣町字百五十三番戸 河田貞次郎  
 印刷所 岐阜縣安八郡大垣町字百五十三番戸 西濃印刷株式會社  
 發賣元 東京市日本橋區本石町三丁目 寶文館







086339-000-1

911.101-Ka297t

帝国歌学史 上卷

神谷 保朗/著

M42

DBD-1118

